

坂戸市

こどもまんなか計画

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度

こどもの笑顔が輝くまち さかど



令和7年3月
坂戸市

はじめに

昨今、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや生活環境の変化、地域社会のつながりの希薄化が進み、子育て家庭の孤立に加え、児童虐待、ひきこもり、いじめ、自殺など、こどもや子育て家庭を取り巻く諸問題が顕在化しつつあります。



本市では、これまで、子ども・子育て支援法に基づく「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧称：子どもの貧困対策の推進に関する法律）に基づく「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」を策定し、教育・保育サービスの充実や子育て家庭の経済的支援など、すべてのこどもが健やかに成長することができる環境の整備に取り組んできました。

そのような中、令和 年 月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同法において市町村が「こども計画」を策定することが規定されました。本計画は、同年12月に閣議決定された「こども大綱」を勘案し、同法に基づく本市の「こども計画」として策定したものであります。

本計画では、これまでの取組を継承するとともに、時代の変化に応じて、新たな課題に柔軟に対応するなど、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもの笑顔が輝くまち さかど」を基本理念に、市民、地域、民間事業者、行政などの関係者が密接に連携し、施策を推進していく考えであります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました坂戸市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様並びに関係皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

坂戸市長 石川 清

目次構成

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画策定の根拠となる法律等	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定方法	6
第2章 坂戸市のこどもと家庭をとりまく状況	8
1 坂戸市の人口・世帯、こどもや子育て家庭の状況	8
2 保護者アンケート調査結果からみる坂戸市の状況	21
3 こども・若者アンケート調査結果からみる坂戸市の状況	62
第3章 計画の基本的な考え方	71
1 計画の基本理念	71
2 計画の視点	72
3 基本目標と施策の方向	73
4 体系図	76
第4章 施策の展開	77
基本目標1 こども・若者が将来に希望が持てる環境を整えます	77
基本目標2 子育て・子育てを支援します	83
基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	90
第5章 量の見込みと提供体制の確保について	95
1 教育・保育提供区域	95
2 幼児期の学校教育・保育の充実	95
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	98
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	110
第6章 計画の推進体制と進捗管理	111
1 計画の推進体制	111
2 計画の進捗管理	112
資料編	113
1 坂戸市児童福祉審議会条例	113
2 坂戸市こども計画等庁内策定・推進会議設置要領	115
3 坂戸市児童福祉審議会委員名簿	116
4 策定経過	117
5 諮問	119
6 答申	120
7 市民コメント	122
8 用語解説	123

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、こどもや子育て家庭の孤立など、こどもたちを取り巻く環境が大きな変化を見せています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実現させるなど、子育て支援策の充実に努めてきました。

このように子育て支援策が充実されていく一方で、昨今では、こどもたちの生命や安全に重大な影響を及ぼす児童虐待のほか、いじめやひきこもりといった学校や家庭生活に関わる問題が増加するなど、こどもの権利を脅かす様々な事象が顕在化しつつあります。

これらを背景に、令和5年4月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行され、同時に「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こども家庭庁」が中心となって、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組が開始されました。

本市においては、子ども・子育て支援法（第61条）に基づき、平成27年3月に策定した「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に改定し、同法に規定された13事業の推進を図るとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）に基づき、平成30年3月に「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」を策定し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に努めてきました。

こどもを取り巻く社会環境が変化する中、本市においては、「こども基本法（第10条）」に基づく「こども大綱」を勘案して、「こどもまんなか社会」を目指し、本市の次代を担うこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう取組を進めることで、持続可能な都市として発展できるよう「坂戸市こどもまんなか計画」を策定するものです。

2 計画策定の根拠となる法律等

(1) こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(4) 子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(旧：子どもの貧困対策の推進に関する法律)

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(6) 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

第2 成育医療等に関する計画の策定について

4 成育医療等に関する計画の策定手順等

(1)市町村が策定する計画について

○市町村は、成育医療等の提供に関する施策の一つである母子保健事業の主たる実施者であることから、事業の実施等を通じて課題を把握すること。

○当該課題への対応を検討して事業に反映させ、きめ細かな支援につなげていくことが重要であることを念頭に置いて、計画を策定すること。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

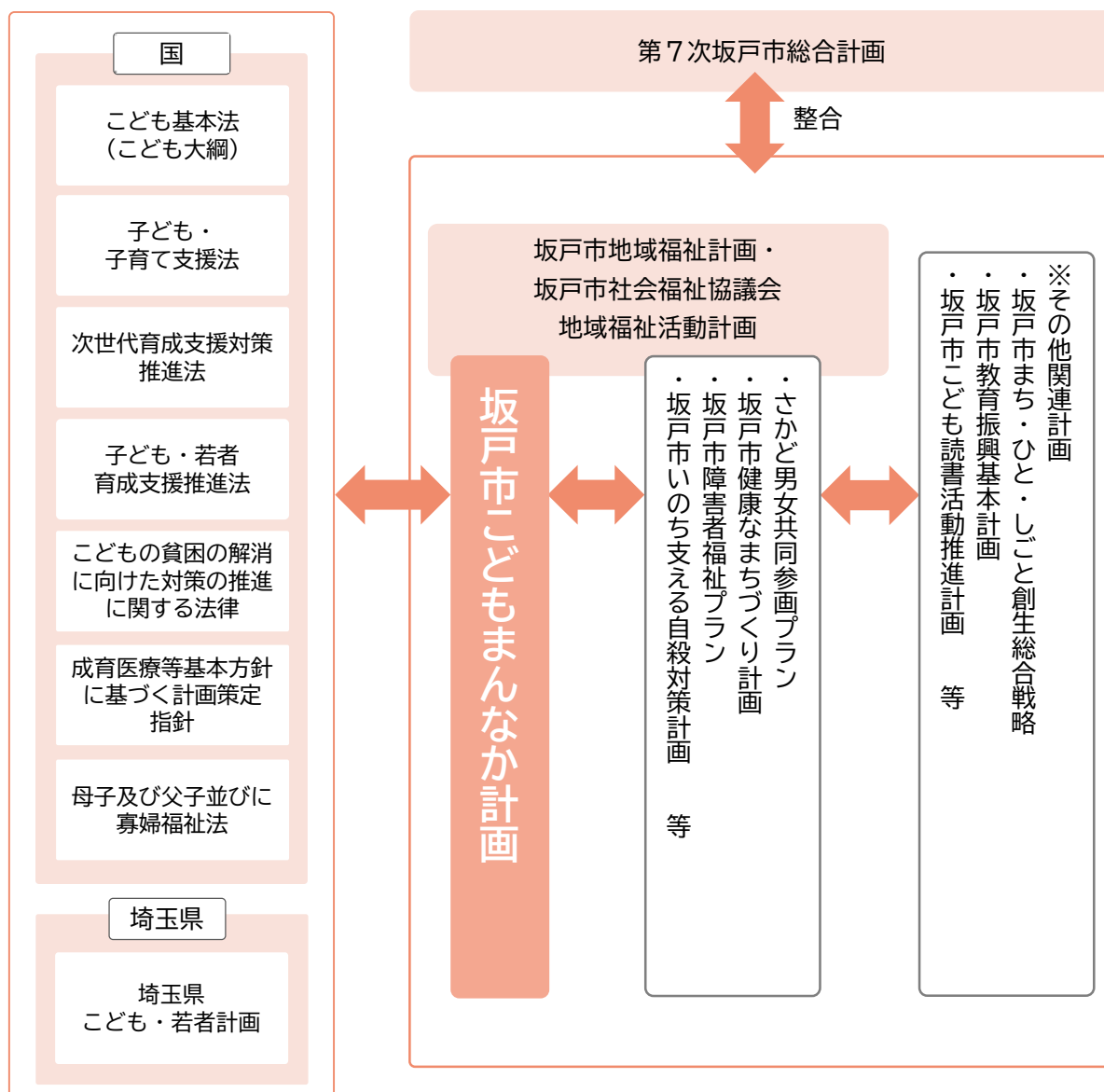
3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第7条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項又は第4項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 計画の位置付け

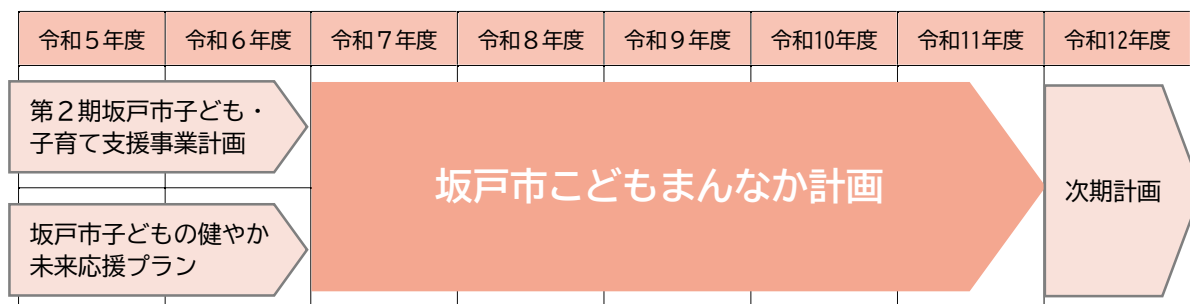
- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、本市のこども施策の推進に係る基本的な方向性を示したものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含する計画として一体的に策定しています。
- 「第7次坂戸市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間



5 計画の策定方法

(1) 保護者に対するアンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、市民から子ども・子育てに関する考えや意見を伺うための「坂戸市子育て支援に関する保護者アンケート調査」を実施しました。

(2) こども・若者に対するアンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、市内のこども・若者本人から意見を伺うための「坂戸市こども・若者アンケート調査」を実施しました。

(3) こども計画等庁内策定・推進会議の開催

本計画の策定・検討のため、こども計画等庁内策定・推進会議を開催しました。

(4) こども計画等庁内策定・推進会議ワーキング・チーム会議の開催

本計画の策定・検討のための調査・研究を行うため、こども計画等庁内策定・推進会議のワーキング・チームによる会議を開催しました。

(5) 坂戸市児童福祉審議会への意見聴取

本計画は、市民、関係団体、有識者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「坂戸市児童福祉審議会」において、計画の内容等について諮問し、幅広く意見を伺い策定しました。

（６）市民コメントの実施

計画策定にあたって、計画案の内容を公開し、広く市民の意見収集に努めました。

実施期間：令和６年１２月６日～令和７年１月６日

第2章

坂戸市のこどもと家庭をとりまく状況

1 坂戸市の人口・世帯、こどもや子育て家庭の状況

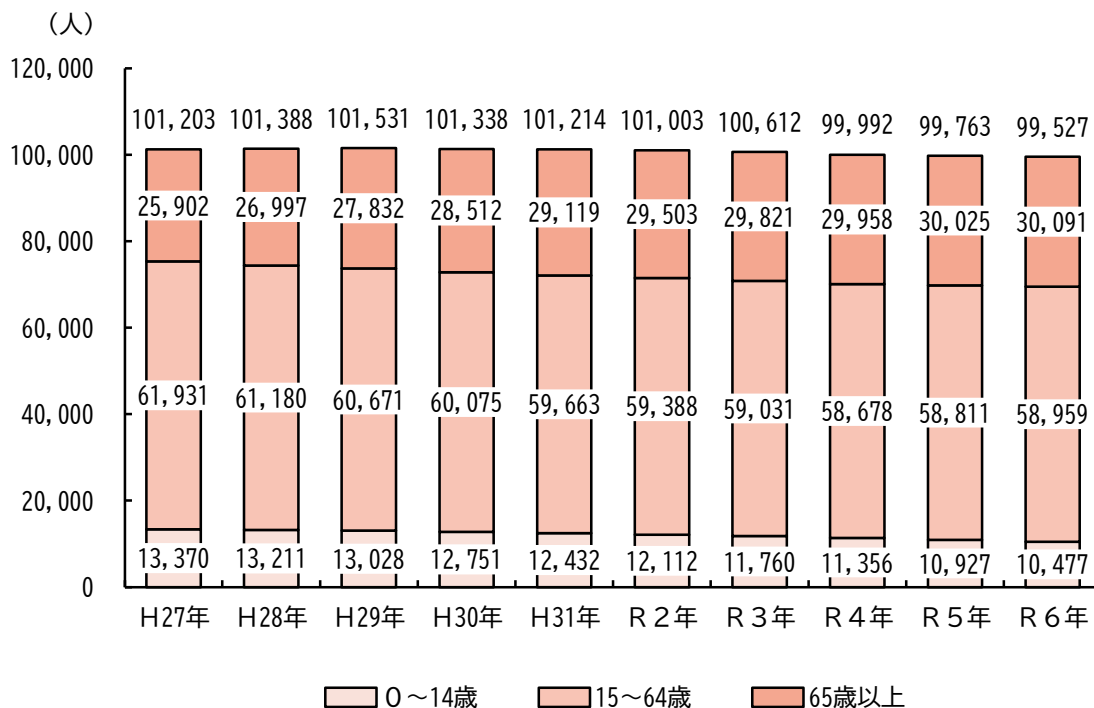
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の過去10年間の総人口は、およそ10万人ですが、平成30年以降減少を続けています。

年齢3区分別では、65歳以上の老年人口は毎年増加している一方で、0～14歳の年少年齢人口は毎年減少しています。また、15～64歳の生産人口は、減少傾向にあるものの、令和5、6年はやや増加に転じています。

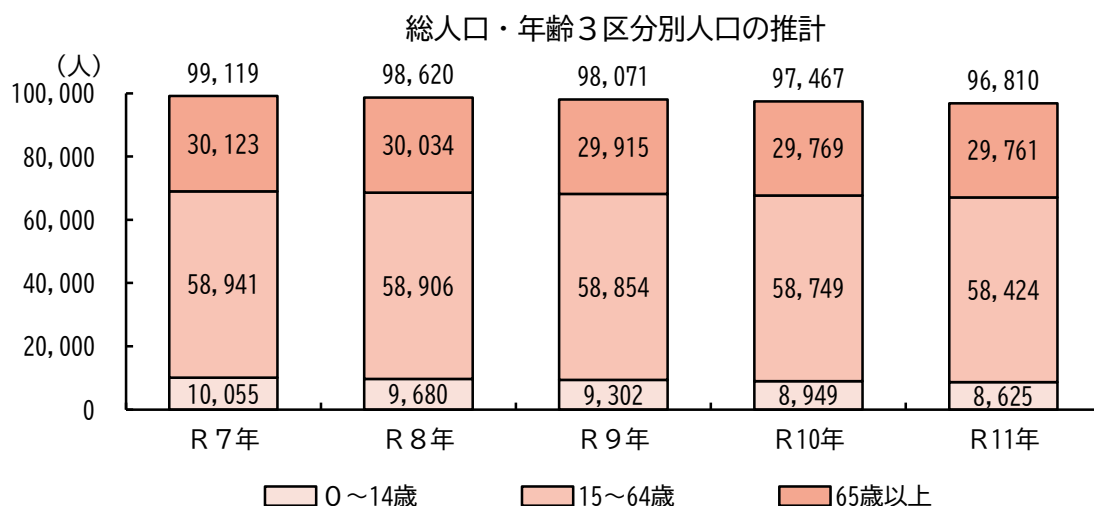
総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

② 総人口・年齢3区分別人口の推計

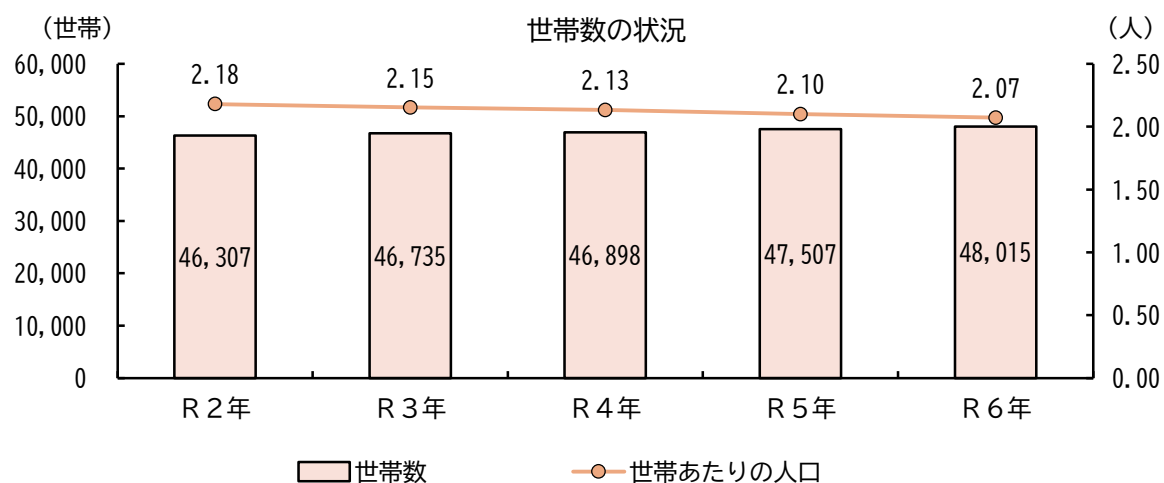
令和7年から令和11年までの人口推計では、すべての年齢区分で減少しており、令和11年で、0～14歳は8,625人、15～64歳は58,424人、65歳以上は29,761人となる見込みです。



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計

③ 世帯数の状況

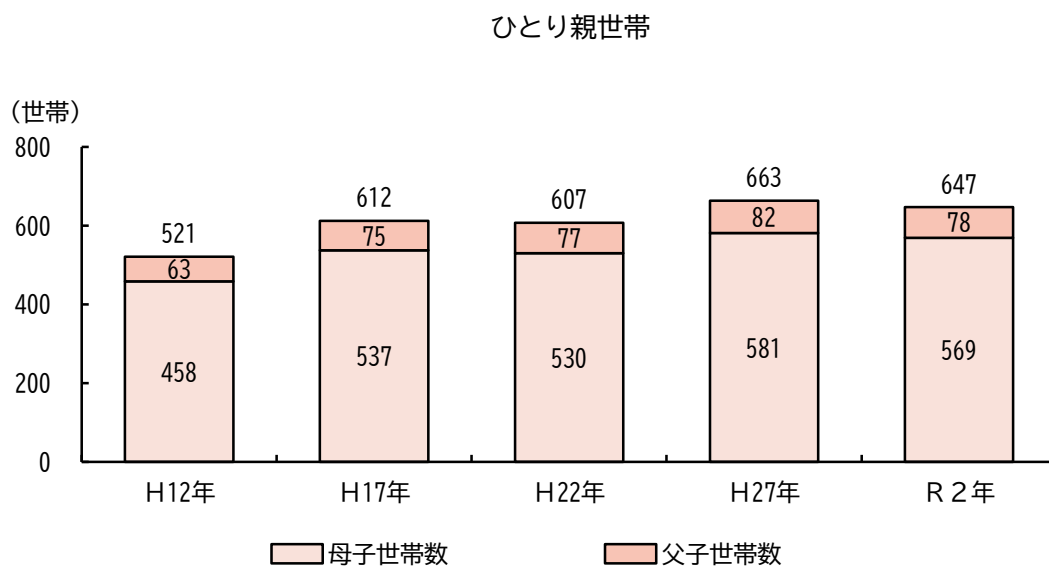
世帯数が増加傾向で推移している一方で、1世帯あたりの人員は令和2年の2.18人に対し、令和6年では2.07人と減少傾向で推移しています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日）

④ ひとり親世帯

ひとり親世帯は、平成12年から総じて増加傾向で推移しています。

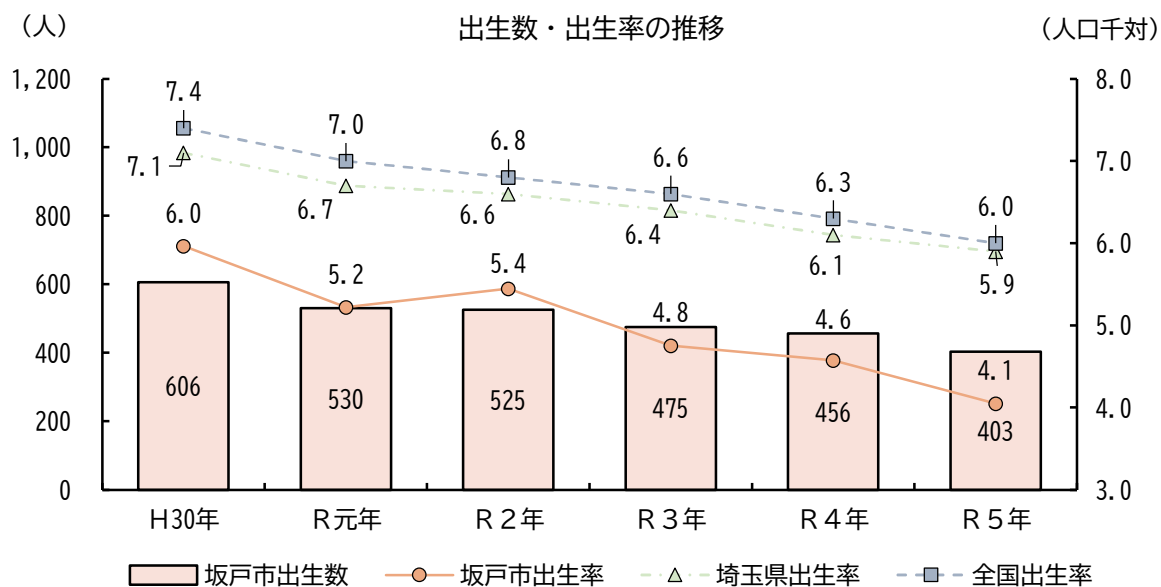


資料：国勢調査

(2) こどもの出生・人口の状況

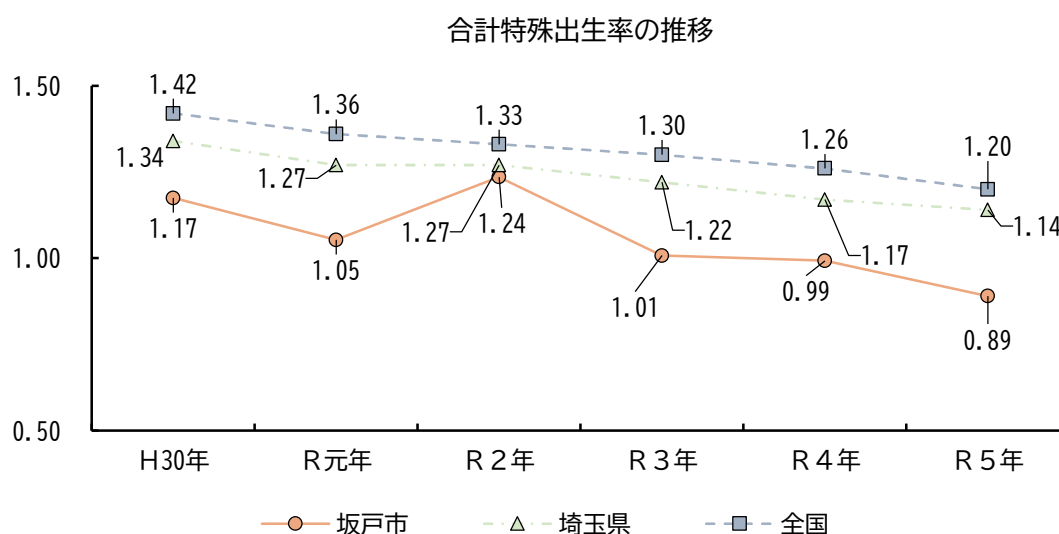
① 出生数・出生率の推移

本市の出生数・出生率は、ともに減少傾向にあり、平成30年から令和5年までの推移をみると、出生数は203人減少しています。



② 合計特殊出生率の推移

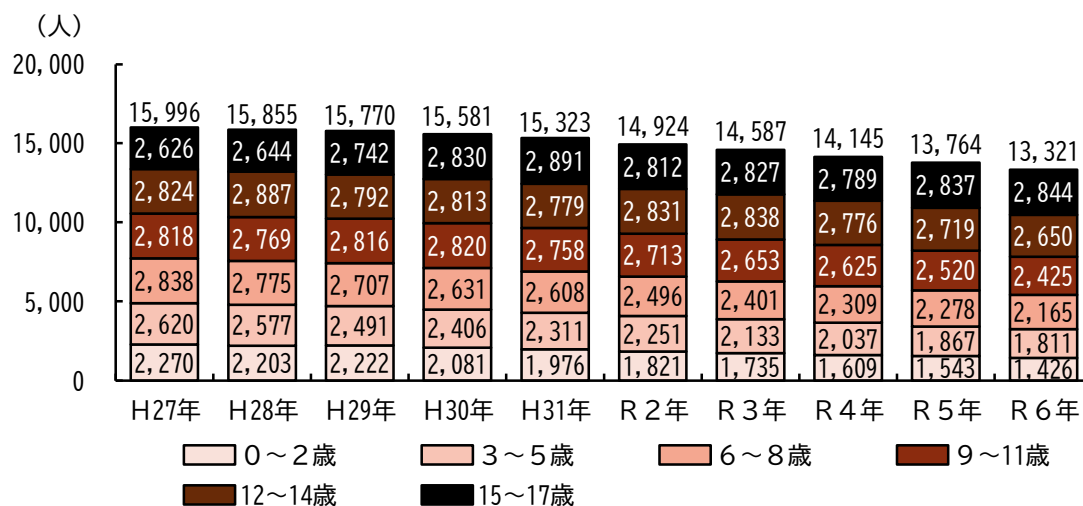
本市の合計特殊出生率※の推移をみると、増減を繰り返しており、埼玉県・全国と比較すると、低い水準となっています。



③ こども（満１８歳未満）の数の推移

本市の満１８歳未満のこどもの数の推移をみると、減少傾向であり、平成２７年と比較すると、令和６年には約２，７００人減の１３，３２１人となっています。

こども（満１８歳未満）の数の推移

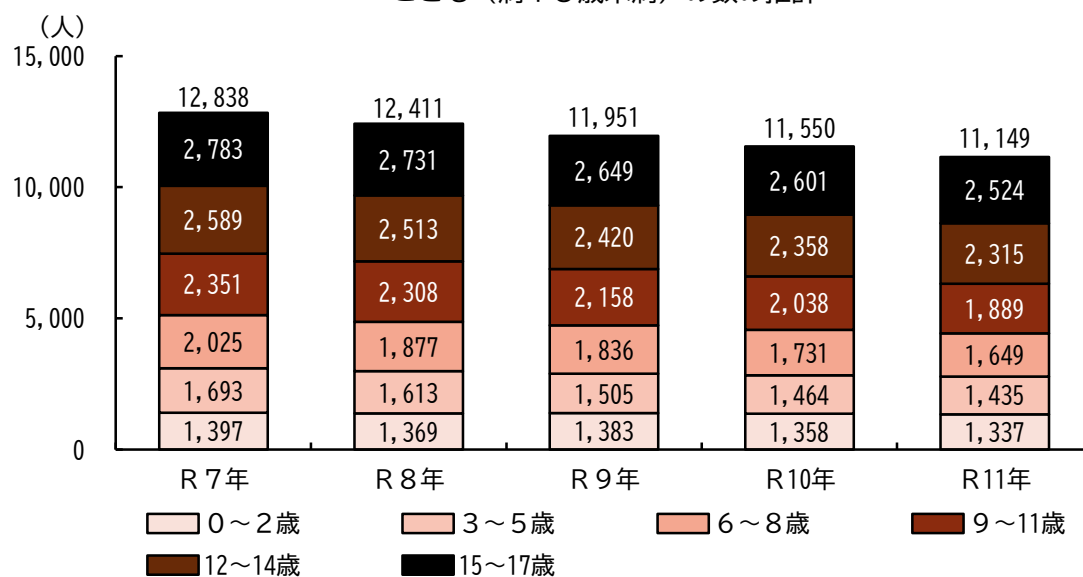


資料：住民基本台帳（各年１月１日）

④ こども（満１８歳未満）の数の推計

令和７年から令和１１年までの本市の満１８歳未満のこどもの数の推計をみると、全ての年代において、年々減少する見込みとなっています。

こども（満１８歳未満）の数の推計

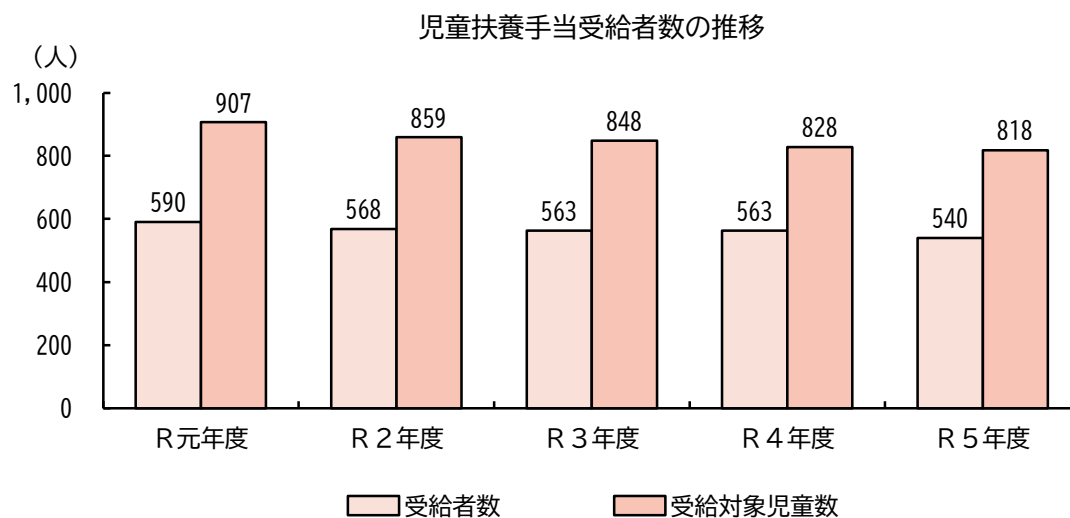


資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計

(3) 経済的支援が必要な子育て家庭の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

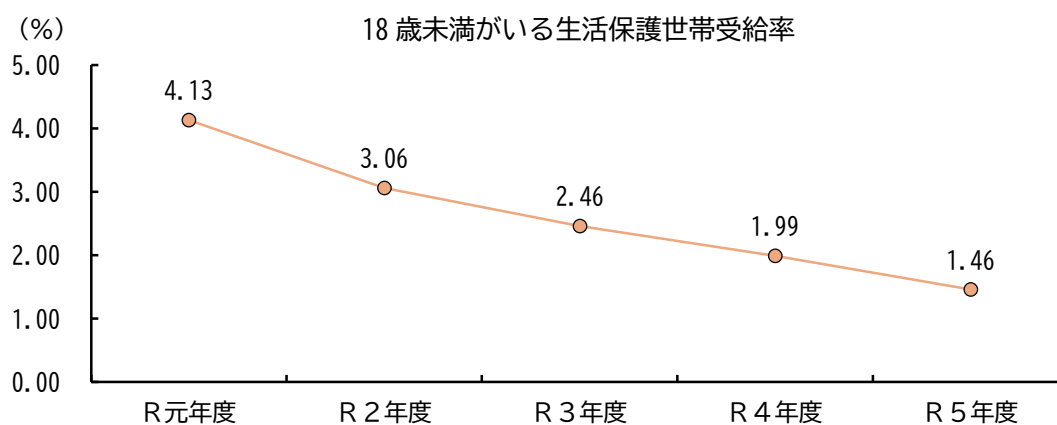
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数ともに減少傾向にあり、令和5年度では、受給者数が540人、受給対象児童数が818人となっています。



資料：こども支援課

② 18歳未満のこどもがいる生活保護世帯受給率

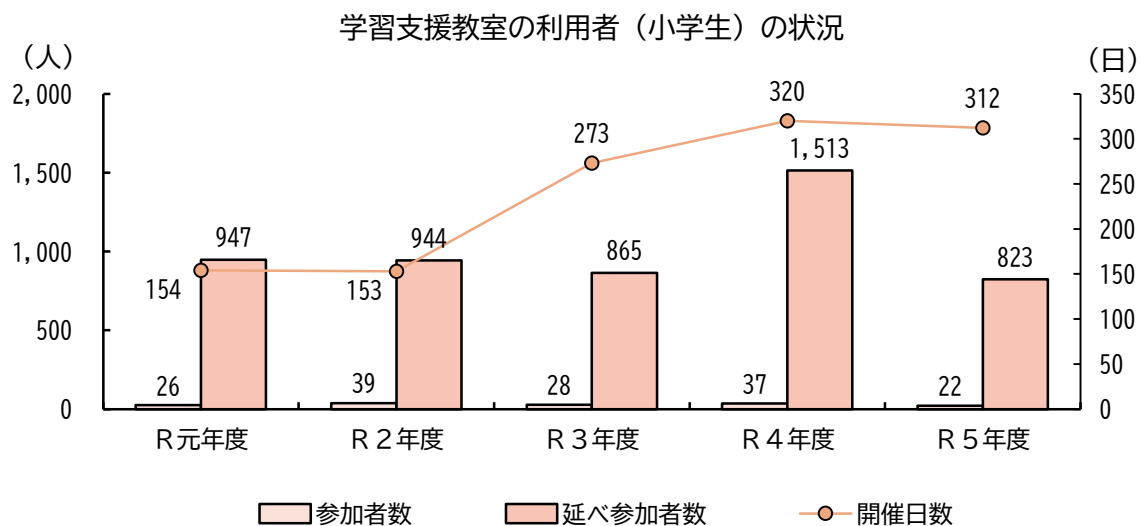
本市の18歳未満のこどもがいる生活保護世帯受給率は減少しており、令和5年度で受給率は、1.46%となっています。



資料：福祉総務課

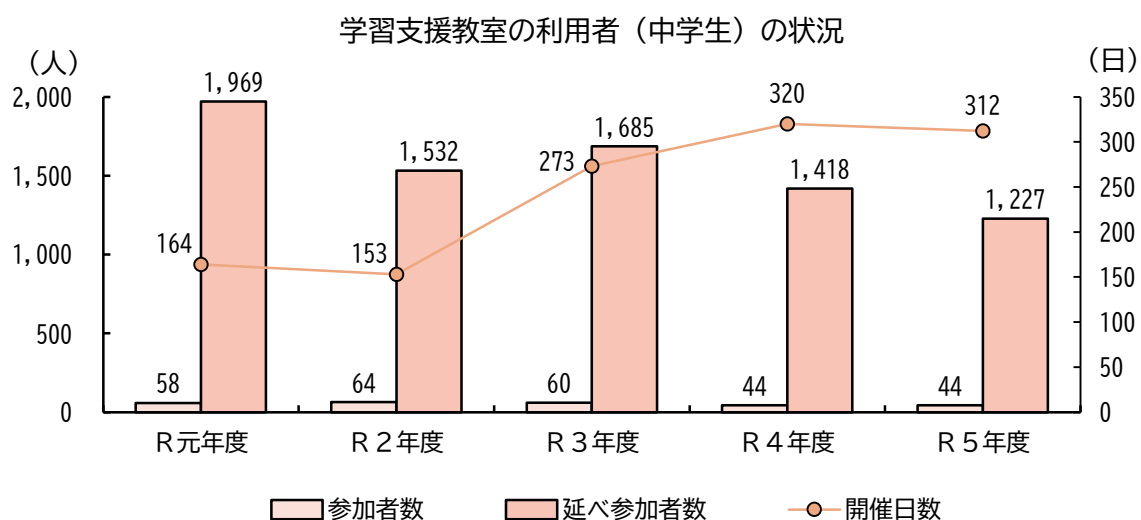
③ 学習支援教室の利用者（小学生）の状況

学習支援教室の参加者数・延べ参加者数は増減を繰り返しており、令和５年度の延べ参加者数をみると８２３人となっています。



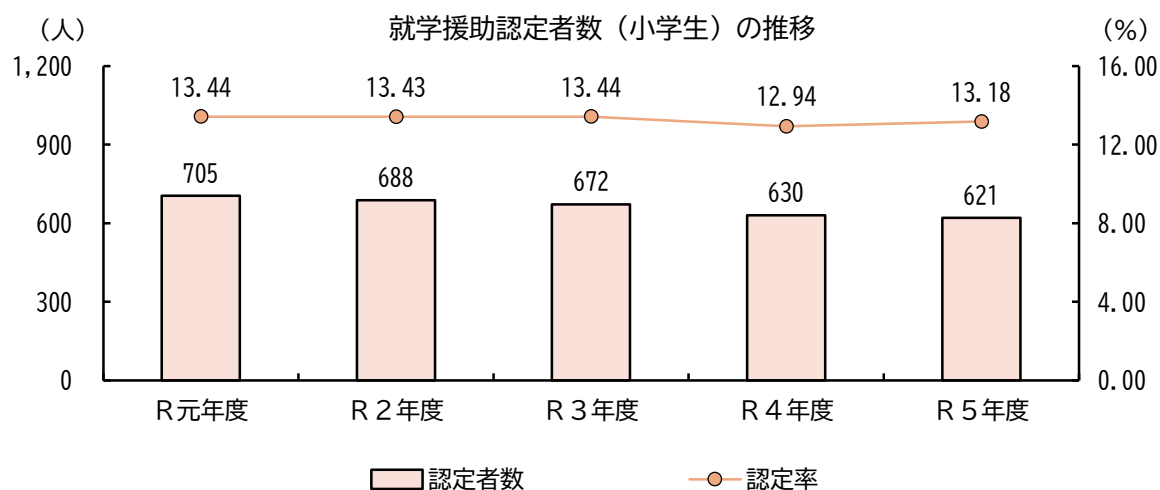
④ 学習支援教室の利用者（中学生）の状況

学習支援教室の参加者数・延べ参加者数は増減を繰り返しており、令和５年度の延べ参加者数は１，２２７人となっています。



⑤ 就学援助認定者数（小学生）の推移

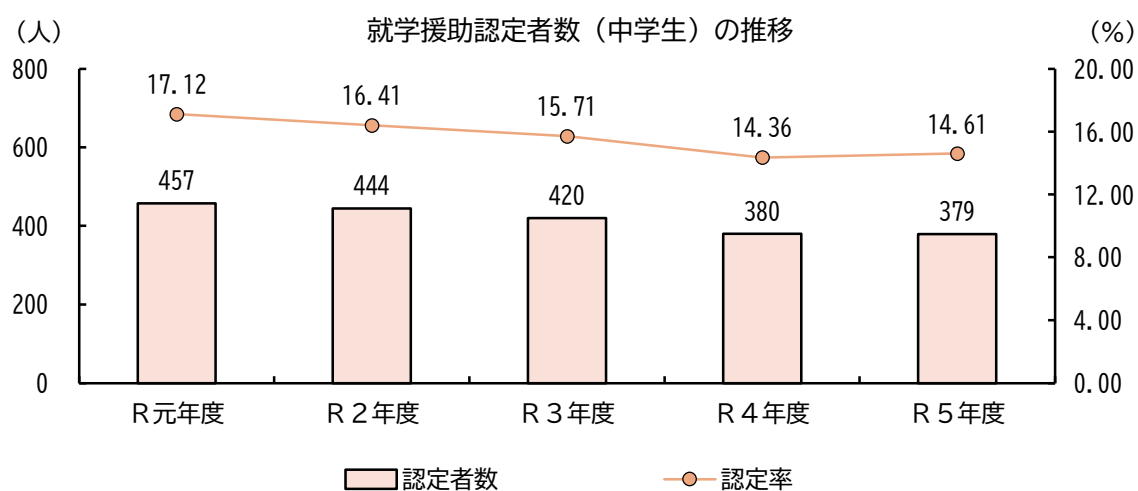
本市の小学生における就学援助認定者数は減少しており、令和５年度で認定者数は６２１人、認定率は１３．１８％となっています。



資料：学校教育課

⑥ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は減少しており、令和５年度で認定者数は３７９人、認定率は１４．６１％となっています。

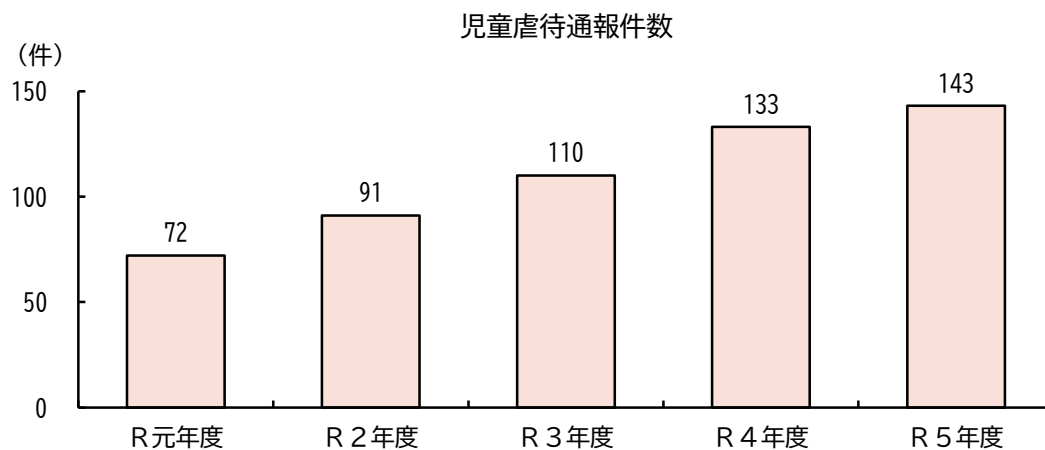


資料：学校教育課

(4) 支援が必要なこどもの状況

① 児童虐待通報件数

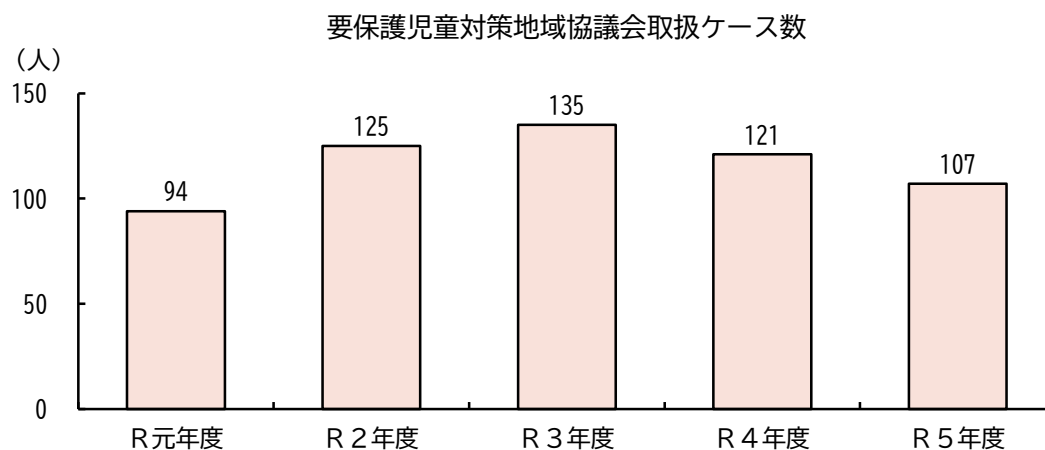
本市の児童虐待通報件数は年々増加しており、令和5年度に143件となっています。



資料：こども支援課

② 要保護児童対策地域協議会取扱ケース数

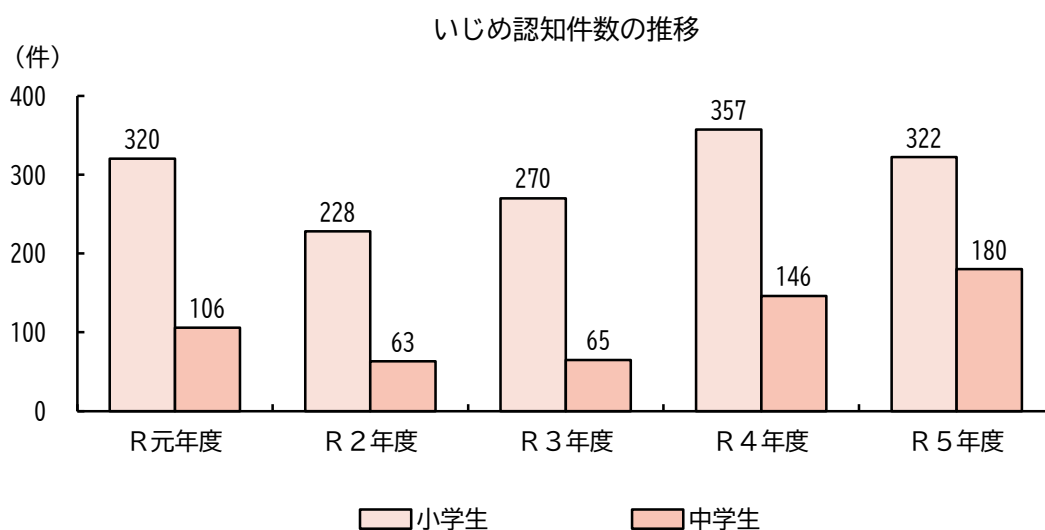
本市の要保護児童対策地域協議会取扱ケース数は、令和3年度の135人をピークに減少し、令和5年度で107人となっています。



資料：こども支援課

③ いじめ認知件数の推移

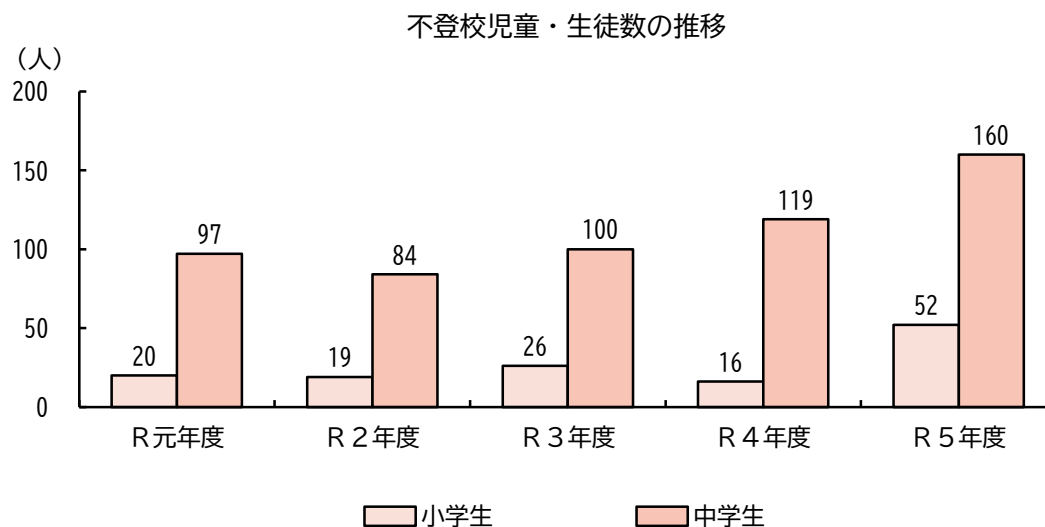
本市のいじめ認知件数は、小学生、中学生ともにコロナ禍において減少したものの、令和3年度以降増加に転じており、令和5年度で小学生では322件、中学生では180件となっています。



資料：学校教育課

④ 不登校児童・生徒数の推移

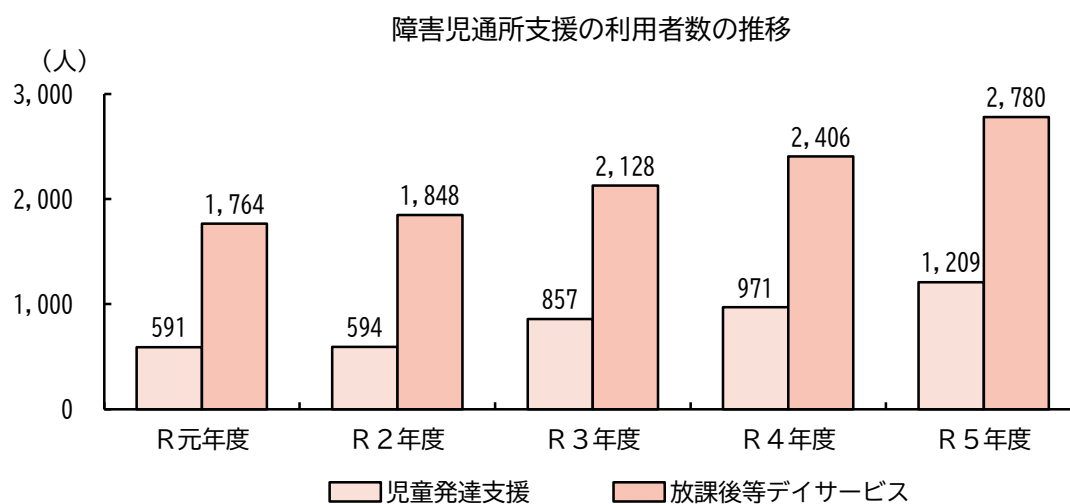
本市の不登校児童・生徒数は、小学生、中学生ともに令和元年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、令和5年度で小学生が52人、中学生は160人となっています。



資料：学校教育課

⑤ 障害児通所支援の利用者数の推移

本市の児童発達支援・放課後等デイサービスの延べ利用者数は、年々増加しており、令和5年度で児童発達支援が1,209人、放課後等デイサービスが2,780人となっています。



(5) 子育て家庭の就業の状況

① 就業率の状況

男女別の就業状況を平成27年と令和2年で比較すると、男性では本市、埼玉県、国ともに就業者数及び就業率は減少しており、本市では4.8ポイントの減少となっています。

一方、女性では、埼玉県、国ともに増加しているものの、本市の就業者数及び就業率は減少しており、1.1ポイントの減少となっています。

平成27年

(単位：人)

	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
坂戸市	44,433	27,115	61.0%	43,873	19,499	44.4%
埼玉県	3,125,276	2,020,890	64.7%	3,170,633	1,463,758	46.2%
国	52,879,791	33,077,703	62.6%	56,874,386	25,841,333	45.4%

令和2年

(単位：人)

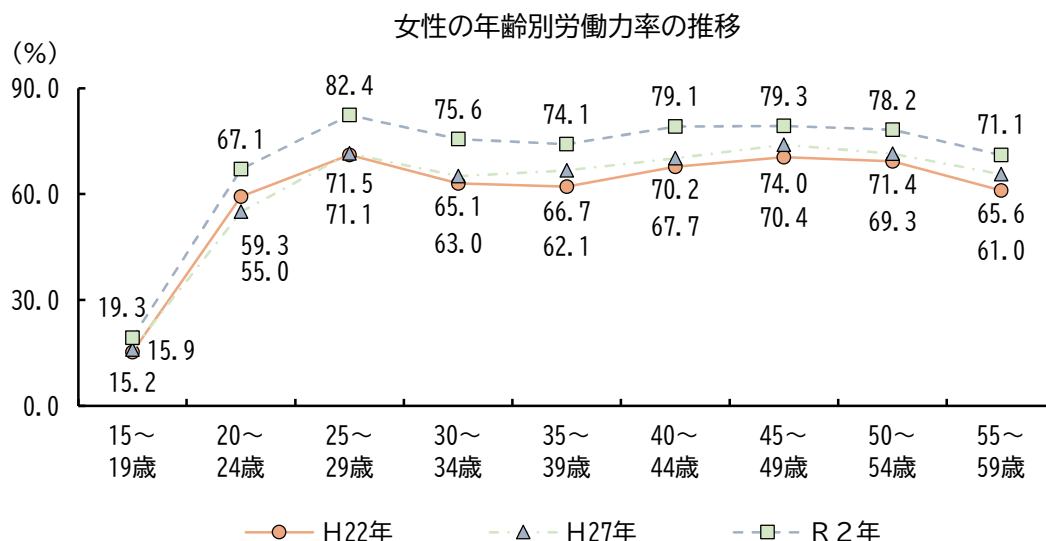
	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
坂戸市	43,338	24,362	56.2%	43,799	18,959	43.3%
埼玉県	3,097,040	1,898,576	61.3%	3,173,142	1,488,304	46.9%
国	52,098,467	31,501,307	60.5%	56,160,102	26,141,918	46.5%

資料：国勢調査

② 女性の労働力率の推移

女性の年代別労働力率※の推移をみると、20歳代で最初のピークがあり、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇するM字カーブが見られます。

令和2年と平成27年を比較すると、どの年代においても労働力率が上昇しており、M字カーブも緩やかになっていることがわかります。



(単位：％)

	H22 年	H27 年	R 2 年
15～19 歳	15.2	15.9	19.3
20～24 歳	59.3	55.0	67.1
25～29 歳	71.1	71.5	82.4
30～34 歳	63.0	65.1	75.6
35～39 歳	62.1	66.7	74.1
40～44 歳	67.7	70.2	79.1
45～49 歳	70.4	74.0	79.3
50～54 歳	69.3	71.4	78.2
55～59 歳	61.0	65.6	71.1

資料：国勢調査

※ 労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと。

2 保護者アンケート調査結果からみる坂戸市の状況

(1) 保護者アンケート調査概要

① 調査の目的

本調査は、お子さんをお持ちのご家庭の状況を把握するとともに、こどもの成長や家庭状況に応じた支援の充実を図ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童の保護者調査	市内在住の小学校就学前のこどもの保護者を無作為抽出
放課後児童クラブ (学童保育) 利用者	市内在住の小学1年生～3年生まで放課後児童クラブ利用者
公的援助調査	公的援助を受けている18歳未満のこどもの保護者
一般調査	18歳未満のこどもの保護者を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年2月21日～令和6年3月6日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者調査	2,000	797	39.9%
放課後児童クラブ (学童保育) 利用者	608	288	47.4%
公的援助調査	787	318	40.4%
一般調査	787	389	49.4%

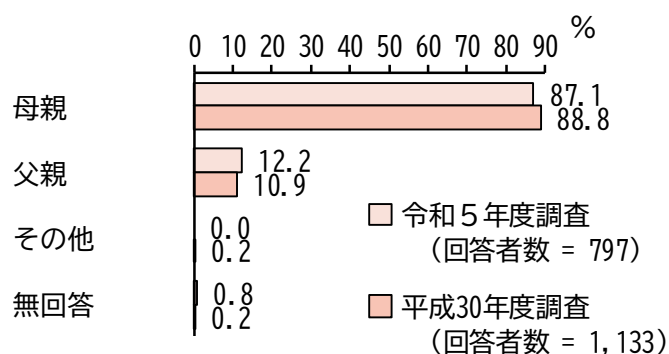
⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 保護者アンケート調査結果 (就学前児童の保護者調査)

① 回答者とこどもの関係（単数回答）

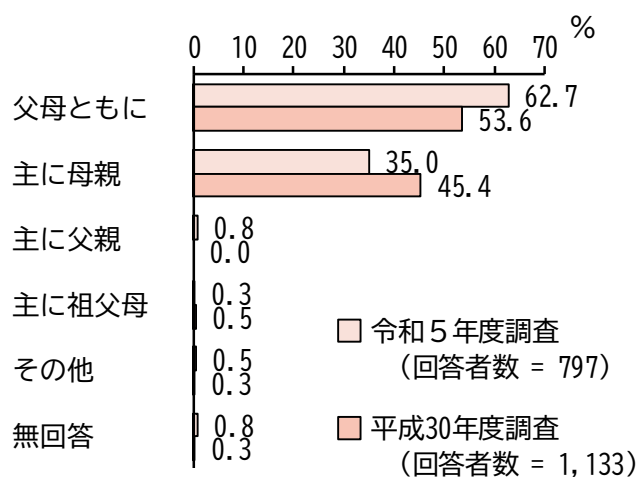
「母親」の割合が87.1%、「父親」の割合が12.2%となっています。
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 主に子育てをしている方（単数回答）

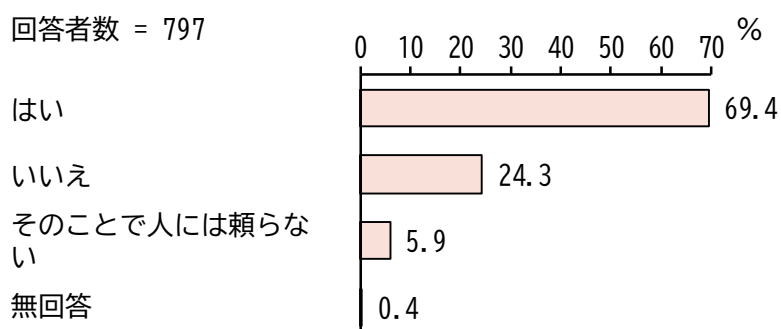
「父母ともに」の割合が62.7%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が35.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。



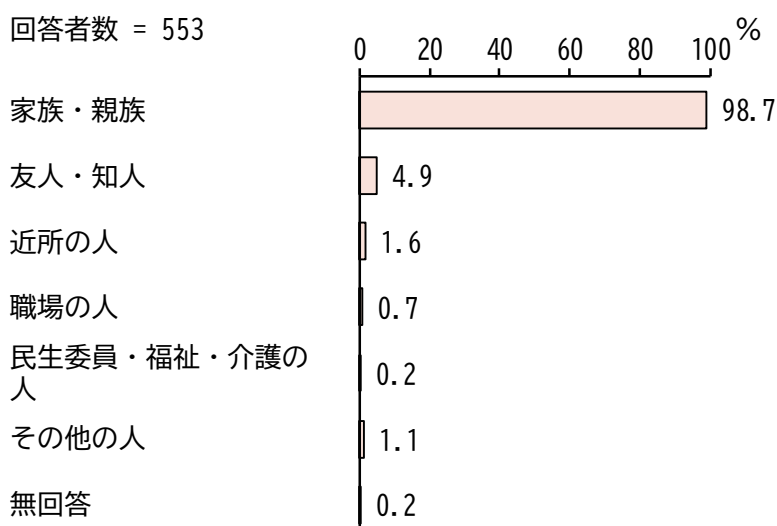
③ 日常的にお子さんの世話や看病をしてもらえる方はいるか（単数回答）

「はい」の割合が69.4%と最も高く、次いで「いいえ」の割合が24.3%となっています。



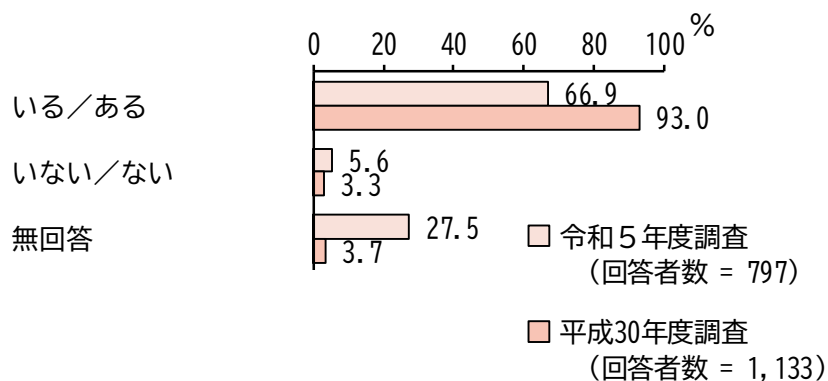
④ 日常的にお子さんの世話や看病をしてもらえる方（複数回答）

「家族・親族」の割合が98.7%と最も高くなっています。



⑤ 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無（単数回答）

「いる／ある」の割合が66.9%、「いない／ない」の割合が5.6%となっています。平成30年度調査と比較すると、「いる／ある」の割合が減少しています。

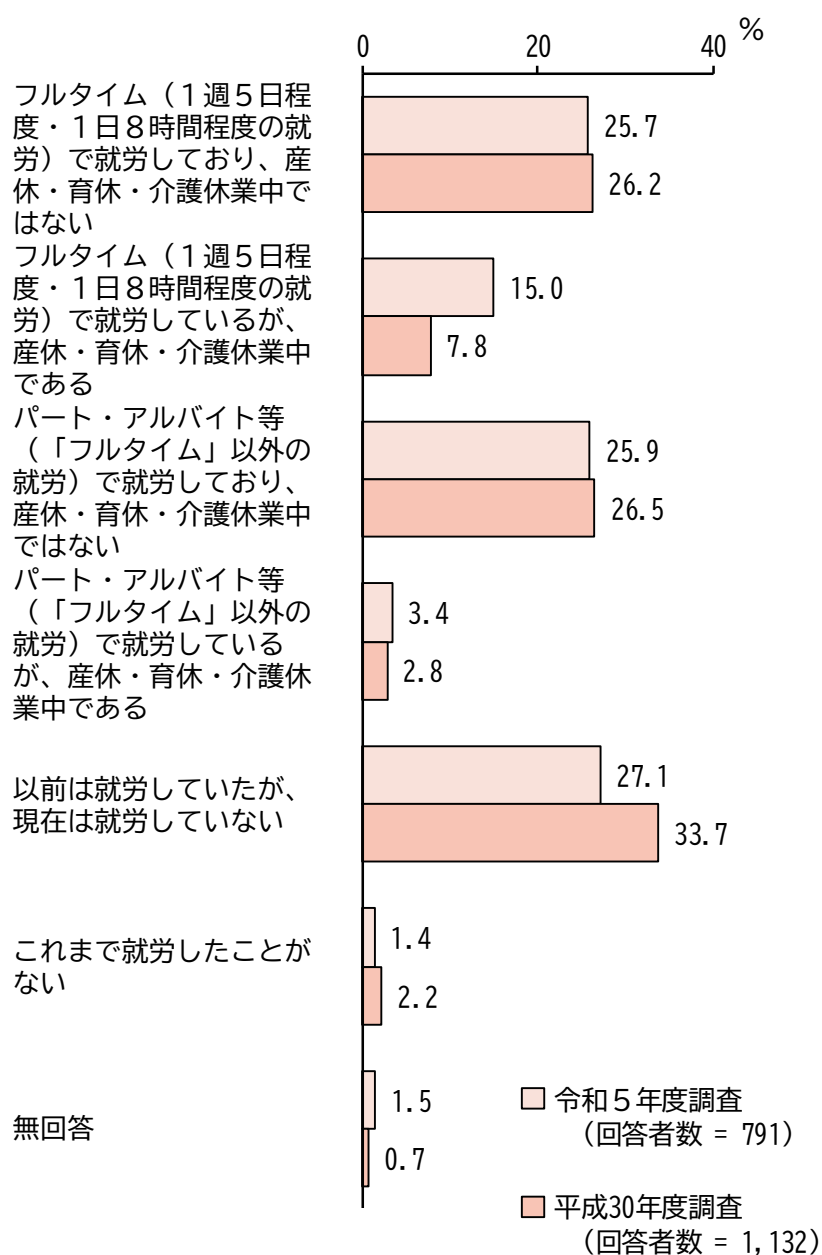


⑥ 現在の就労状況（単数回答）

【母親】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.7%となっています。

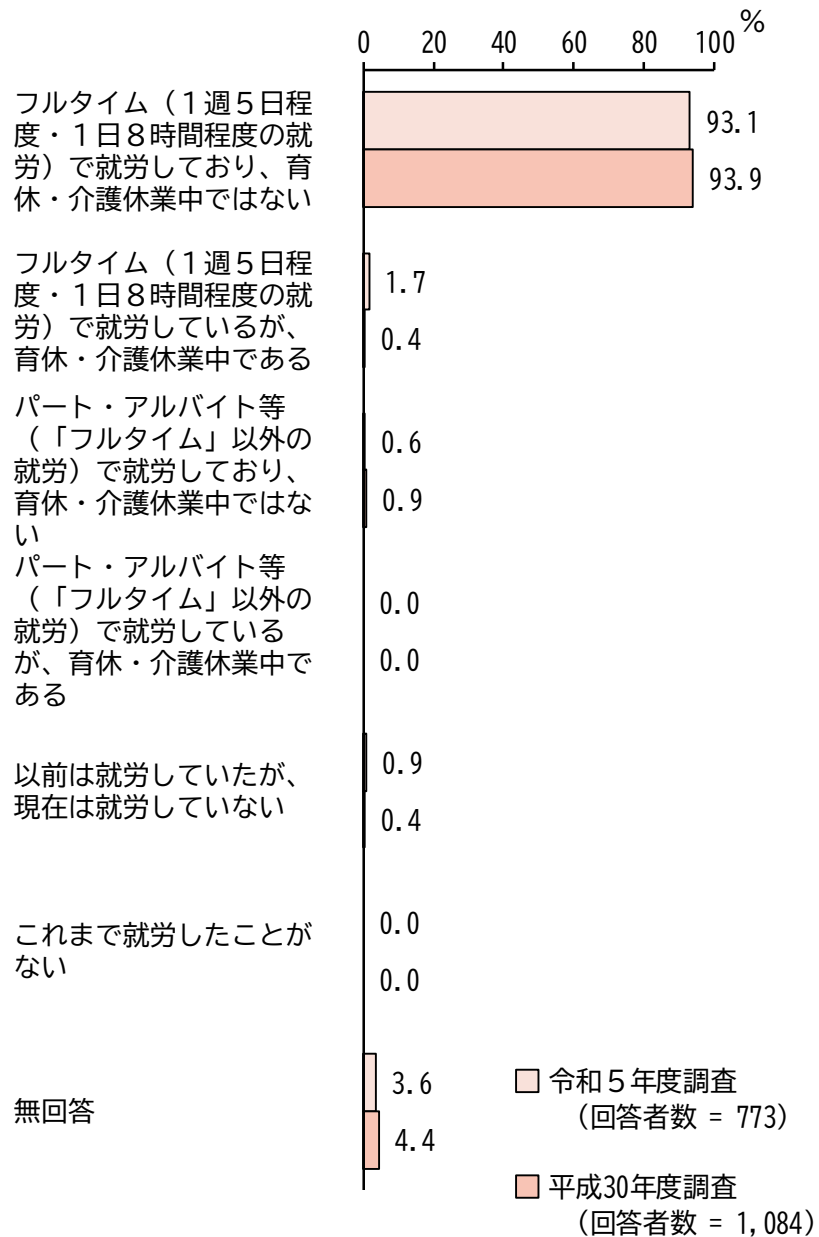
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



【父親】

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が９３．１％と最も高くなっています。

平成３０年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

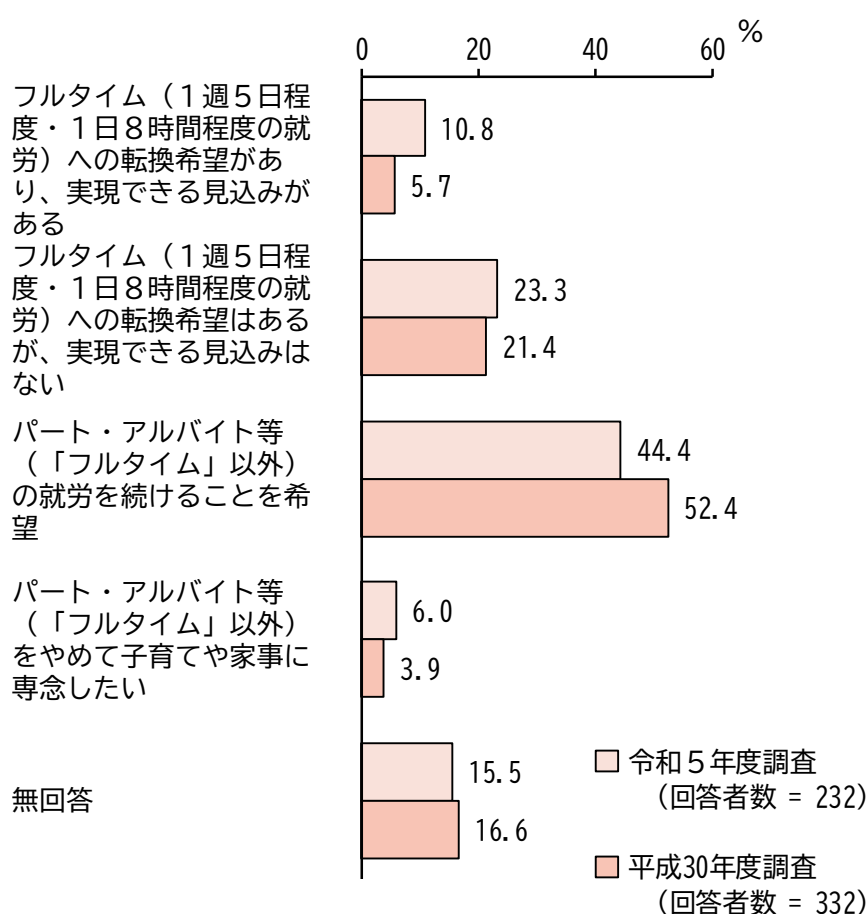


⑦ フルタイムへの転換希望（単数回答）

【母親】

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が44.4%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が23.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.8%となっています。

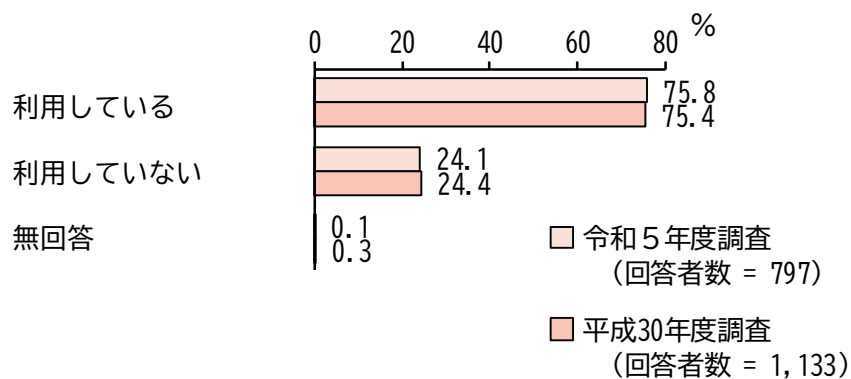
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。



⑧ 平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況（単数回答）

「利用している」の割合が75.8%、「利用していない」の割合が24.1%となっています。

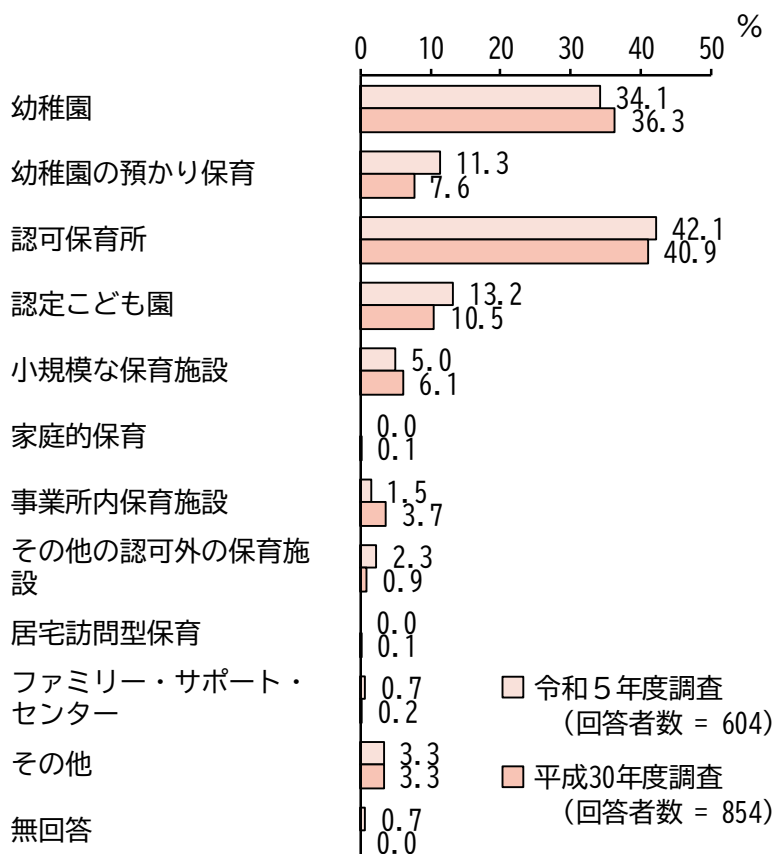
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑨ 平日に定期的に利用している教育・保育のサービス（複数回答）

「認可保育所」の割合が42.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.1%、「認定こども園」の割合が13.2%となっています。

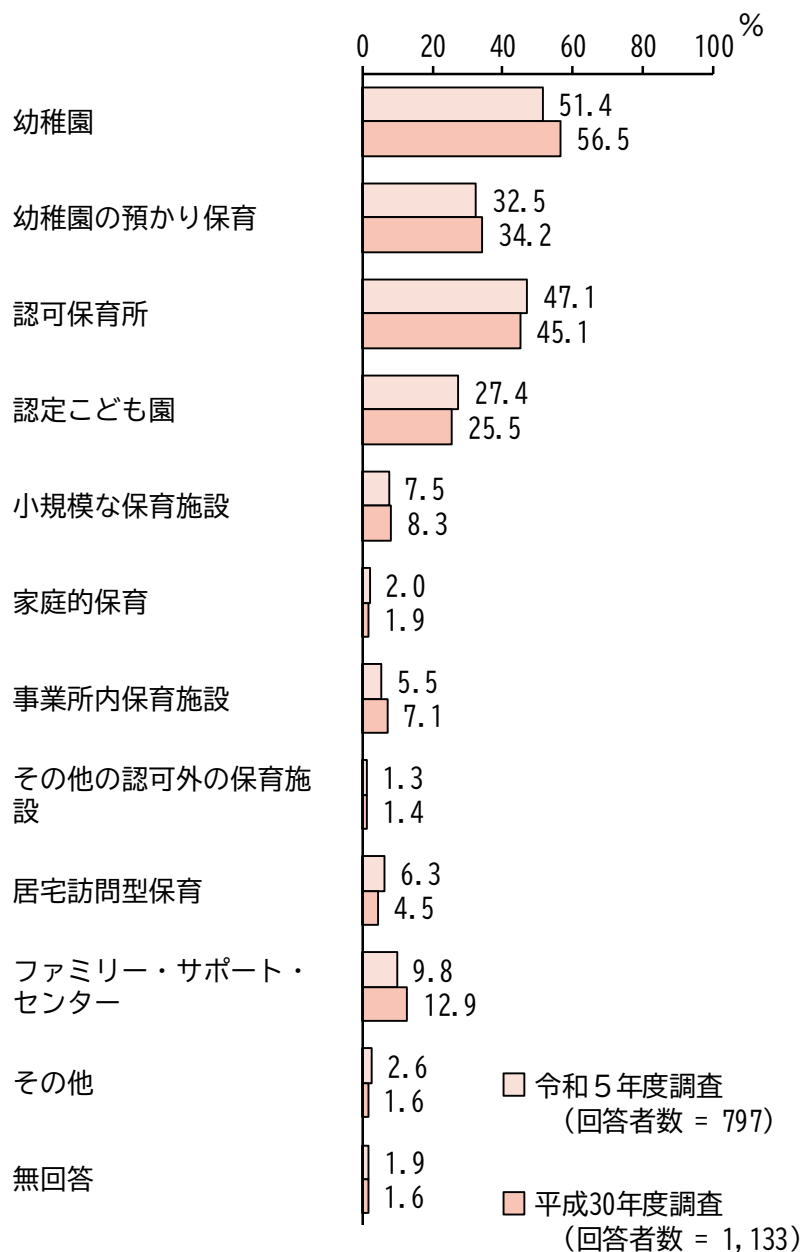
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑩ 定期的な教育・保育のサービスの利用希望（複数回答）

「幼稚園」の割合が51.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が47.1%、「幼稚園の預かり保育」の割合が32.5%となっています。

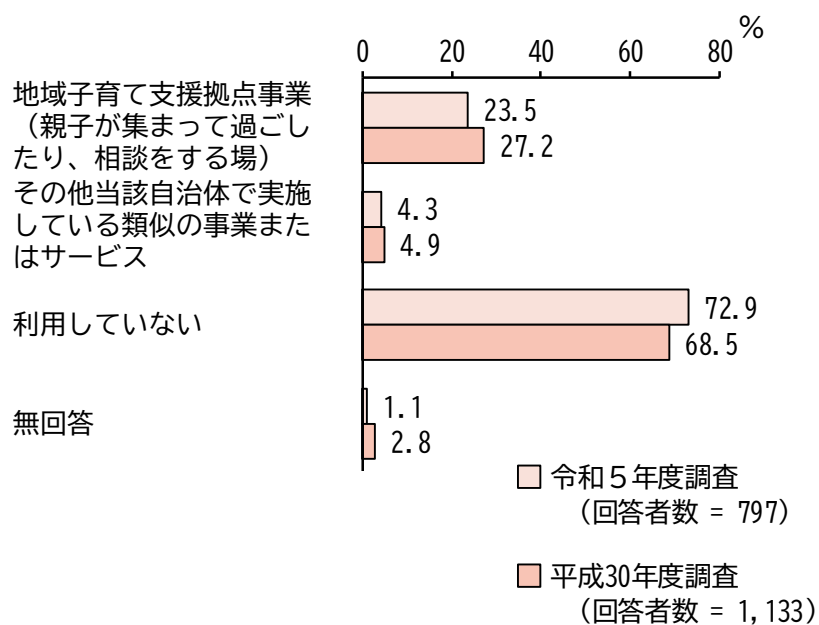
平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。



⑪ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

「利用していない」の割合が72.9%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が23.5%となっています。

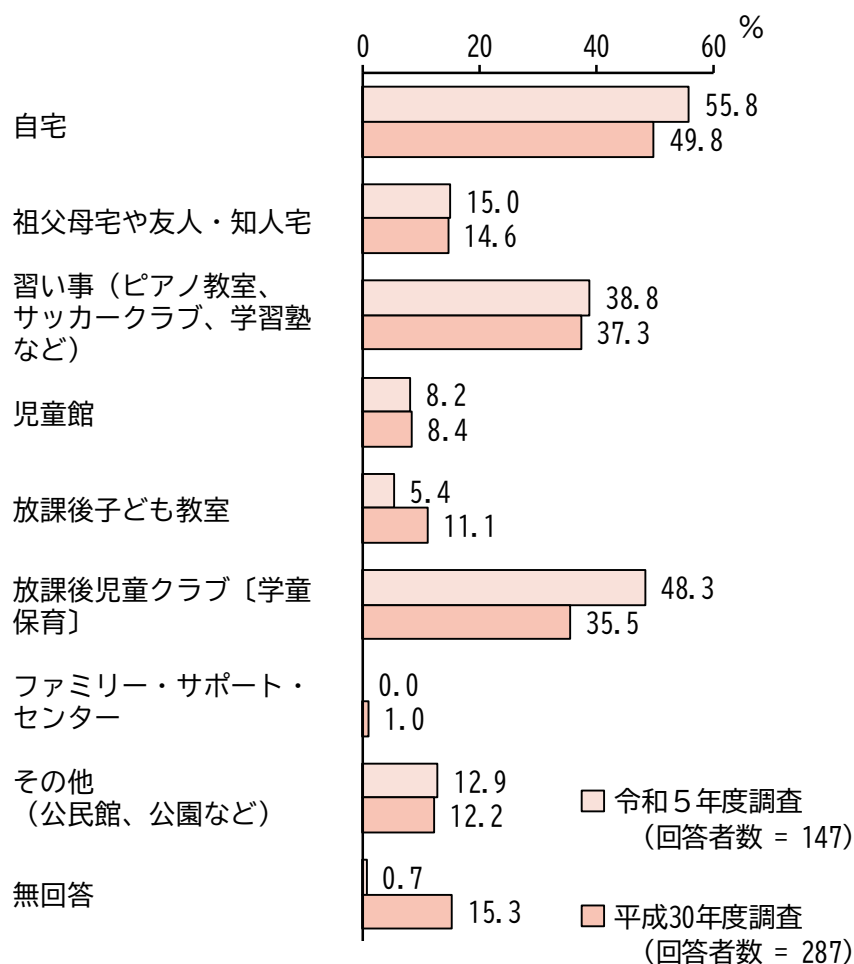
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑫ 小学校低学年の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が55.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が48.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が38.8%となっています。

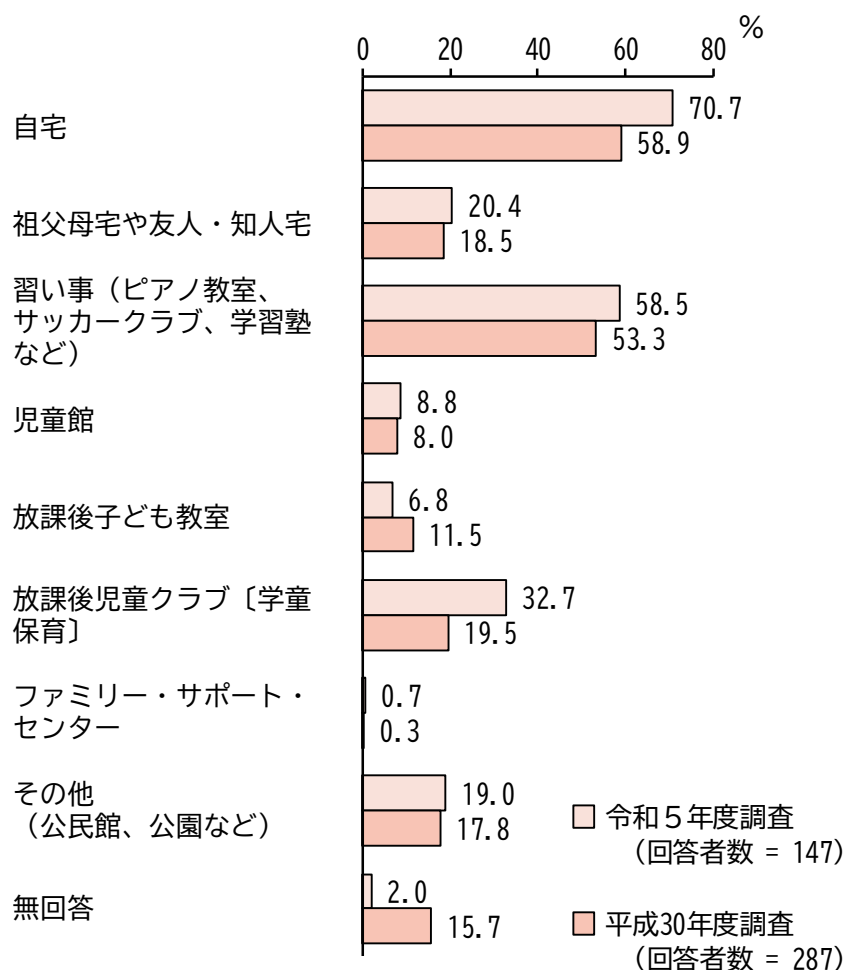
平成30年度調査と比較すると、「自宅」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



⑬ 小学校高学年の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が70.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が58.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が32.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。

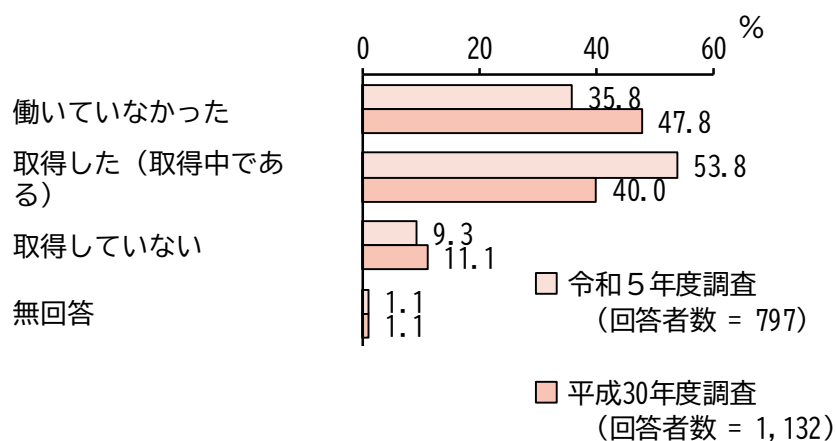


⑭ 育児休業の取得状況（単数回答）

【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が53.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が35.8%となっています。

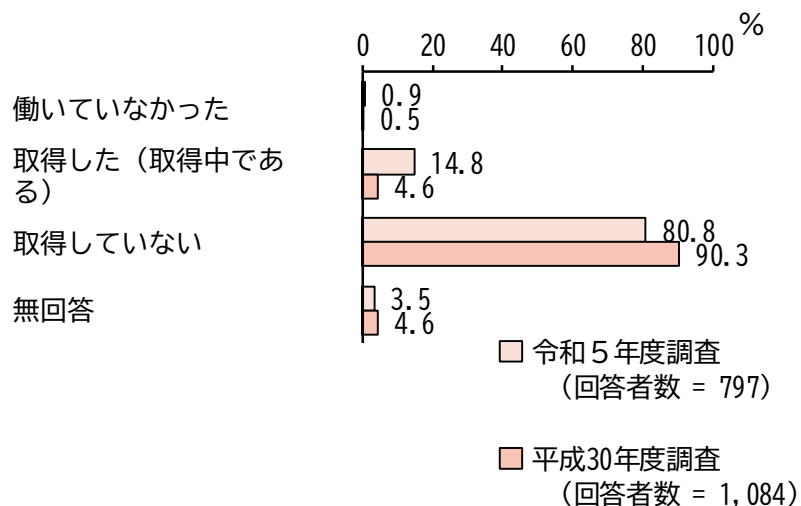
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



【父親】

「取得していない」の割合が80.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が14.8%となっています。

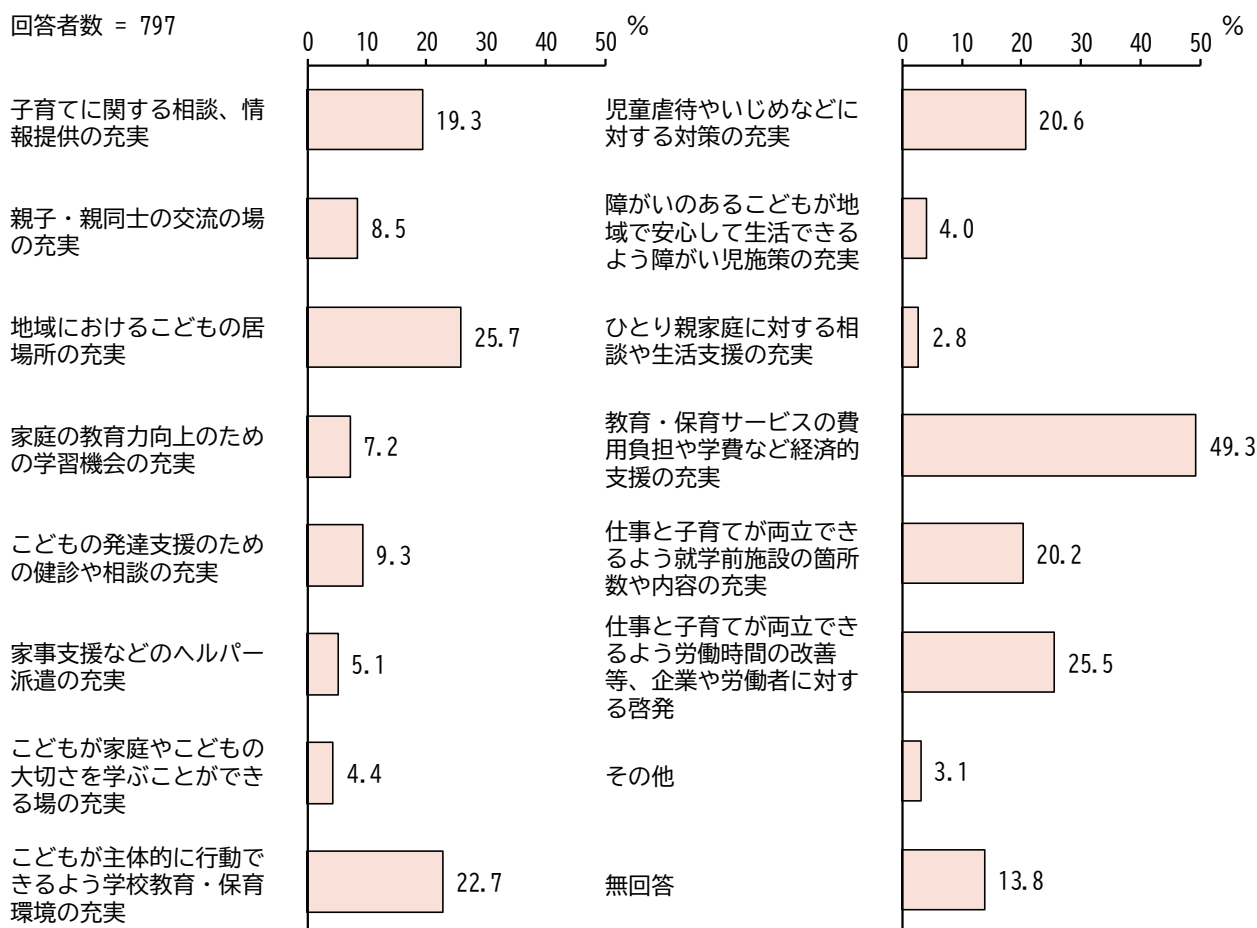
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑮ 子育て支援施策に期待すること・重要なこと（当てはまる番号3つまで○）

「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が49.3%と最も高く、次いで「地域におけるこどもの居場所の充実」の割合が25.7%、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善等、企業や労働者に対する啓発」の割合が25.5%となっています。

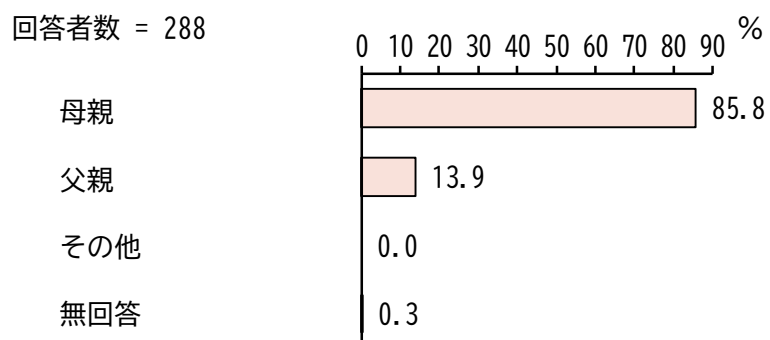
回答者数 = 797



(3) 保護者アンケート調査結果 (放課後児童クラブ(学童保育)利用者)

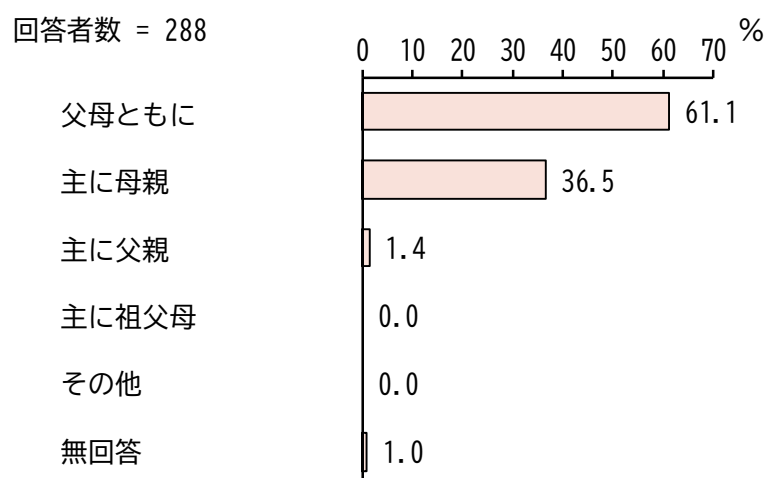
① 回答者とこどもの関係(単数回答)

「母親」の割合が85.8%、「父親」の割合が13.9%となっています。



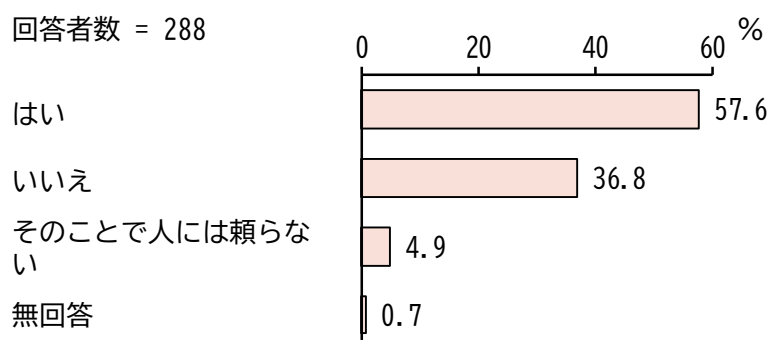
② 主に子育てをしている方(単数回答)

「父母ともに」の割合が61.1%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が36.5%となっています。



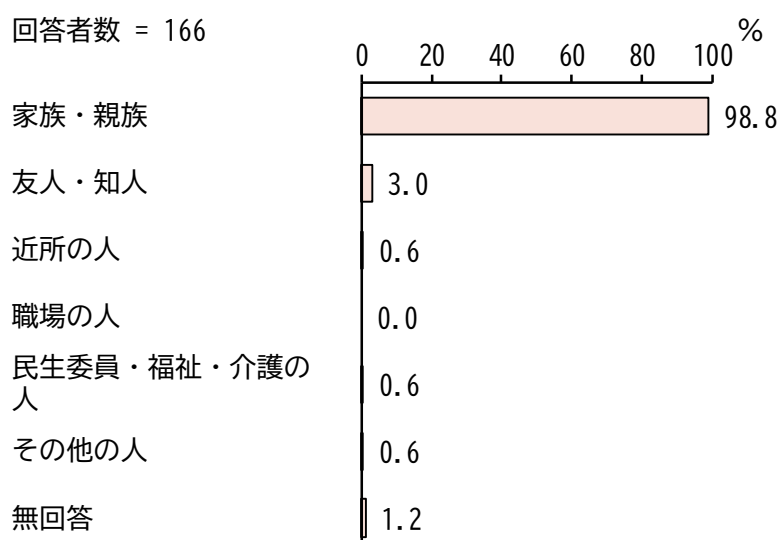
③ 日常的にお子さんの世話や看病をしてもらえる方はいるか（単数回答）

「はい」の割合が57.6%と最も高く、次いで「いいえ」の割合が36.8%となっています。



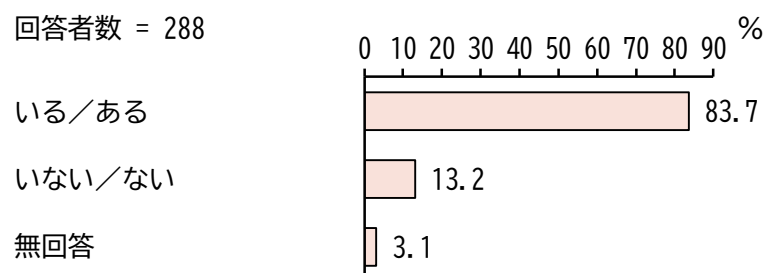
④ 日常的にお子さんの世話や看病をしてもらえる方（複数回答）

「家族・親族」の割合が98.8%と最も高くなっています。



⑤ 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無（単数回答）

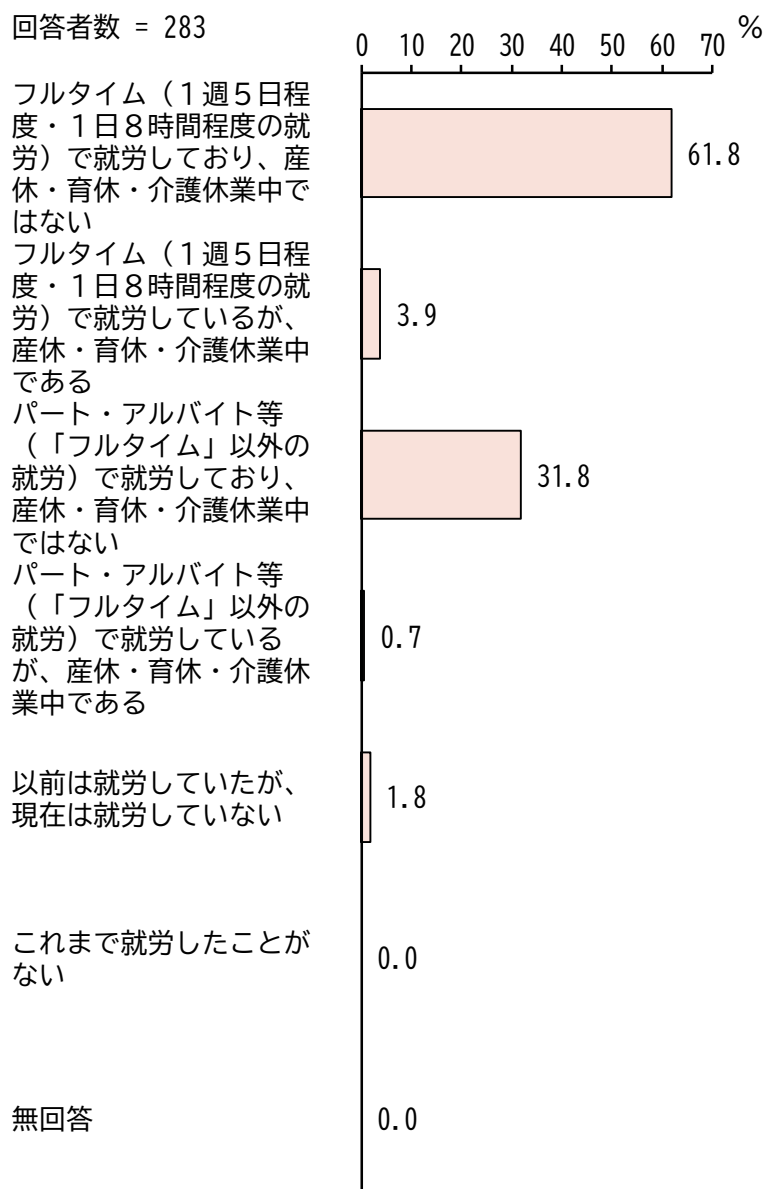
「いる／ある」の割合が83.7%、「いない／ない」の割合が13.2%となっています。



⑥ 現在の就労状況（単数回答）

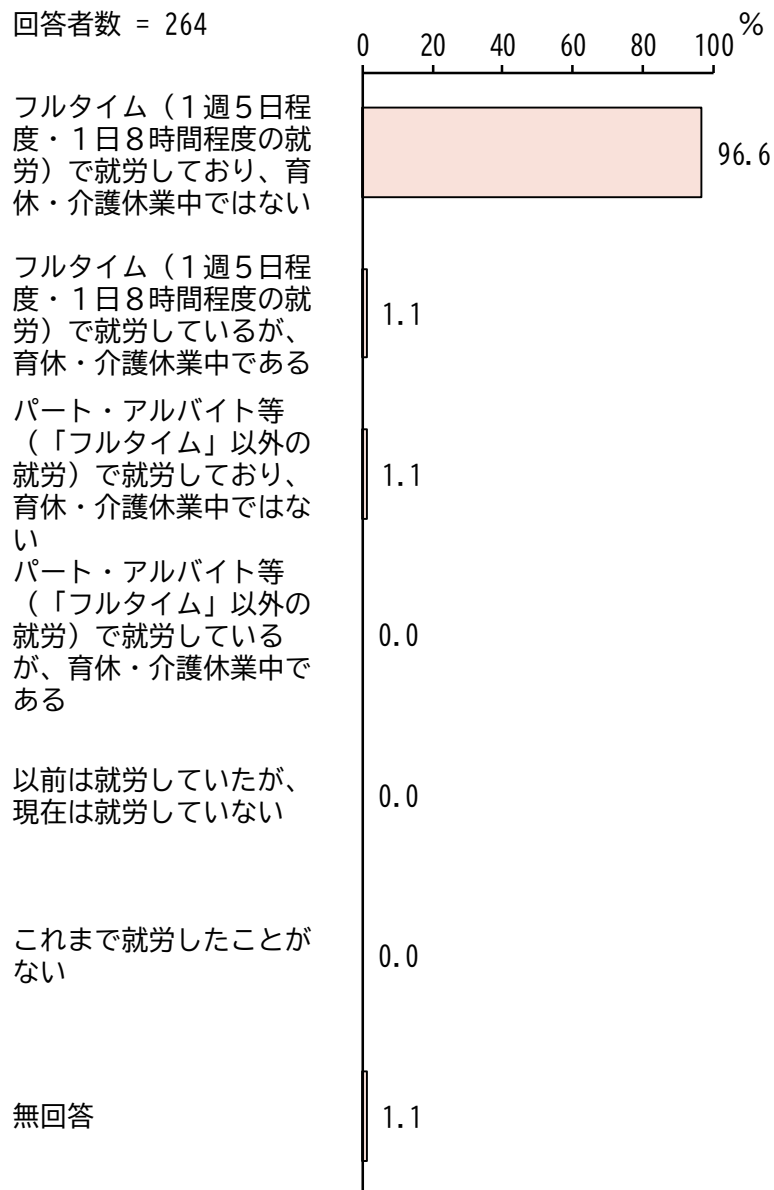
【母親】

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が６１．８％と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が３１．８％となっています。



【父親】

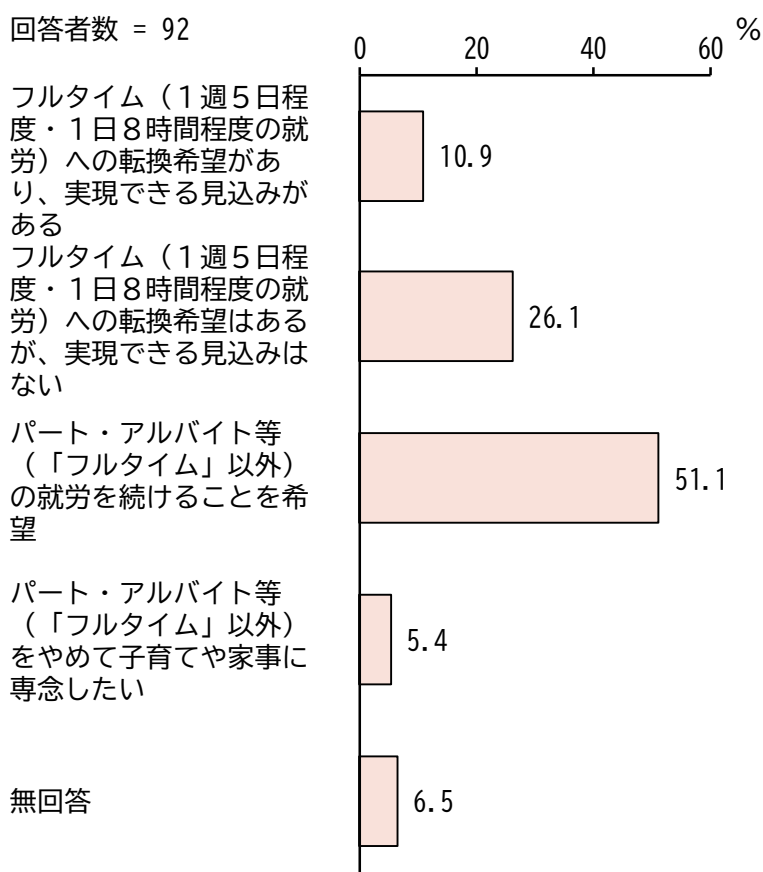
「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が９６．６％と最も高くなっています。



⑦ フルタイムへの転換希望（単数回答）

【母親】

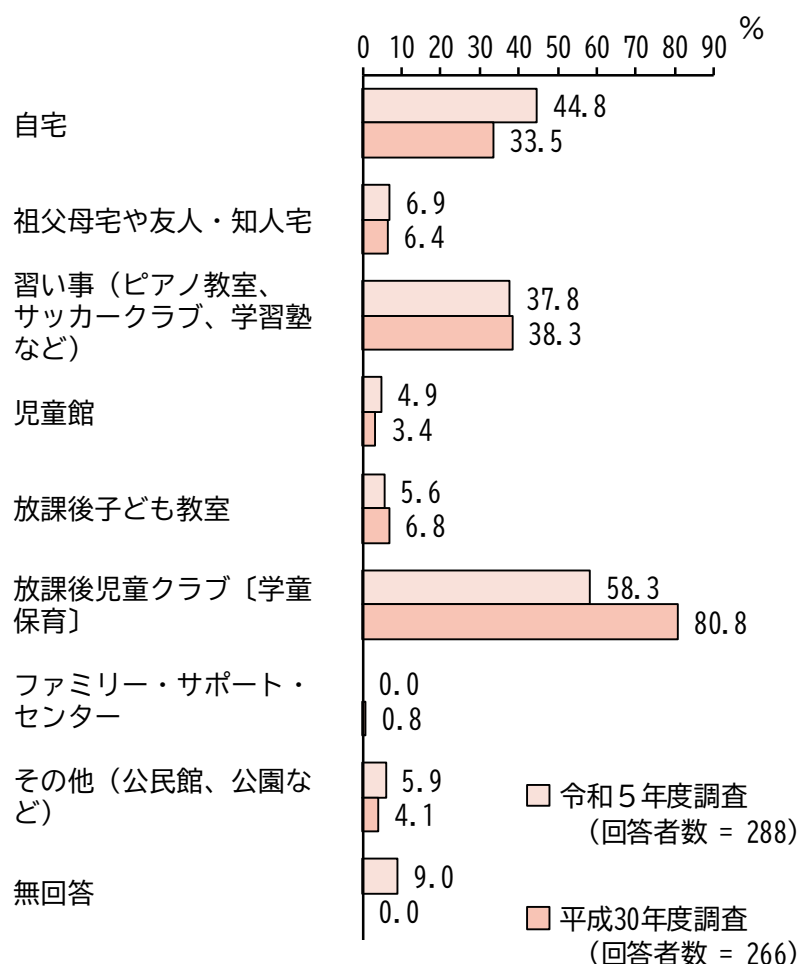
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が51.1%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.1%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.9%となっています。



⑧ 小学校高学年の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

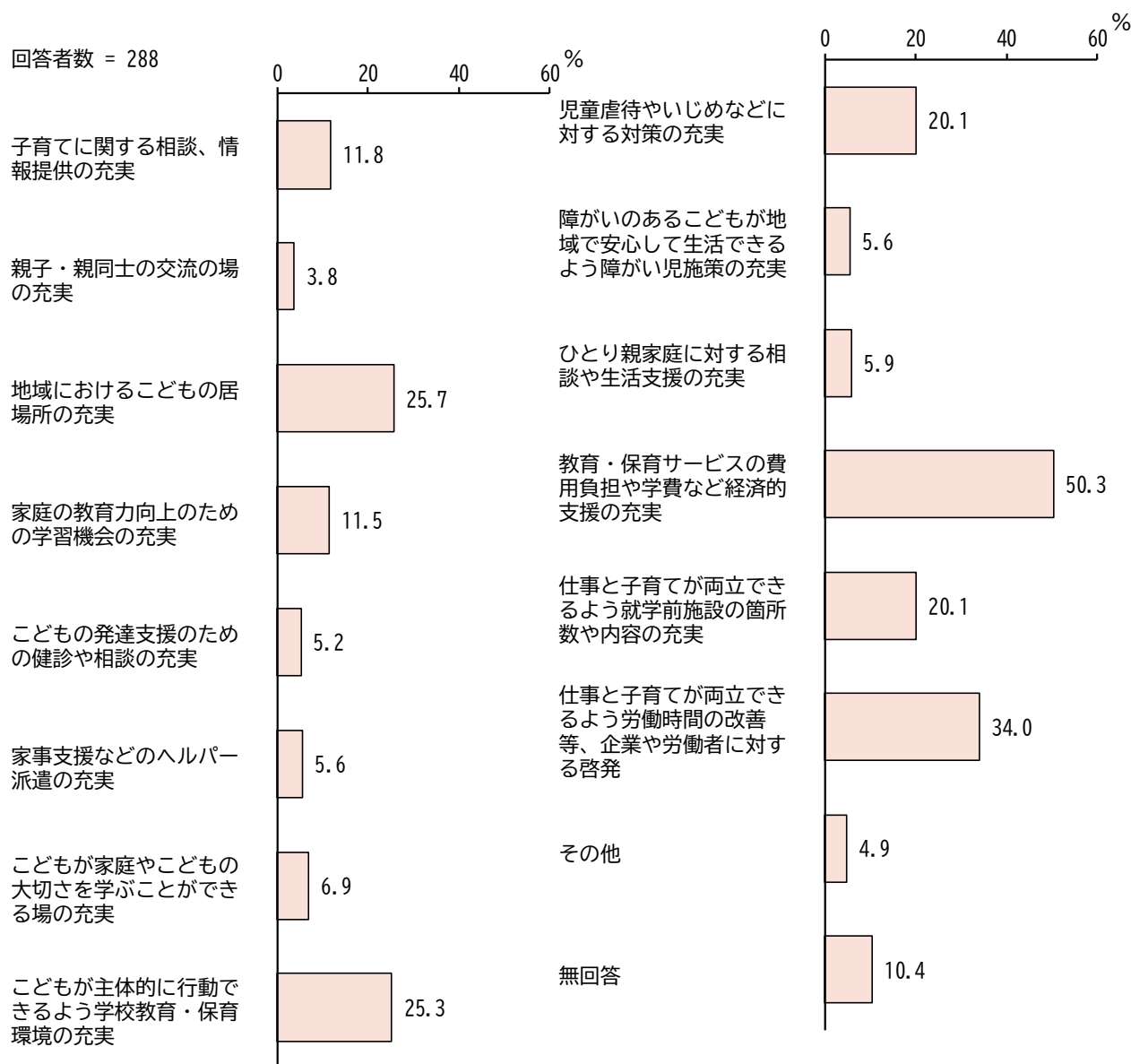
「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が58.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が44.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。一方、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。



⑨ 子育て支援施策に期待すること・重要なこと（当てはまる番号3つまで○）

「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が50.3%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善等、企業や労働者に対する啓発」の割合が34.0%、「地域におけるこどもの居場所の充実」の割合が25.7%となっています。

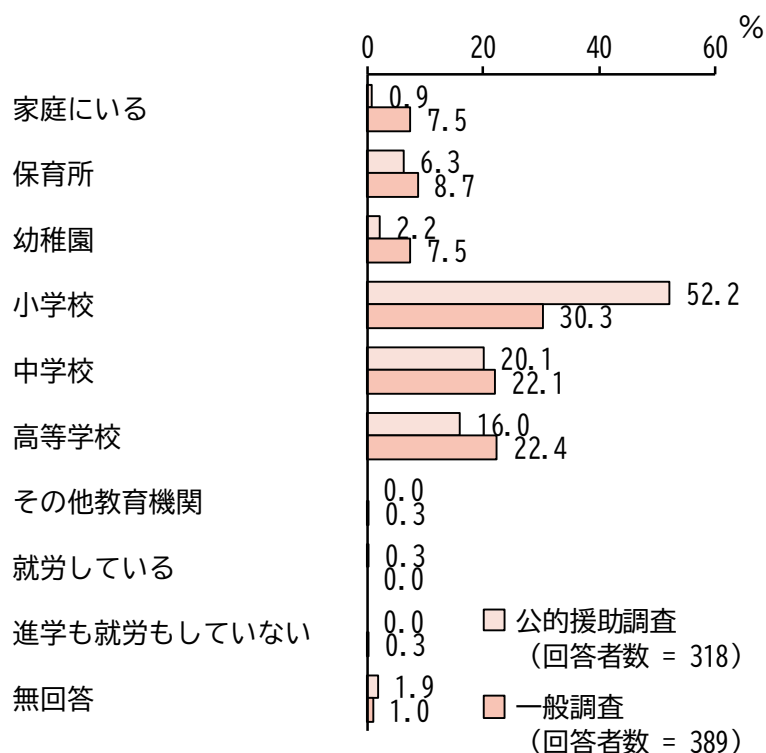


(4) 保護者アンケート調査結果 (公的援助調査、一般調査)

① 学校教育機関等の在籍状況（単数回答）

公的援助調査では、「小学校」の割合が52.2%と最も高く、次いで「中学校」の割合が20.1%、「高等学校」の割合が16.0%となっています。

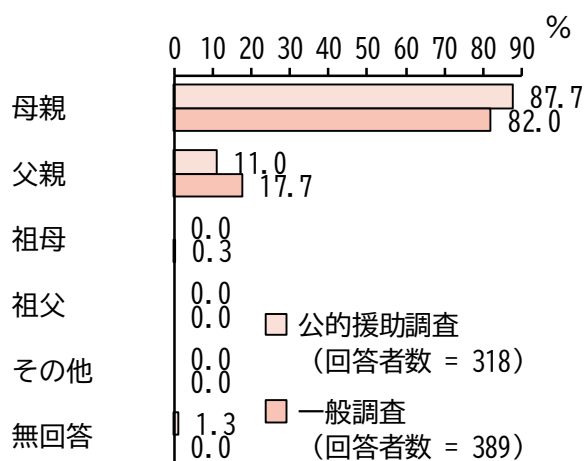
一般調査では、「小学校」の割合が30.3%と最も高く、次いで「高等学校」の割合が22.4%、「中学校」の割合が22.1%となっています。



② 回答者とこどもの関係（単数回答）

公的援助調査では、「母親」の割合が87.7%と最も高く、次いで「父親」の割合が11.0%となっています。

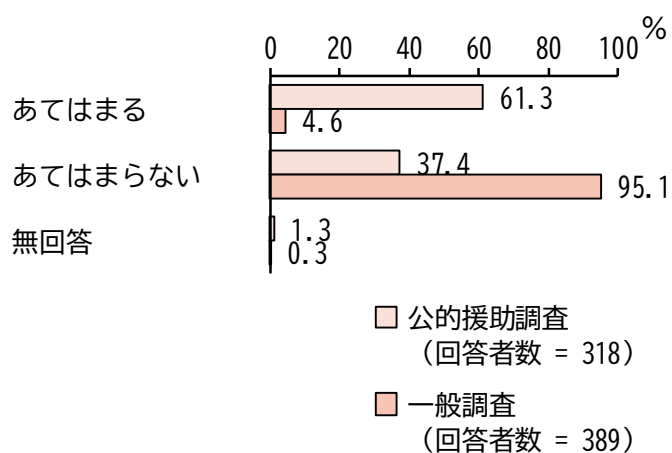
一般調査では、「母親」の割合が82.0%と最も高く、次いで「父親」の割合が17.7%となっています。



③ 「ひとり親世帯」に該当するか（単数回答）

公的援助調査では、「あてはまる」の割合が61.3%、「あてはまらない」の割合が37.4%となっています。

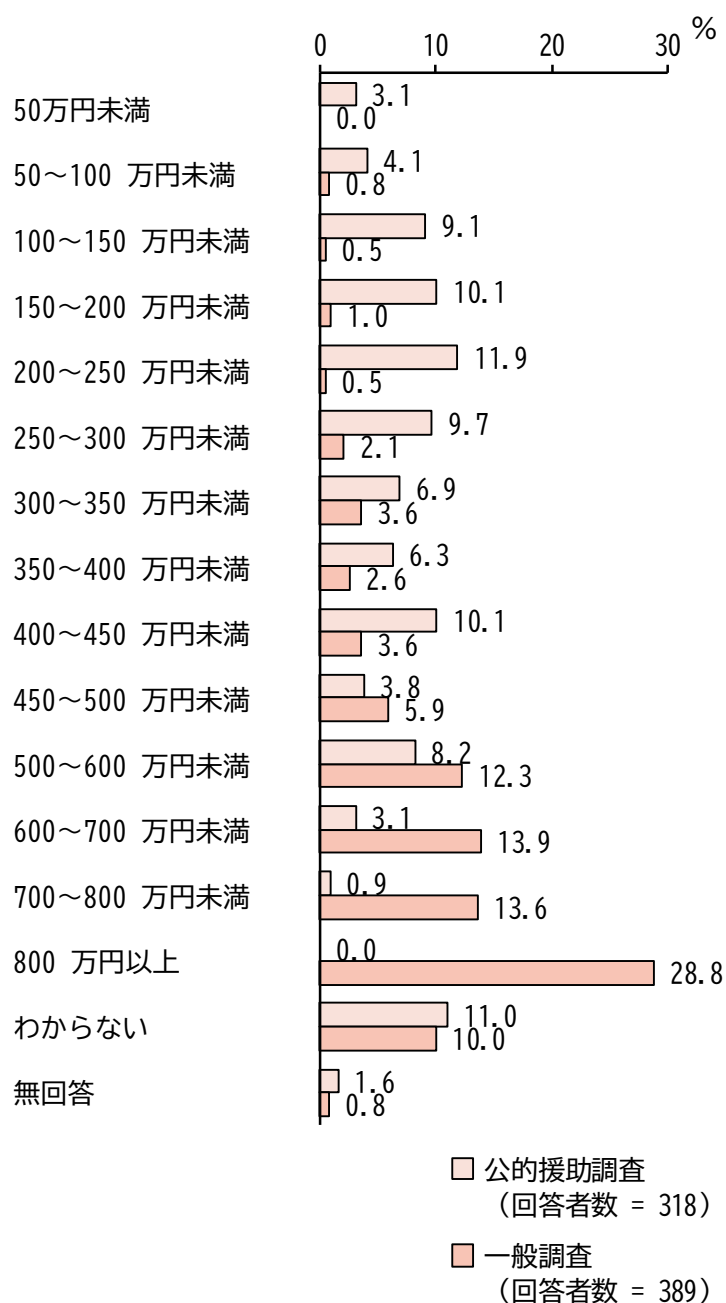
一般調査では、「あてはまる」の割合が4.6%、「あてはまらない」の割合が95.1%となっています。



④ 1年間の世帯収入（単数回答）

公的援助調査では、「200～250万円未満」の割合が11.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が11.0%、「150～200万円未満」、「400～450万円未満」の割合が10.1%となっています。

一般調査では、「800万円以上」の割合が28.8%と最も高く、次いで「600～700万円未満」の割合が13.9%、「700～800万円未満」の割合が13.6%となっています。

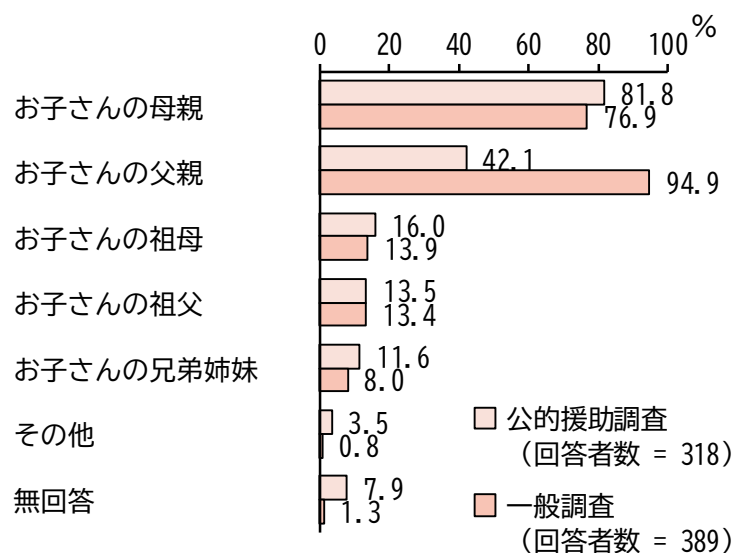


⑤ 世帯で働いている方（複数回答）

【区分】

公的援助調査では、「お子さんの母親」の割合が81.8%と最も高く、次いで「お子さんの父親」の割合が42.1%、「お子さんの祖母」の割合が16.0%となっています。

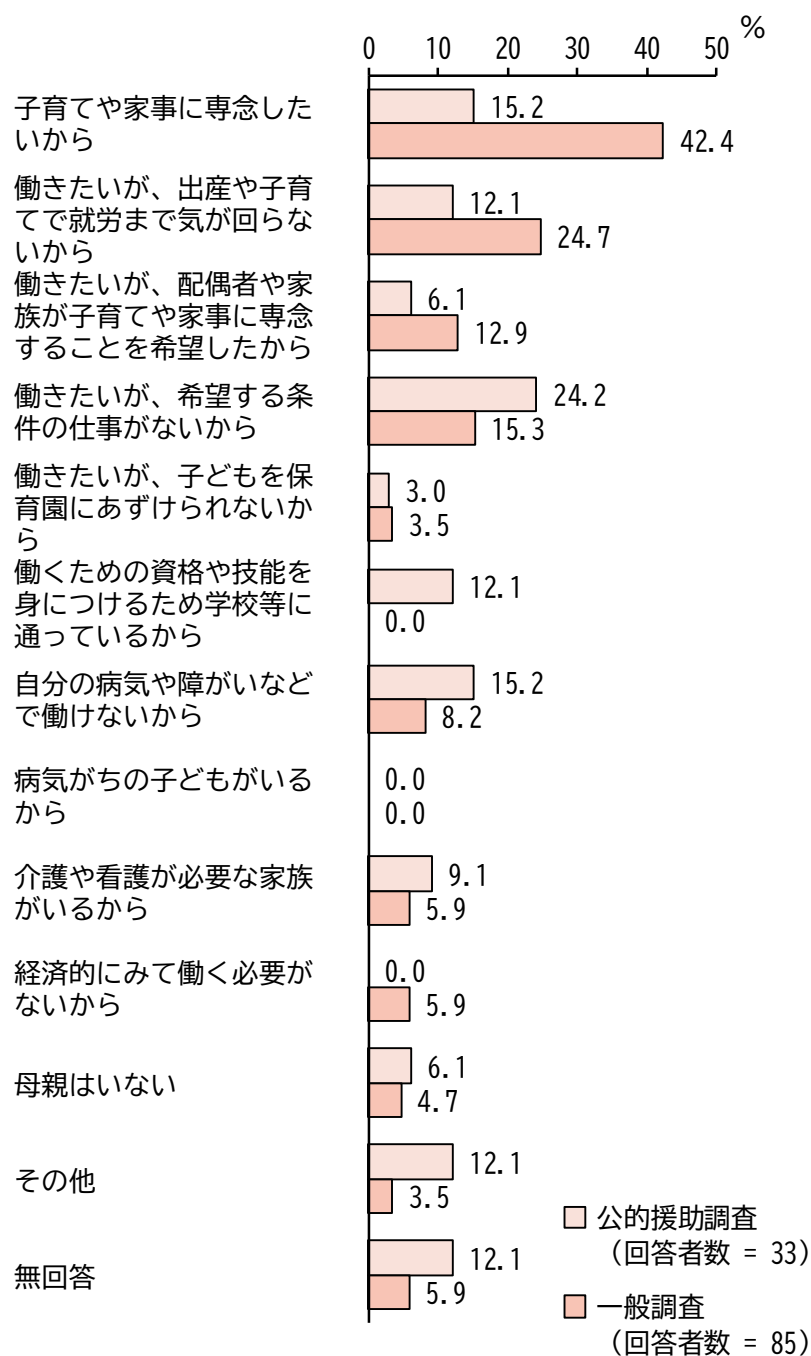
一般調査では、「お子さんの父親」の割合が94.9%と最も高く、次いで「お子さんの母親」の割合が76.9%、「お子さんの祖母」の割合が13.9%となっています。



⑥ 母親が働いていない理由（2つまで○）

公的援助調査では、「働きたいが、希望する条件の仕事がないから」の割合が24.2%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念したいから」、「自分の病気や障がいなどで働けないから」の割合が15.2%となっています。

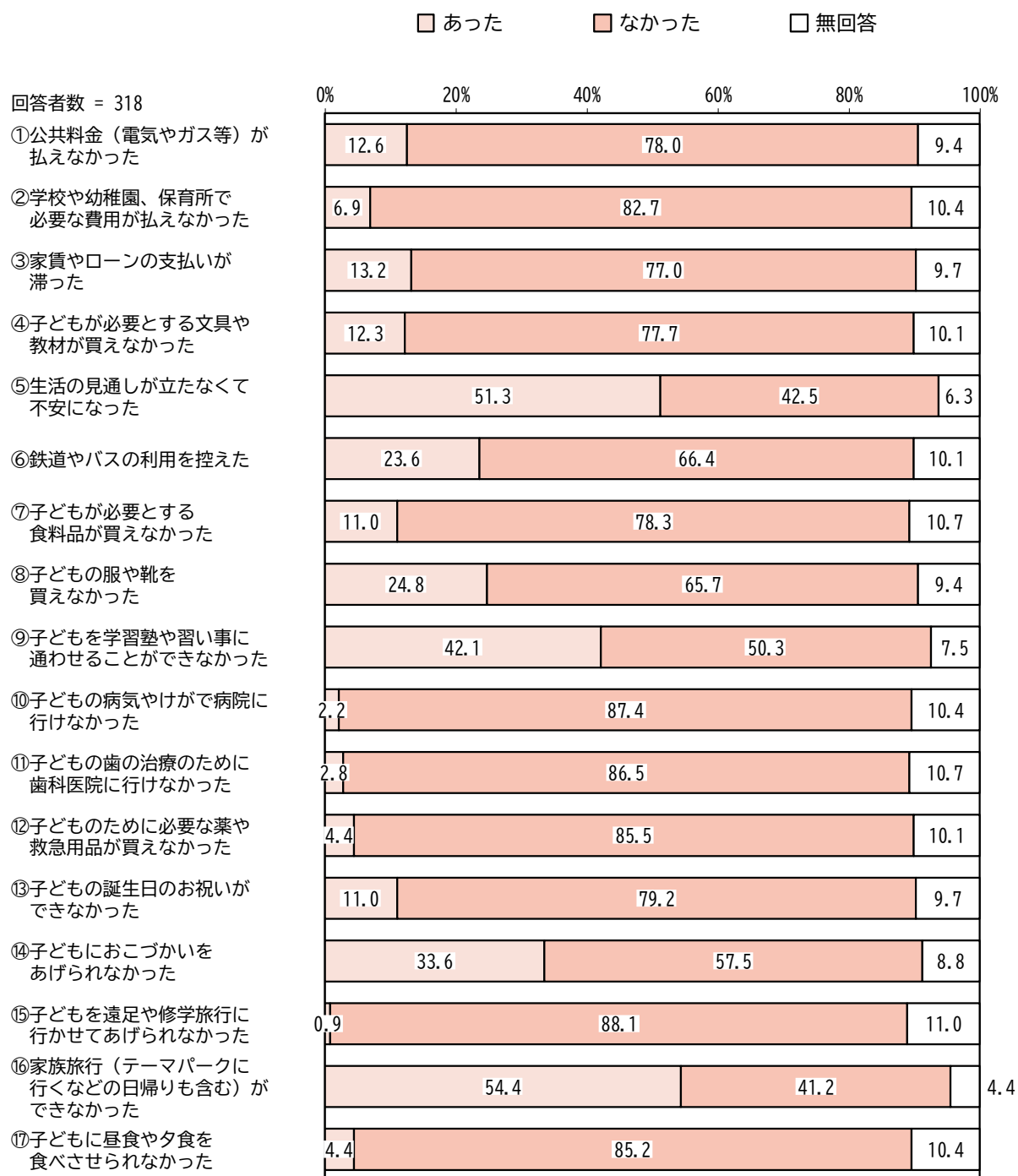
一般調査では、「子育てや家事に専念したいから」の割合が42.4%と最も高く、次いで「働きたいが、出産や子育てで就労まで気が回らないから」の割合が24.7%、「働きたいが、希望する条件の仕事がないから」の割合が15.3%となっています。



⑦ 過去1年間で経済的理由により困難が生じたこと（単数回答）

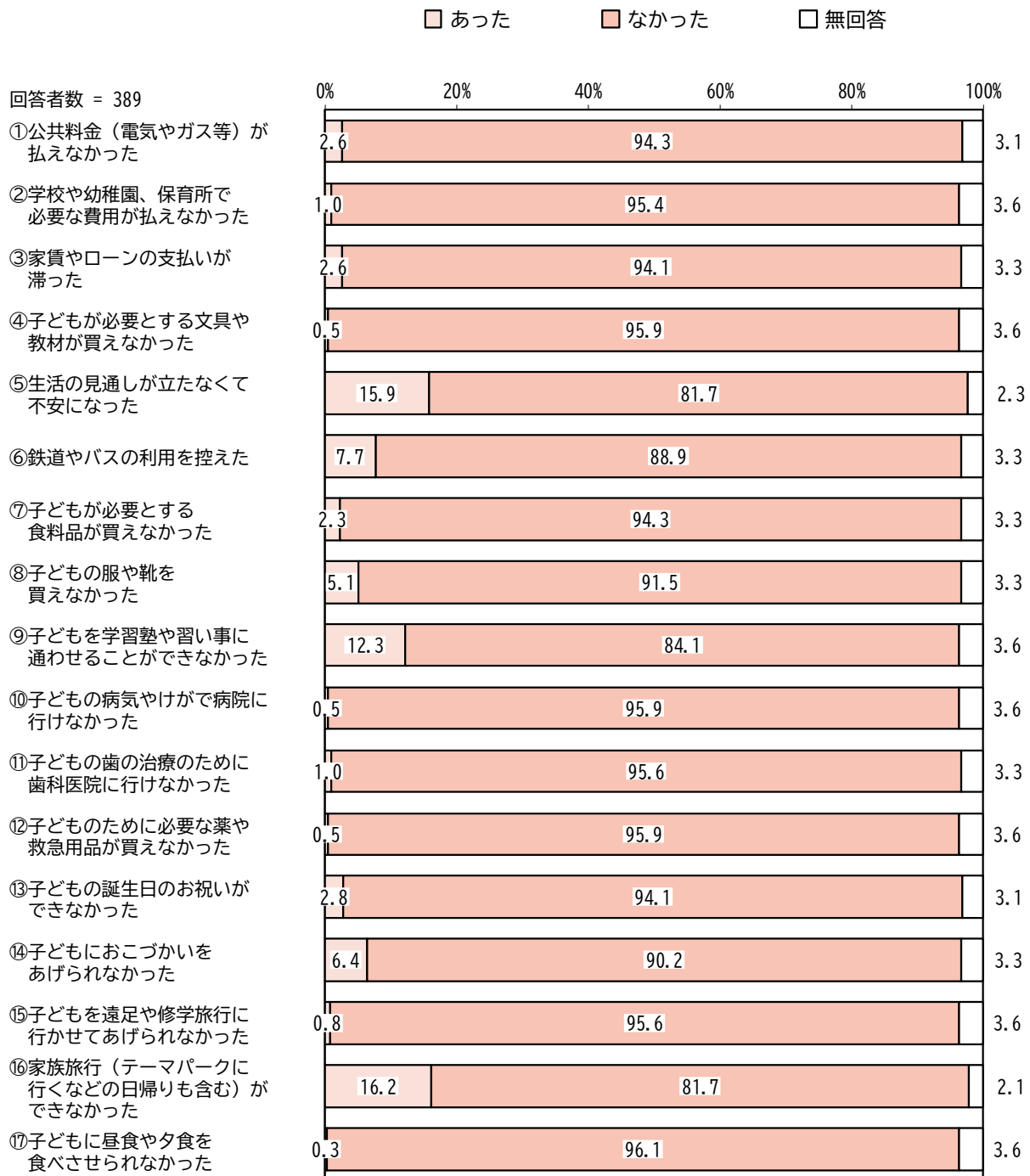
【公的援助調査】

公的援助調査では、『あった』で「⑩家族旅行（テーマパークに行くなどの日帰りも含む）ができなかった」の割合が最も高く、次いで「⑤生活の見通しが立たなくて不安になった」の割合が高くなっています。一方、『なかった』で「⑮子どもを遠足や修学旅行に行かせてあげられなかった」の割合が最も高く、次いで「⑩子どもの病気やけがで病院に行けなかった」の割合が高くなっています。



【一般調査】

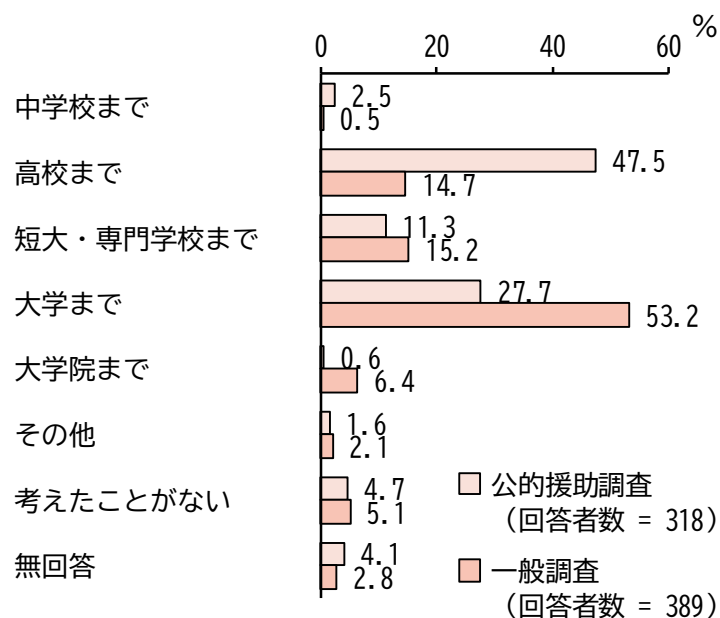
一般調査では、『あった』で「⑯家族旅行（テーマパークに行くなどの日帰りも含む）ができなかった」の割合が最も高く、次いで「⑤生活の見通しが立たなくて不安になった」の割合が高くなっています。一方、『なかった』で「⑰子どもに昼食や夕食を食べさせられなかった」の割合が最も高く、次いで「④子どもが必要とする文具や教材が買えなかった」「⑩子どもの病気やけがで病院に行けなかった」「⑫子どものために必要な薬や救急用品が買えなかった」の割合が高くなっています。



⑧ こどもをどこまで進学させることができるか（単数回答）

公的援助調査では、「高校まで」の割合が47.5%と最も高く、次いで「大学まで」の割合が27.7%、「短大・専門学校まで」の割合が11.3%となっています。

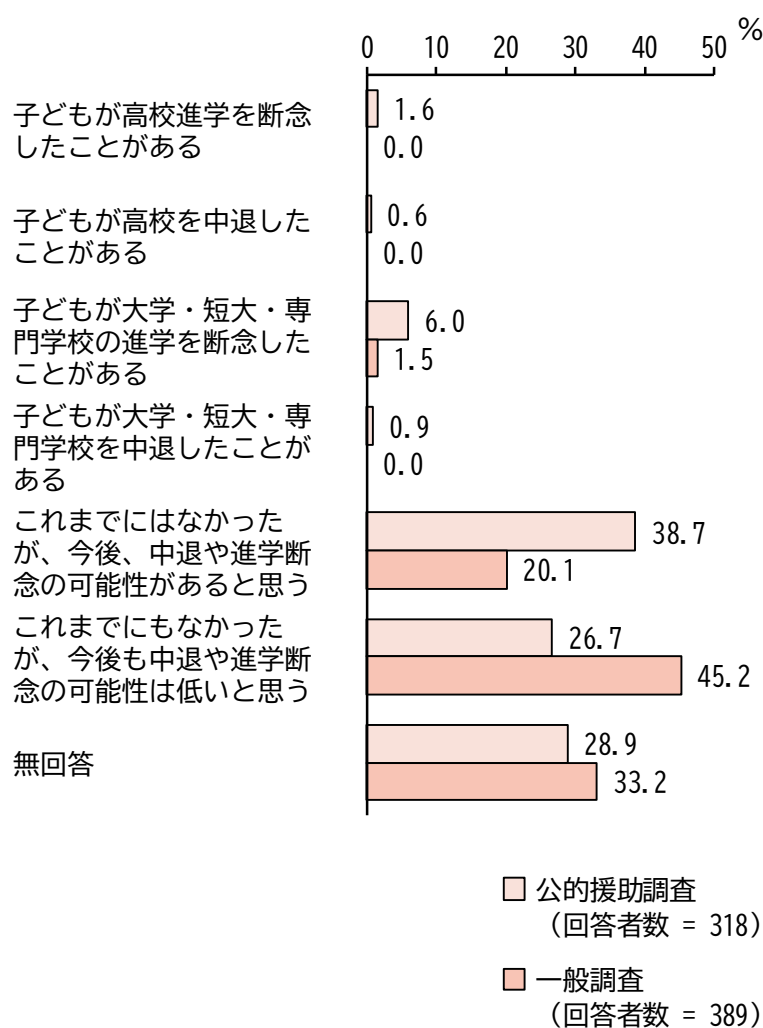
一般調査では、「大学まで」の割合が53.2%と最も高く、次いで「短大・専門学校まで」の割合が15.2%、「高校まで」の割合が14.7%となっています。



⑨ 経済的な理由により経験したこと（複数回答）

公的援助調査では、「これまでにはなかったが、今後、中退や進学断念の可能性があると思う」の割合が38.7%と最も高く、次いで「これまでにもなかったが、今後も中退や進学断念の可能性は低いと思う」の割合が26.7%となっています。

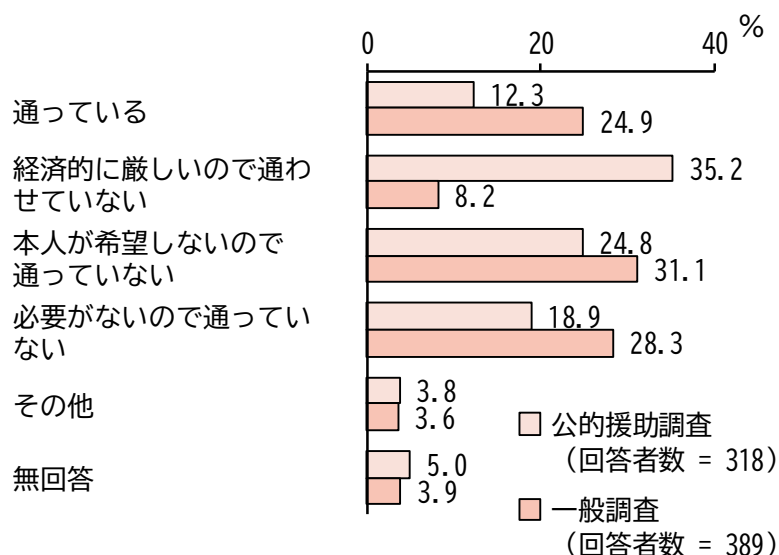
一般調査では、「これまでにもなかったが、今後も中退や進学断念の可能性は低いと思う」の割合が45.2%と最も高く、次いで「これまでにはなかったが、今後、中退や進学断念の可能性があると思う」の割合が20.1%となっています。



⑩ 学習塾に通っているか（単数回答）

公的援助調査では、「経済的に厳しいので通わせていない」の割合が35.2%と最も高く、次いで「本人が希望しないので通っていない」の割合が24.8%、「必要がないので通っていない」の割合が18.9%となっています。

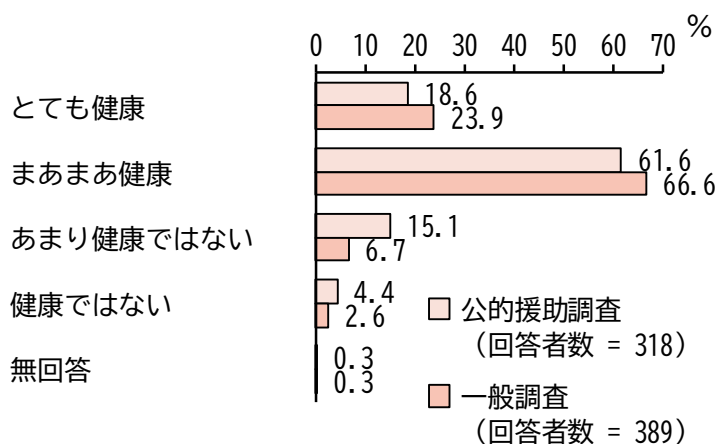
一般調査では、「本人が希望しないので通っていない」の割合が31.1%と最も高く、次いで「必要がないので通っていない」の割合が28.3%、「通っている」の割合が24.9%となっています。



⑪ 自分が健康だと思うか（単数回答）

公的援助調査では、「まあまあ健康」の割合が61.6%と最も高く、次いで「とても健康」の割合が18.6%、「あまり健康ではない」の割合が15.1%となっています。

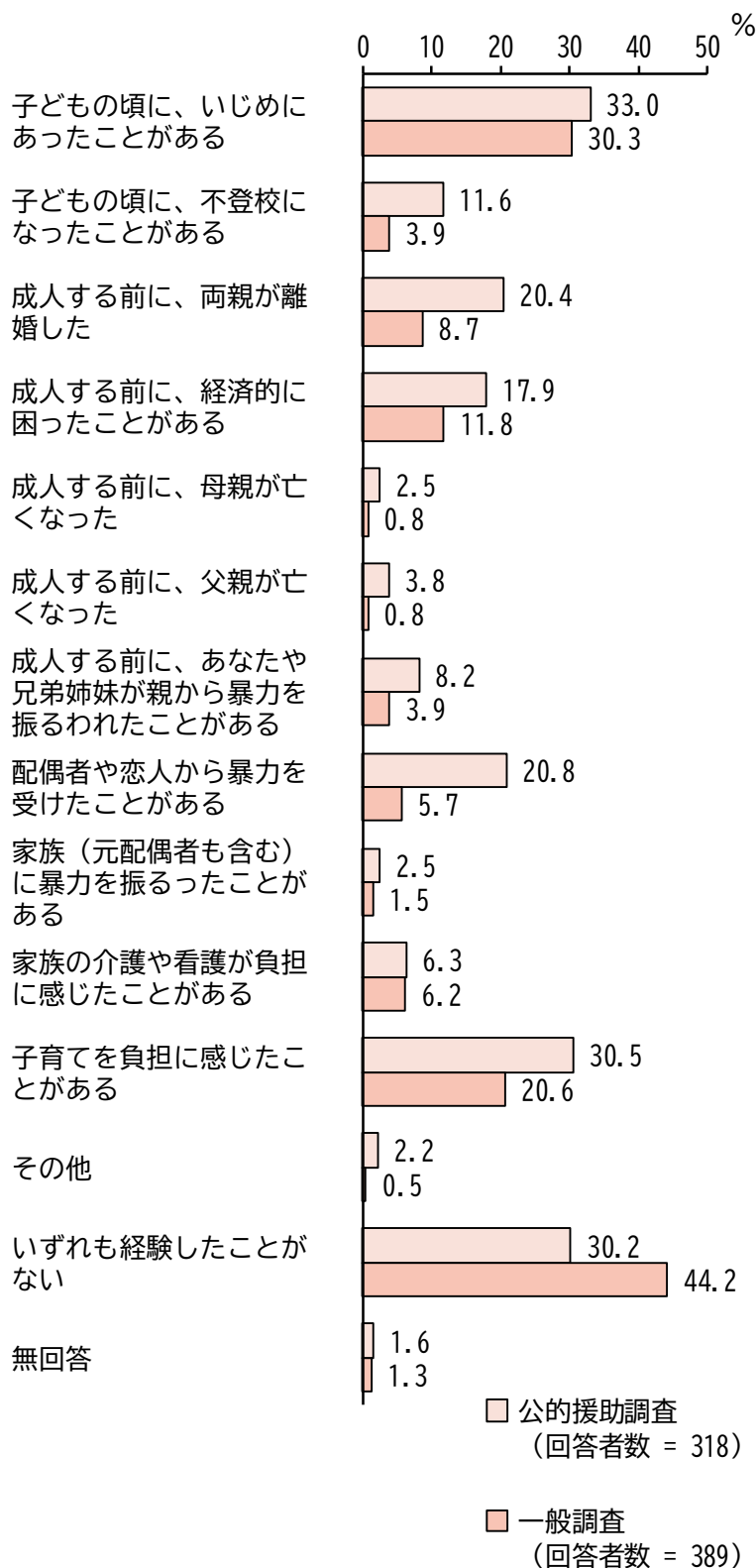
一般調査では、「まあまあ健康」の割合が66.6%と最も高く、次いで「とても健康」の割合が23.9%となっています。



⑫ これまでに、経験をしたことがあること（複数回答）

公的援助調査では、「子どもの頃に、いじめにあったことがある」の割合が33.0%と最も高く、次いで「子育てを負担に感じたことがある」の割合が30.5%、「いずれも経験したことがない」の割合が30.2%となっています。

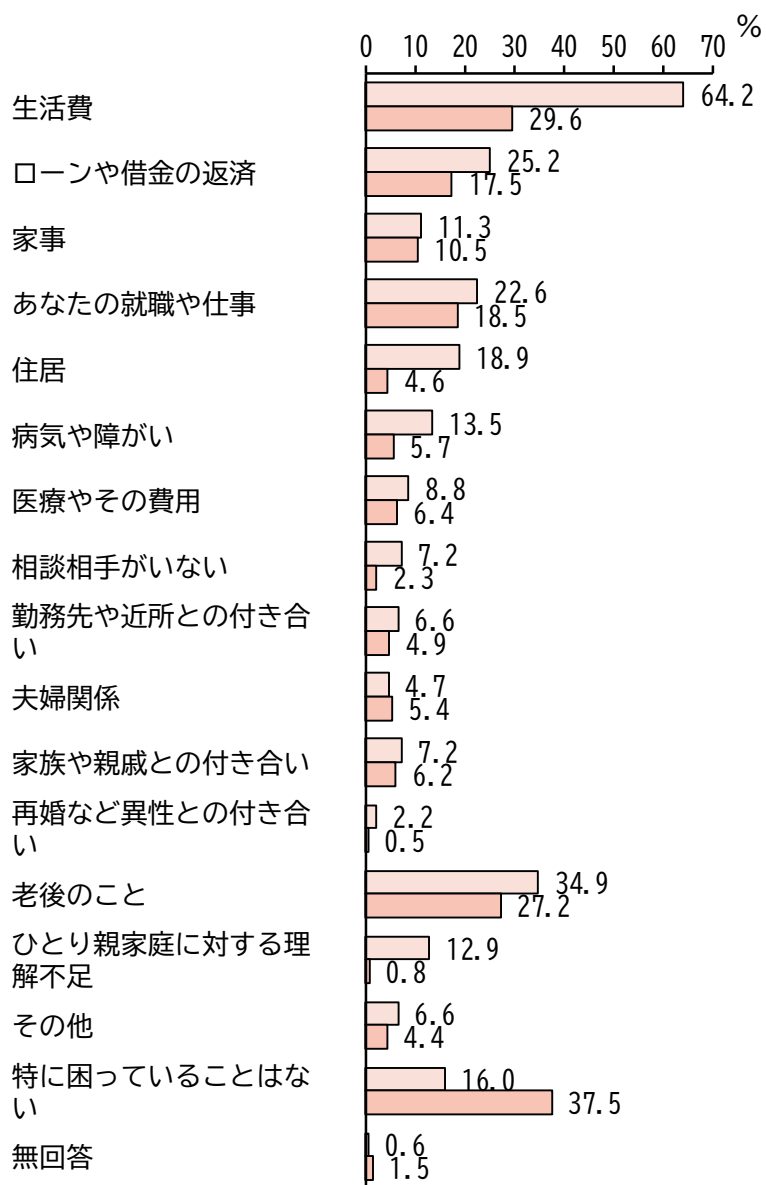
一般調査では、「いずれも経験したことがない」の割合が44.2%と最も高く、次いで「子どもの頃に、いじめにあったことがある」の割合が30.3%、「子育てを負担に感じたことがある」の割合が20.6%となっています。



⑬ 現在困っていること（複数回答）

公的援助調査では、「生活費」の割合が64.2%と最も高く、次いで「老後のこと」の割合が34.9%、「ローンや借金の返済」の割合が25.2%となっています。

一般調査では、「特に困っていることはない」の割合が37.5%と最も高く、次いで「生活費」の割合が29.6%、「老後のこと」の割合が27.2%となっています。



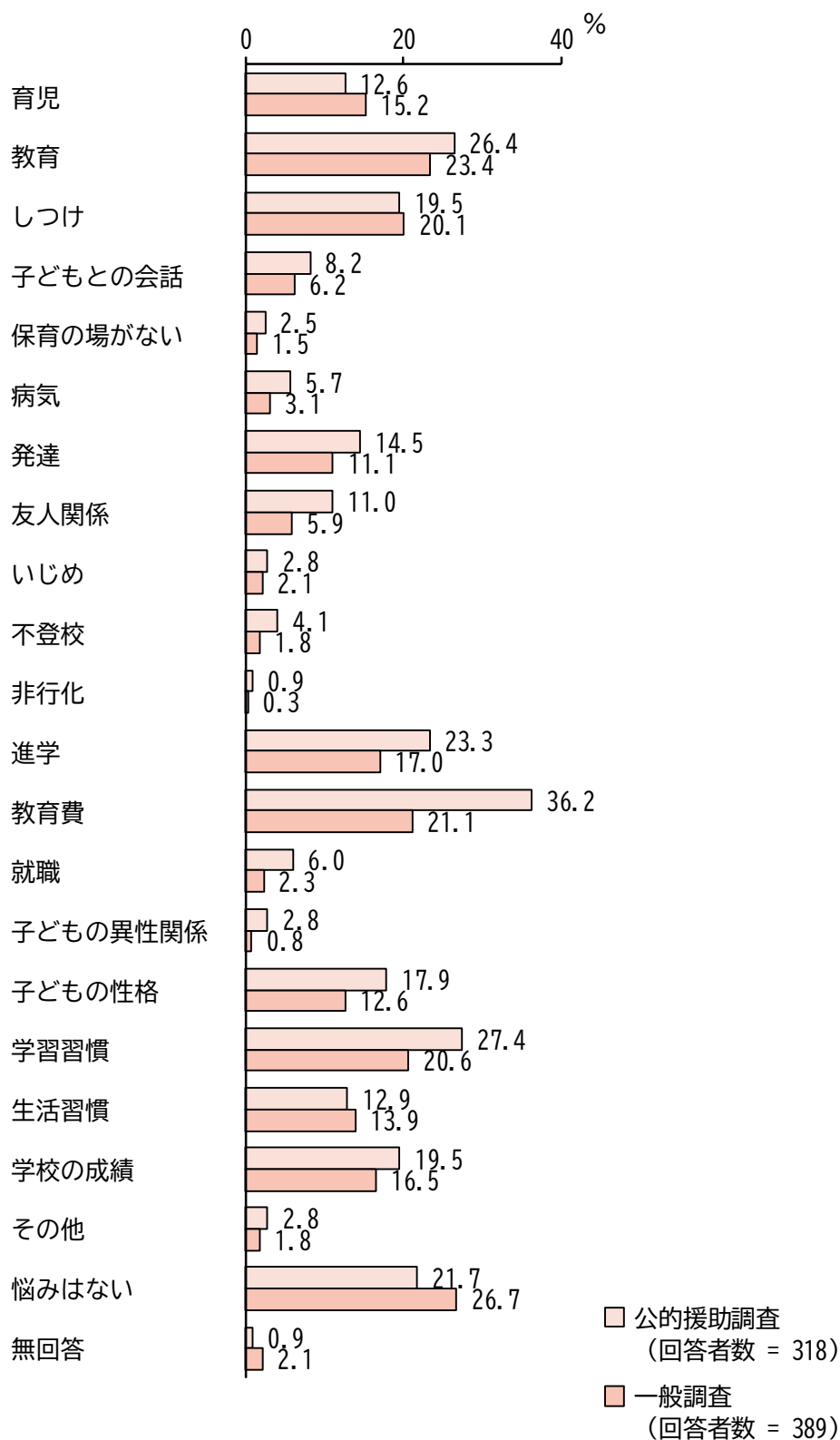
□ 公的援助調査
(回答者数 = 318)

■ 一般調査
(回答者数 = 389)

⑭ 子育てについて悩んでいること（複数回答）

公的援助調査では、「教育費」の割合が36.2%と最も高く、次いで「学習習慣」の割合が27.4%、「教育」の割合が26.4%となっています。

一般調査では、「悩みはない」の割合が26.7%と最も高く、次いで「教育」の割合が23.4%、「教育費」の割合が21.1%となっています。

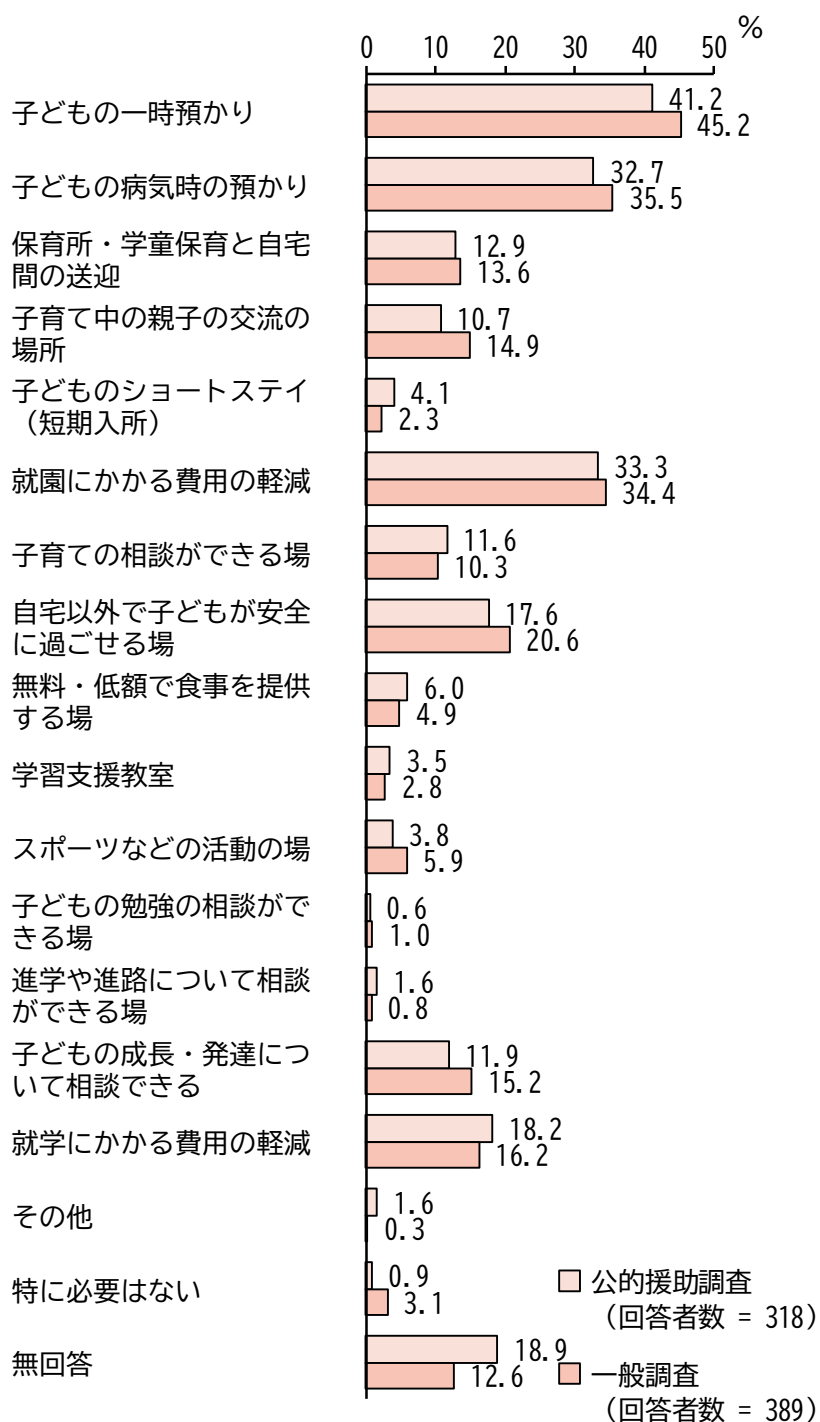


⑮ こどものためにあるとよい援助や取り組み（3つまで○）

【就学前】

公的援助調査では、「子どもの一時預かり」の割合が41.2%と最も高く、次いで「就園にかかる費用の軽減」の割合が33.3%、「子どもの病気時の預かり」の割合が32.7%となっています。

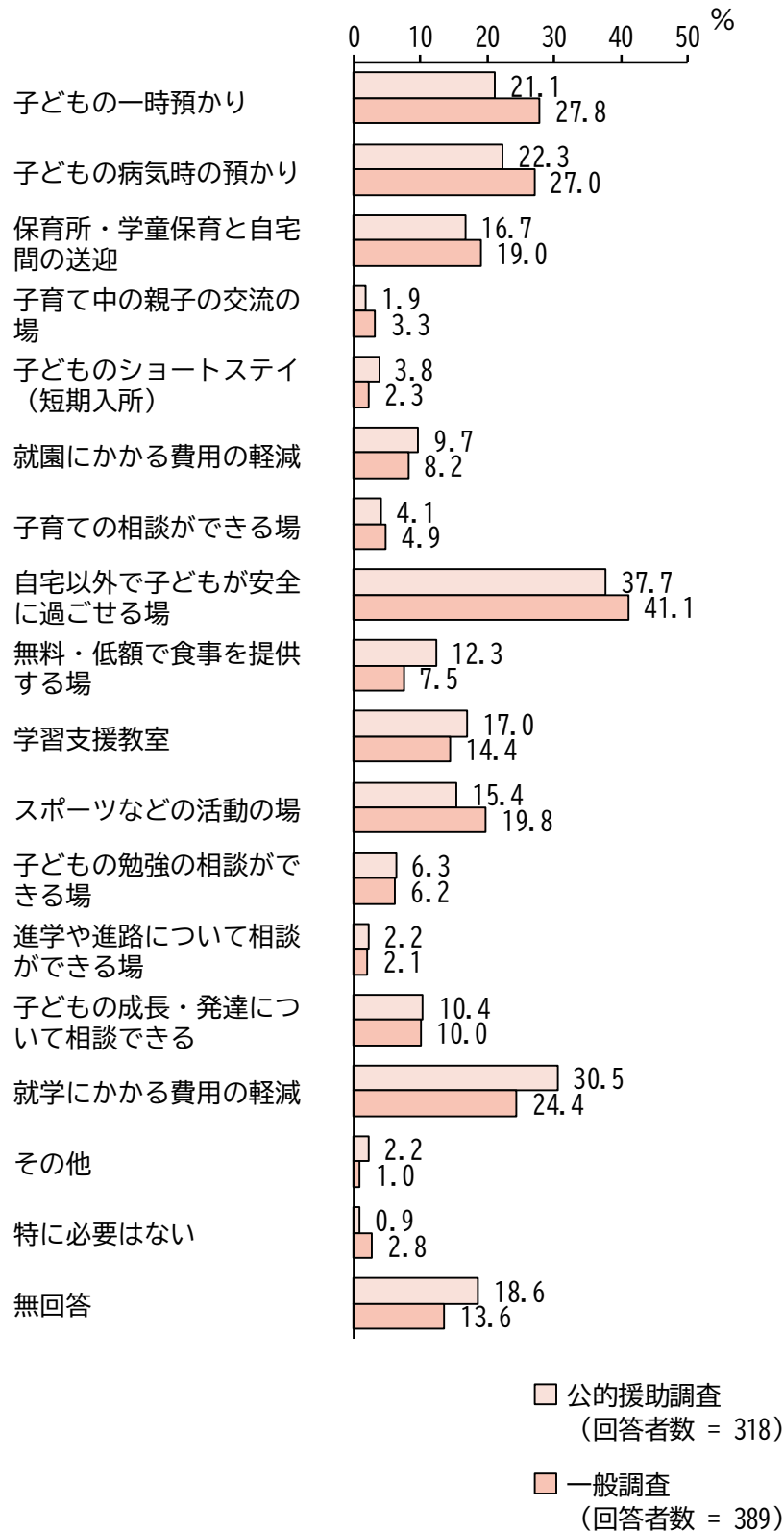
一般調査では、「子どもの一時預かり」の割合が45.2%と最も高く、次いで「子どもの病気時の預かり」の割合が35.5%、「就園にかかる費用の軽減」の割合が34.4%となっています。



【小学校1～3年】

公的援助調査では、「自宅以外で子どもが安全に過ごせる場」の割合が37.7%と最も高く、次いで「就学にかかる費用の軽減」の割合が30.5%、「子どもの病気時の預かり」の割合が22.3%となっています。

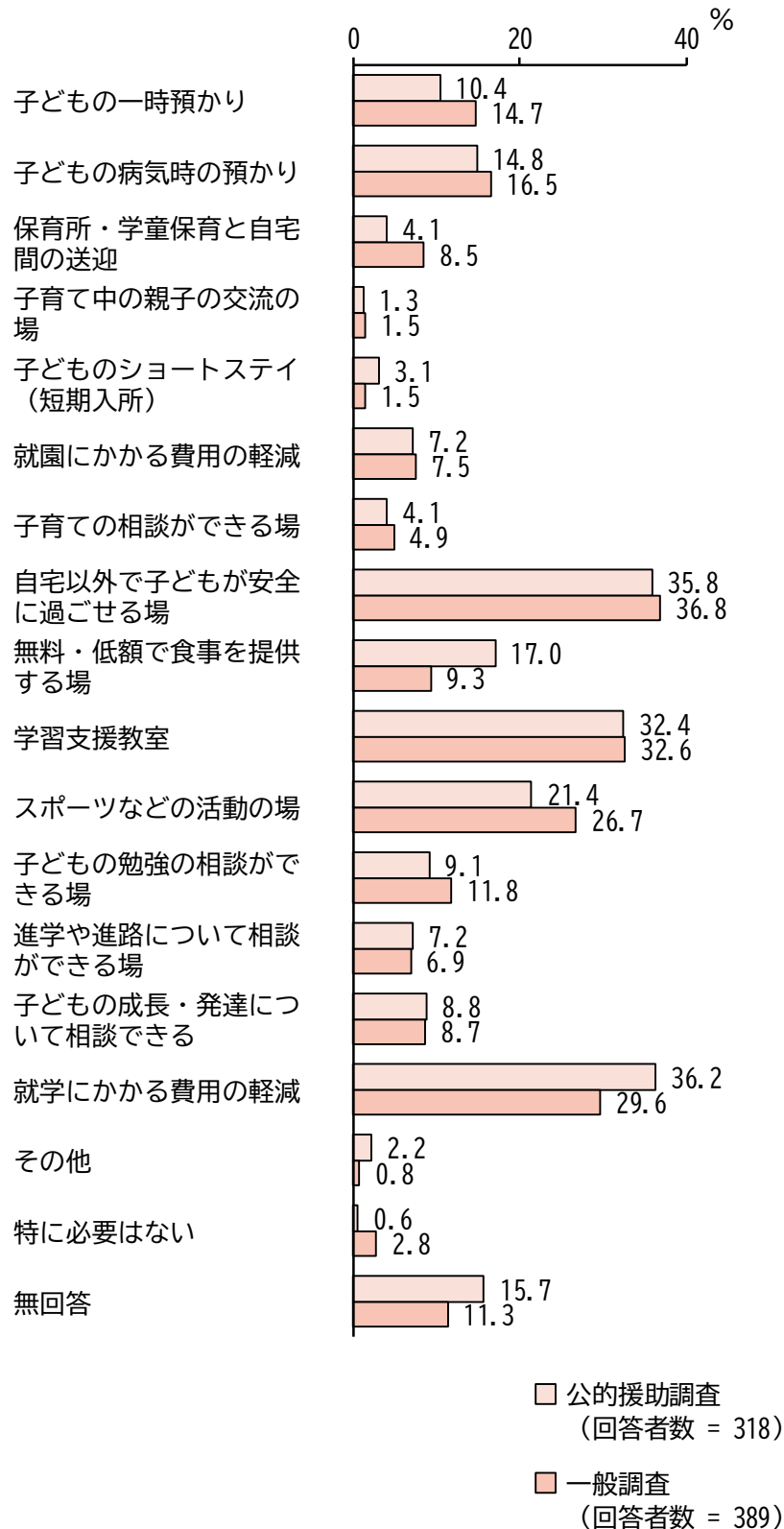
一般調査では、「自宅以外で子どもが安全に過ごせる場」の割合が41.1%と最も高く、次いで「子どもの一時預かり」の割合が27.8%、「子どもの病気時の預かり」の割合が27.0%となっています。



【小学校4～6年】

公的援助調査では、「就学にかかる費用の軽減」の割合が36.2%と最も高く、次いで「自宅以外で子どもが安全に過ごせる場」の割合が35.8%、「学習支援教室」の割合が32.4%となっています。

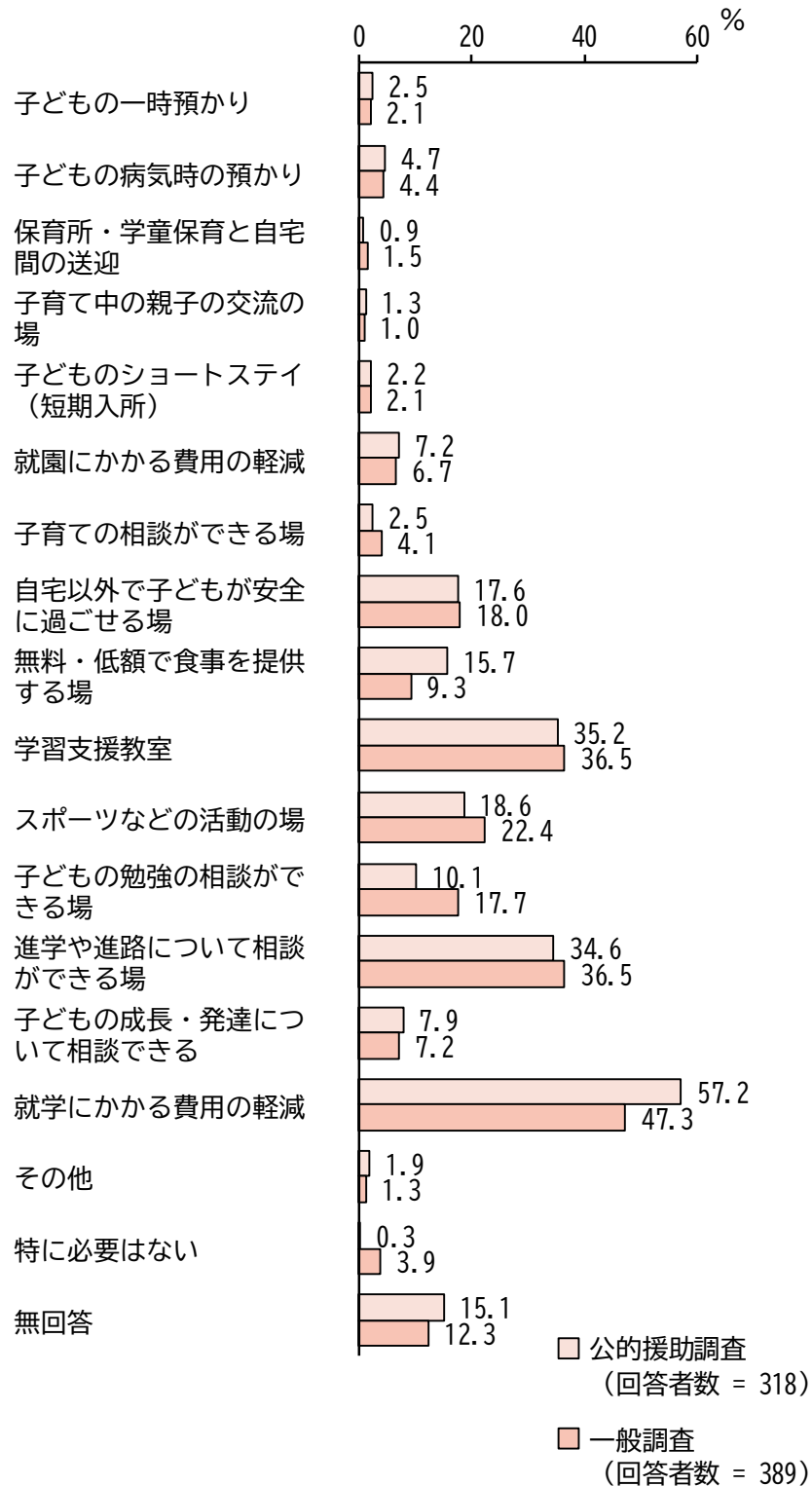
一般調査では、「自宅以外で子どもが安全に過ごせる場」の割合が36.8%と最も高く、次いで「学習支援教室」の割合が32.6%、「就学にかかる費用の軽減」の割合が29.6%となっています。



【中学校1～3年】

公的援助調査では、「就学にかかる費用の軽減」の割合が57.2%と最も高く、次いで「学習支援教室」の割合が35.2%、「進学や進路について相談ができる場」の割合が34.6%となっています。

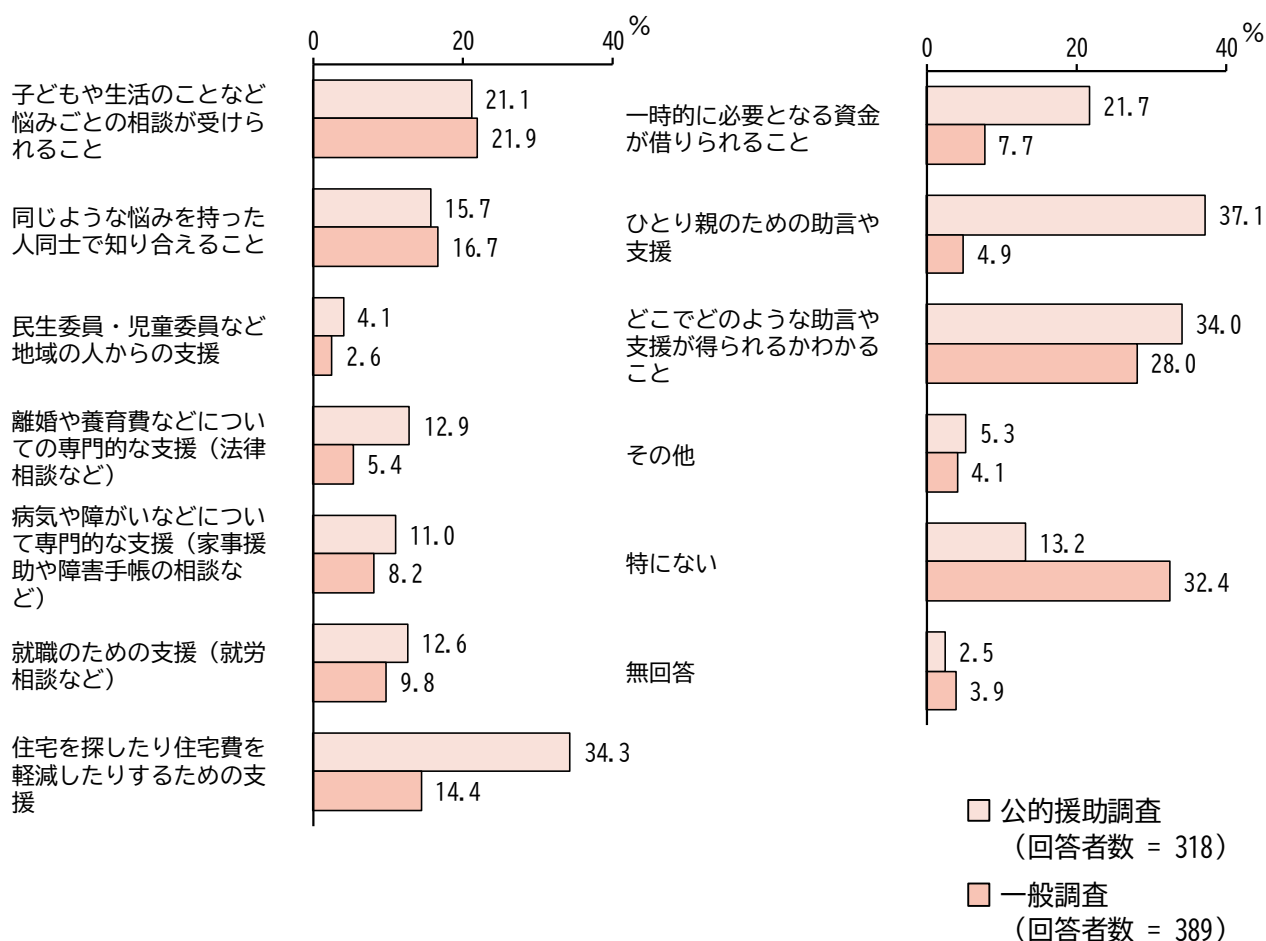
一般調査では、「就学にかかる費用の軽減」の割合が47.3%と最も高く、次いで「学習支援教室」、「進学や進路について相談ができる場」の割合が36.5%となっています。



⑯ 現在必要だと思う支援（複数回答）

公的援助調査では、「ひとり親のための助言や支援」の割合が37.1%と最も高く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」の割合が34.3%、「どこでどのような助言や支援が得られるかわかること」の割合が34.0%となっています。

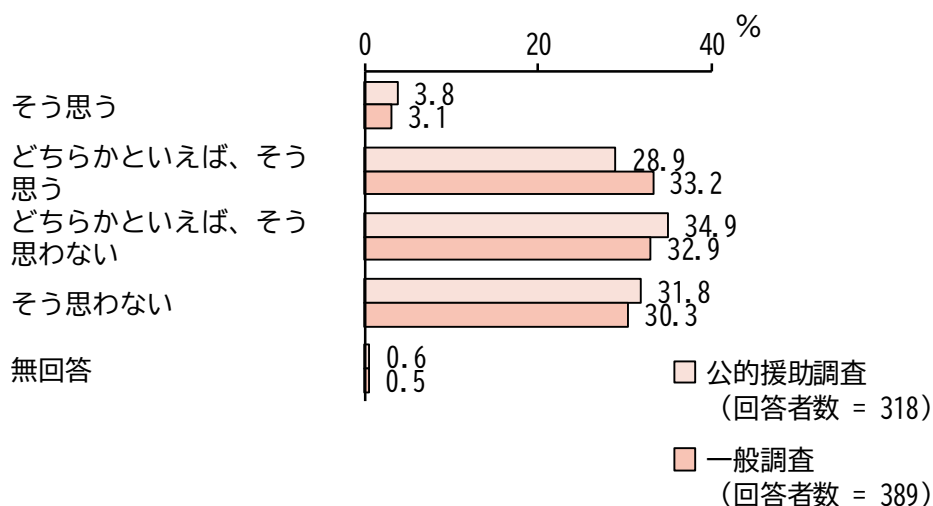
一般調査では、「特にない」の割合が32.4%と最も高く、次いで「どこでどのような助言や支援が得られるかわかること」の割合が28.0%、「子どもや生活のことなど悩みごとの相談が受けられること」の割合が21.9%となっています。



⑪ 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか
(単数回答)

公的援助調査では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が34.9%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が31.8%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が28.9%となっています。

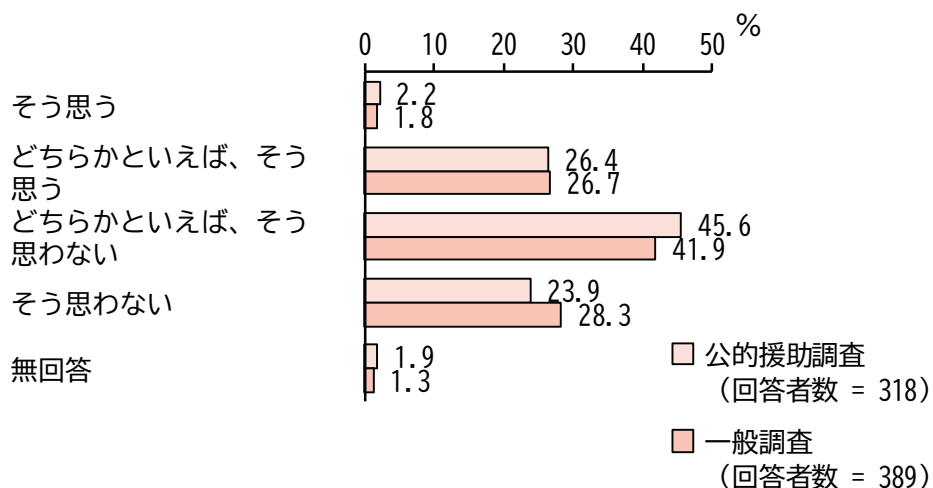
一般調査では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が33.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が32.9%、「そう思わない」の割合が30.3%となっています。



⑫ 障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思うか（単数回答）

公的援助調査では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が45.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が26.4%、「そう思わない」の割合が23.9%となっています。

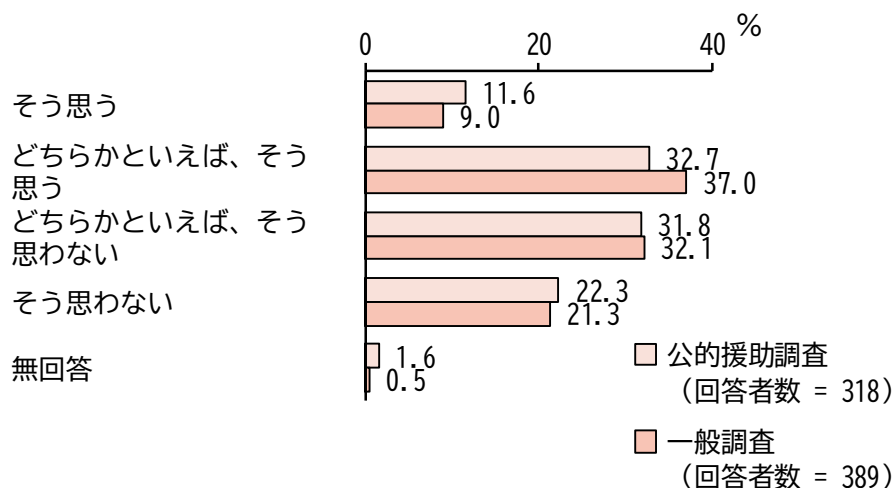
一般調査では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が28.3%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が26.7%となっています。



⑱ 共働き・共育てが推進されていると思うか（単数回答）

公的援助調査では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が32.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が31.8%、「そう思わない」の割合が22.3%となっています。

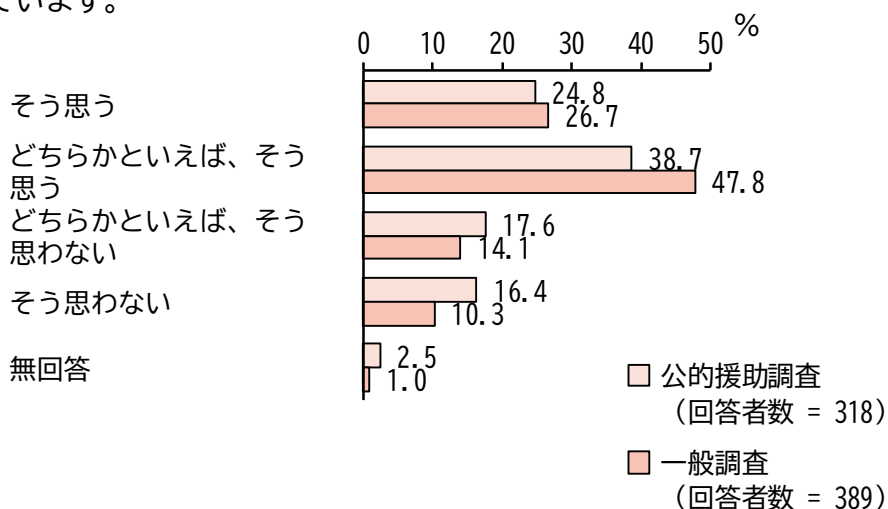
一般調査では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が37.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が32.1%、「そう思わない」の割合が21.3%となっています。



⑳ 妊娠・出産についての満足度（単数回答）

公的援助調査では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が38.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が24.8%、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が17.6%となっています。

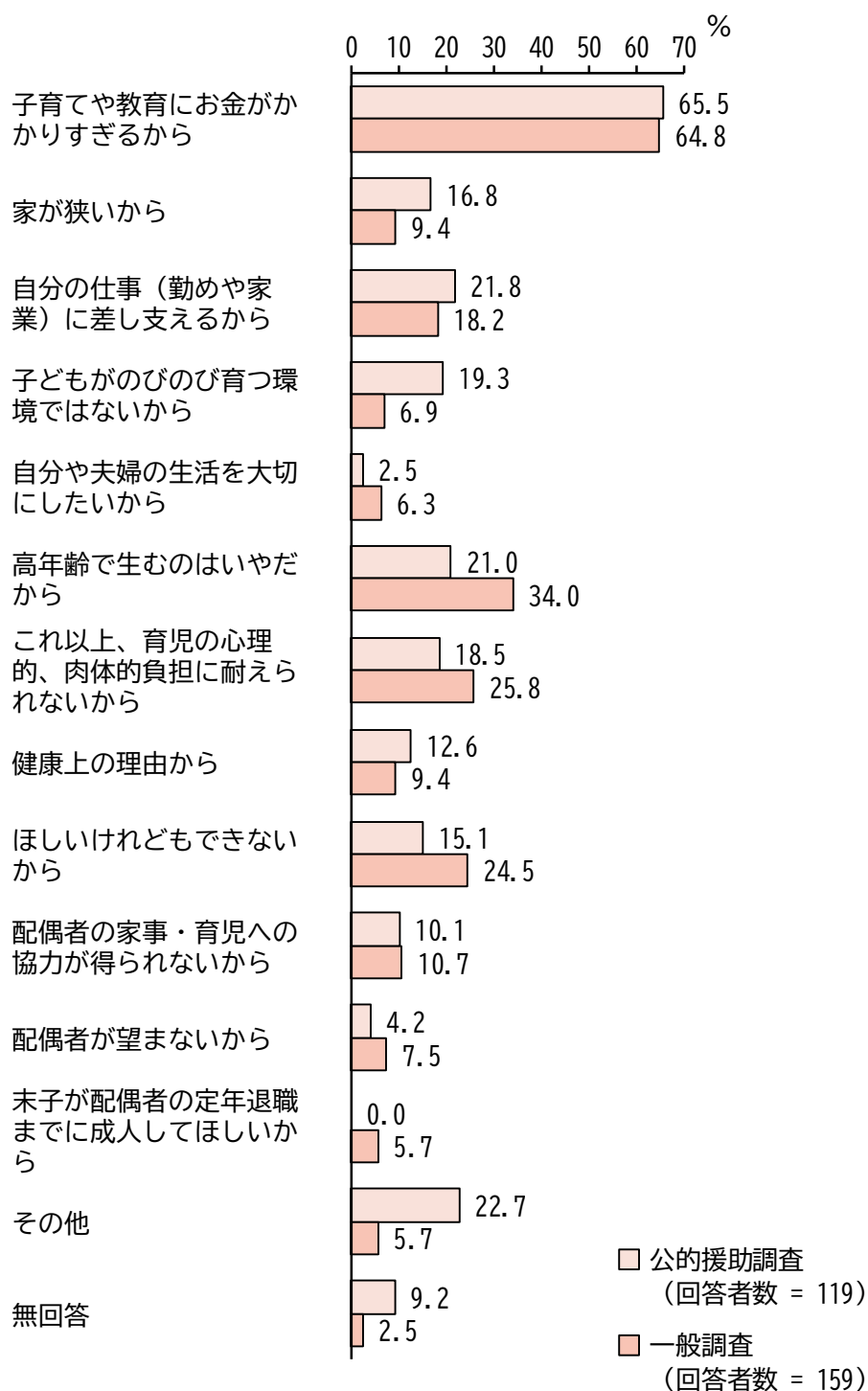
一般調査では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が47.8%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が26.7%、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が14.1%となっています。



② 育てたいと思う理想のこどもの数より現実に育てるこどもの数が少ない理由
(複数回答)

公的援助調査では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が65.5%と最も高く、次いで「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」の割合が21.8%、「高年齢で生むのはいやだから」の割合が21.0%となっています。

一般調査では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が64.8%と最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」の割合が34.0%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の割合が25.8%となっています。



3 こども・若者アンケート調査結果からみる坂戸市の状況

(1) こども・若者アンケート調査概要

① 調査の目的

本調査は、市内のこども・若者の意見を反映するため、インターネットアンケートにより実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
小学生	坂戸市立小学校の小学生（４年生～６年生）、坂戸ろう学園の小学部（高学年）
中学生	坂戸市立中学校の中学生、坂戸ろう学園の中学部
高校生	市内に所在する高等学校の高校生（県立坂戸高等学校、県立坂戸西高等学校、筑波大付属坂戸高等学校、山村国際高等学校、坂戸ろう学園高等部）
大学生（若者）	市内に所在する大学の大学生（女子栄養大学（※２）、城西大学、明海大学）
若者（※１）	市内在住・在学・在勤の若者（１６歳～３９歳）

※１若者：国が示した子供・若者育成支援推進大綱では若者は、おおむね１８歳から３０歳未満の者（大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する４０歳未満の者）と定義されている。

※２令和８（２０２６）年度より日本栄養大学に校名変更

③ 調査期間

令和６年５月２７日～令和６年７月５日

④ 調査方法

各学校を通じてインターネットアンケートを依頼

広報紙等を通じて、不特定多数の方に向けにインターネットアンケートを実施

⑤ 回収状況

調査の種類	対象者数	回答数	回答率
小学生 （４～６年生）	２,３８０	１,６１２	６７.７％
中学生	２,５３１	１,６８４	６６.５％
高校生	３,３９８	１,５７９	４６.５％
大学生（若者）	９,３８９	１,１２８	１２.０％
若者	—	４３	—

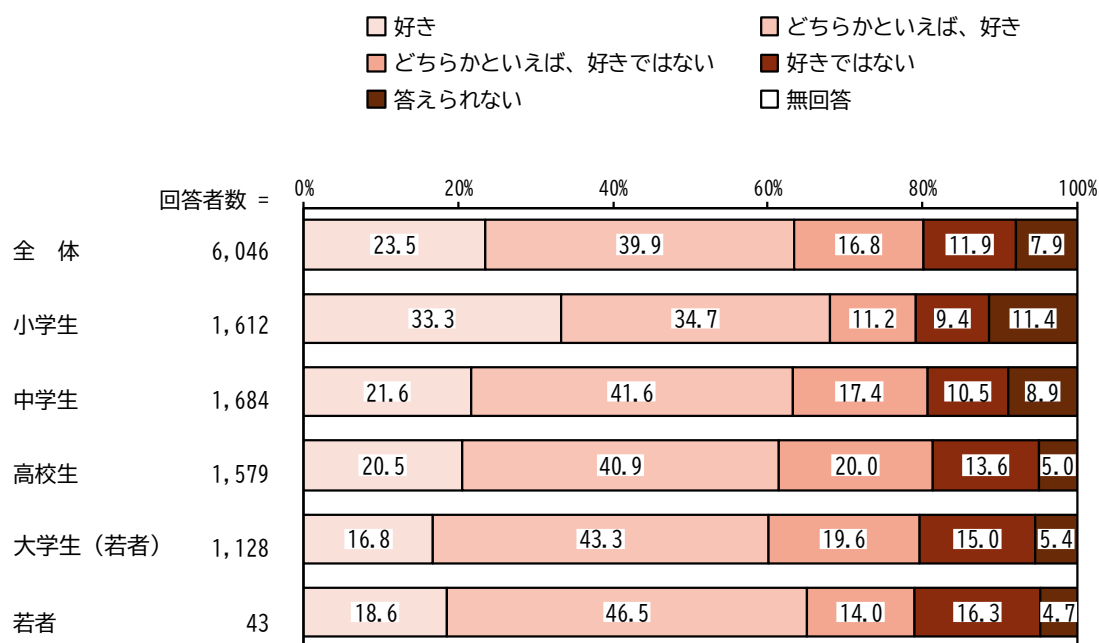
⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が１００.０％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が１００.０％を超える場合があります。

(2) こども・若者アンケート調査結果 (調査対象者ごとの比較結果)

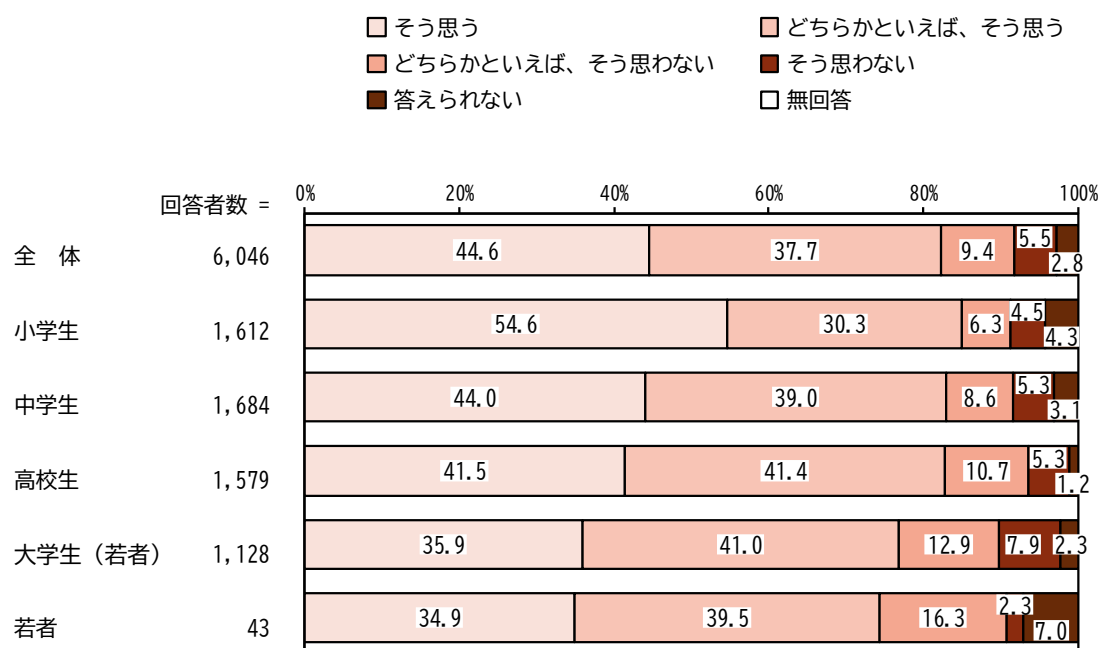
① 「今の自分が好き」か（単数回答）

対象者別にみると、小学生で「好き」の割合が高くなっています。



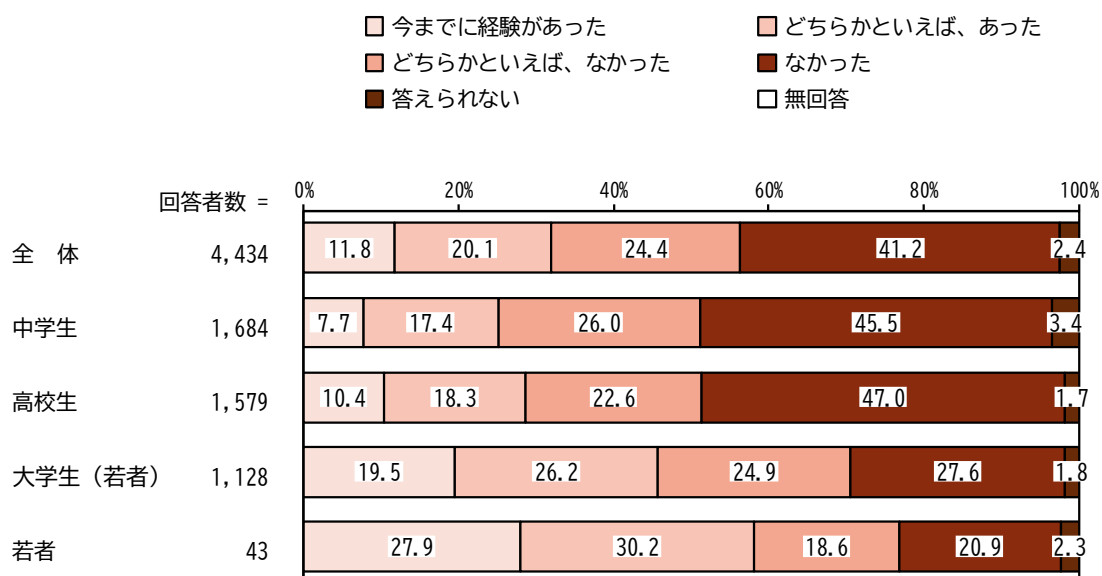
② 「自分には自分らしさというもの」があると思うか（単数回答）

対象者別にみると、小学生で「そう思う」の割合が高くなっています。



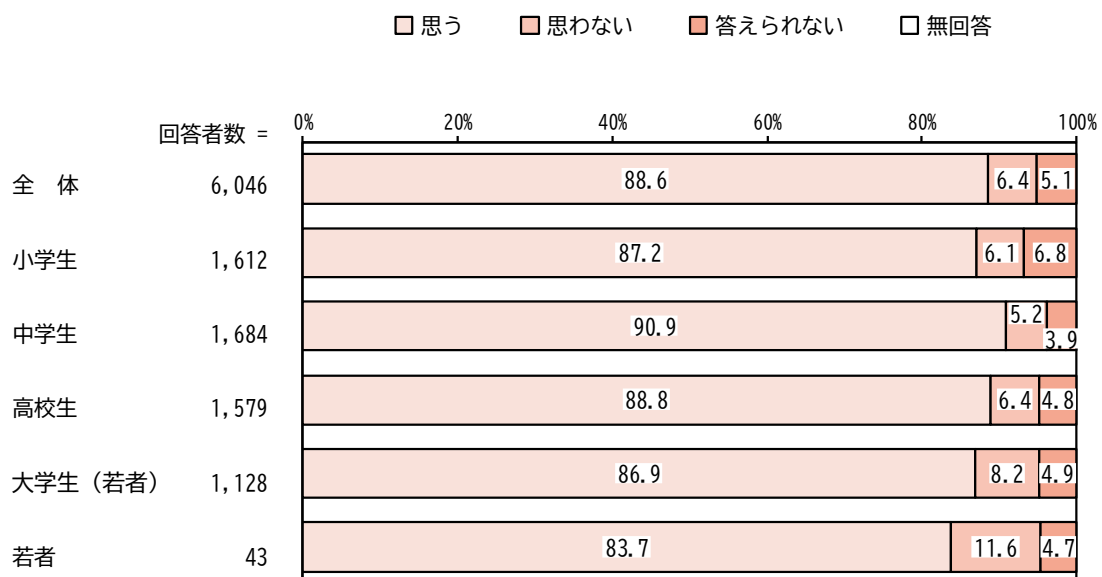
③ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができないほど困った経験の有無 (単数回答)

対象者別にみると、若者で「今までに経験があった」の割合が高くなっています。



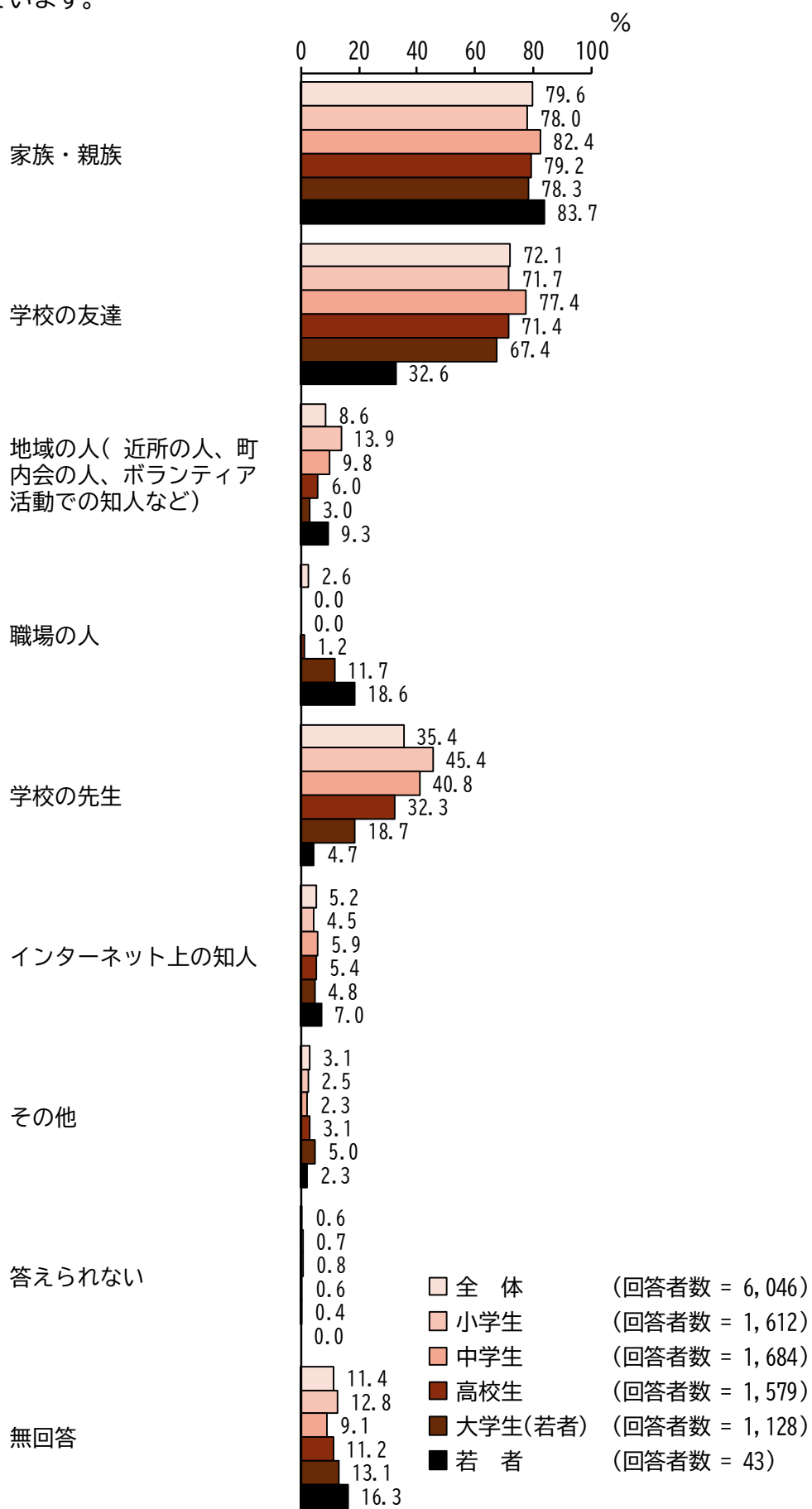
④ 困ったときに助けてくれる人がいると思うか（単数回答）

対象者別にみると、大きな差はみられません。



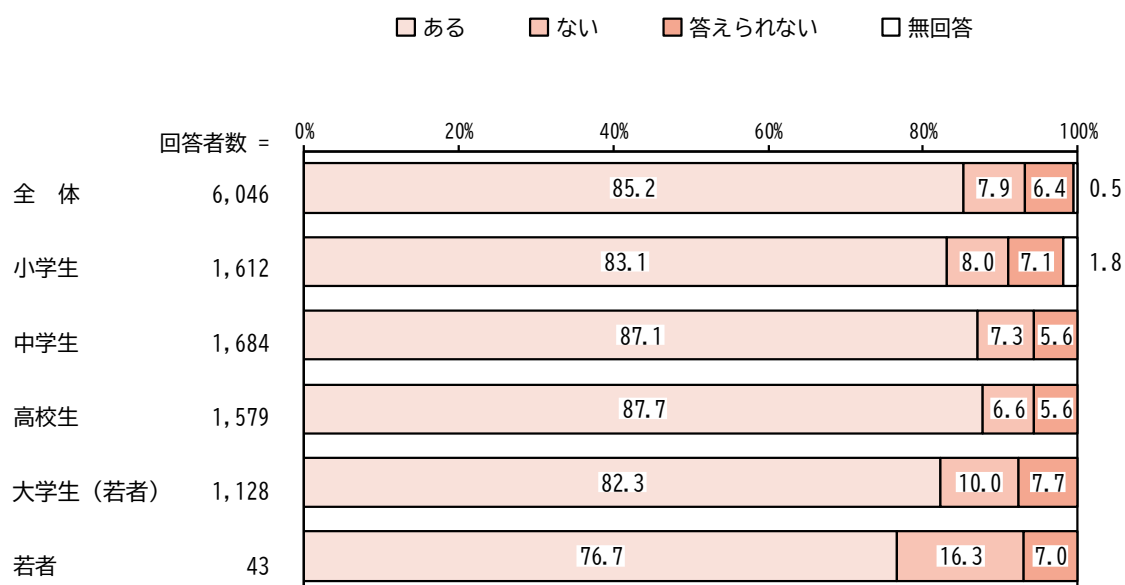
⑤ 困った時に助けてくれる人（複数回答）

対象者別にみると、小学生において「学校の先生」と回答した割合が、他の対象者よりも高くなっています。



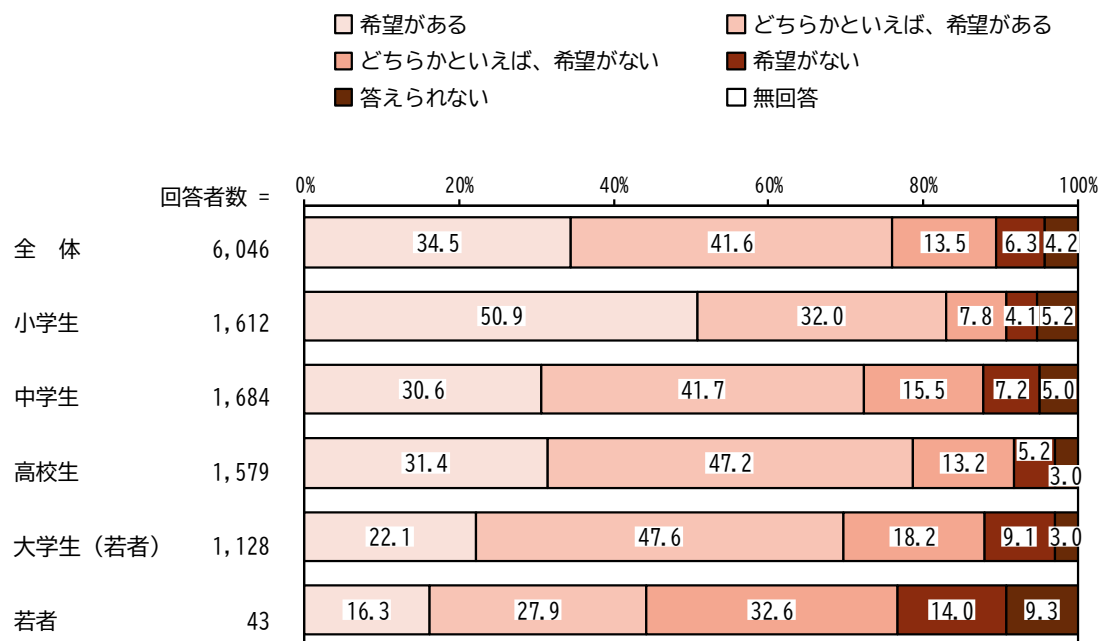
⑥ 居場所（好きなことをして過ごせる場所、安心して過ごせる場所）の有無
（単数回答）

対象者別にみると、若者で「ある」の割合が低くなっています。



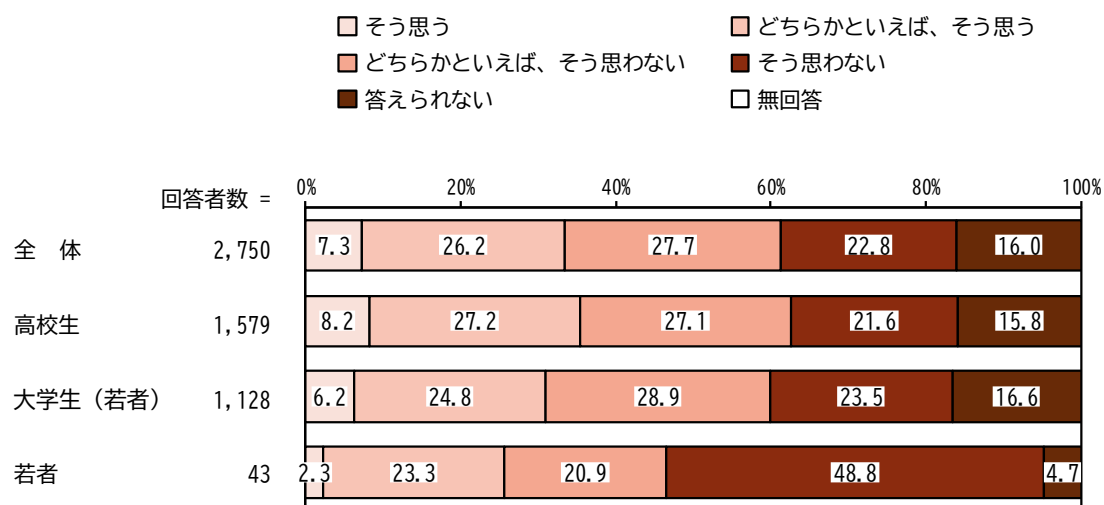
⑦ 自分の将来について明るい希望を持っているか（単数回答）

対象者別にみると、若者で「どちらかといえば、希望がない」の割合が高くなっています。



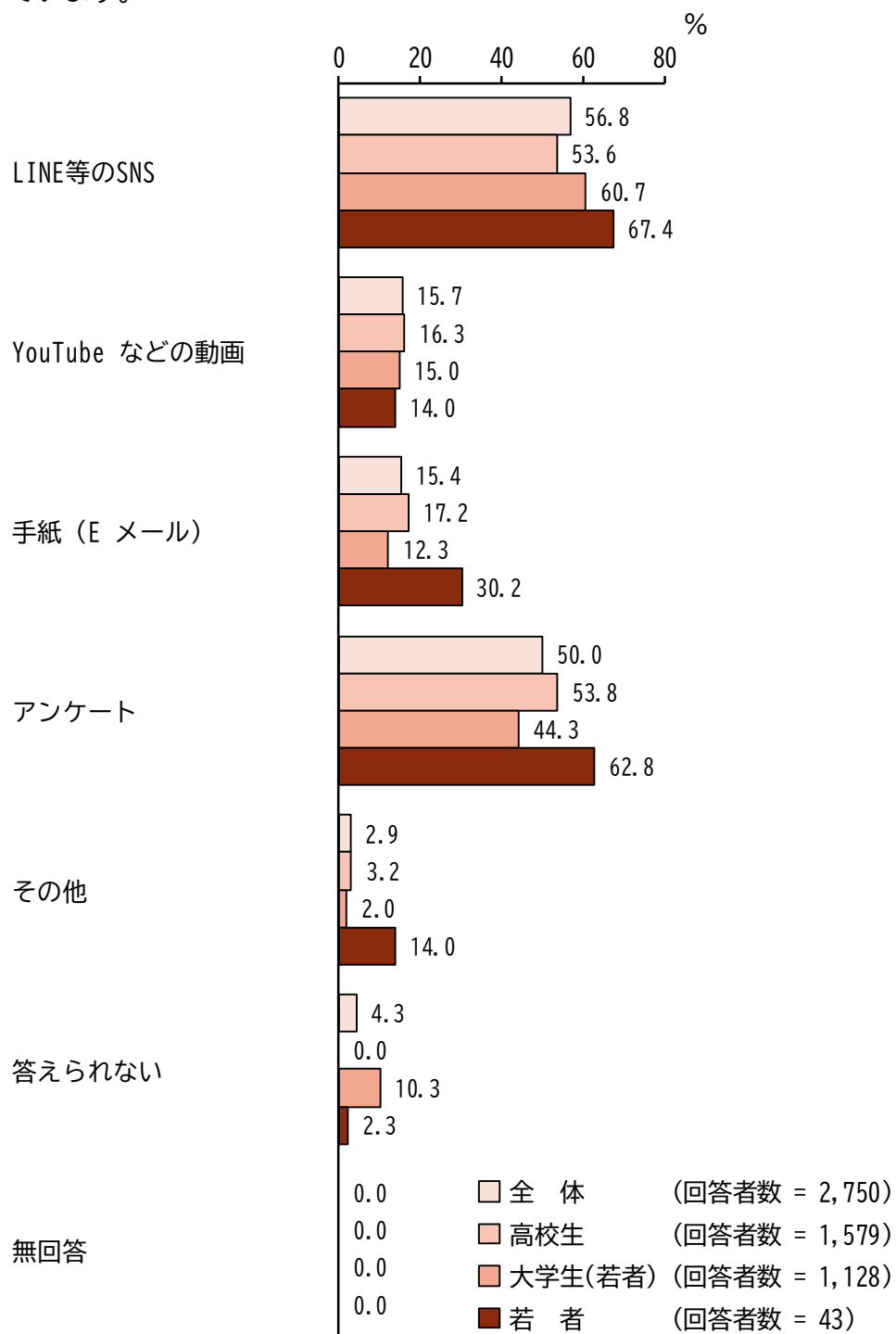
⑧ 国や地方自治体（埼玉県や坂戸市）の政策について、自分の意見が聴いても
らえていると思うか（単数回答）

対象者別にみると、若者で「そう思わない」の割合が高くなっています。



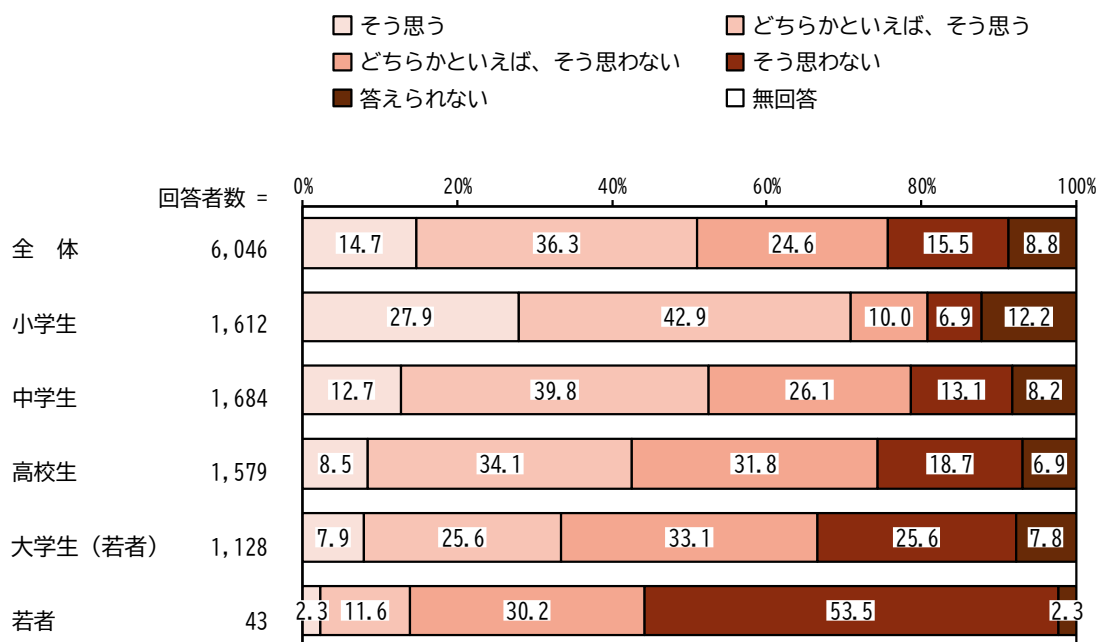
⑨ 国や地方自治体（埼玉県や坂戸市）に意見を伝えやすいと思う方法
（複数回答）

対象者別にみると、若者において「手紙（Eメール）」と回答した割合が、他の対象者よりも高くなっています。



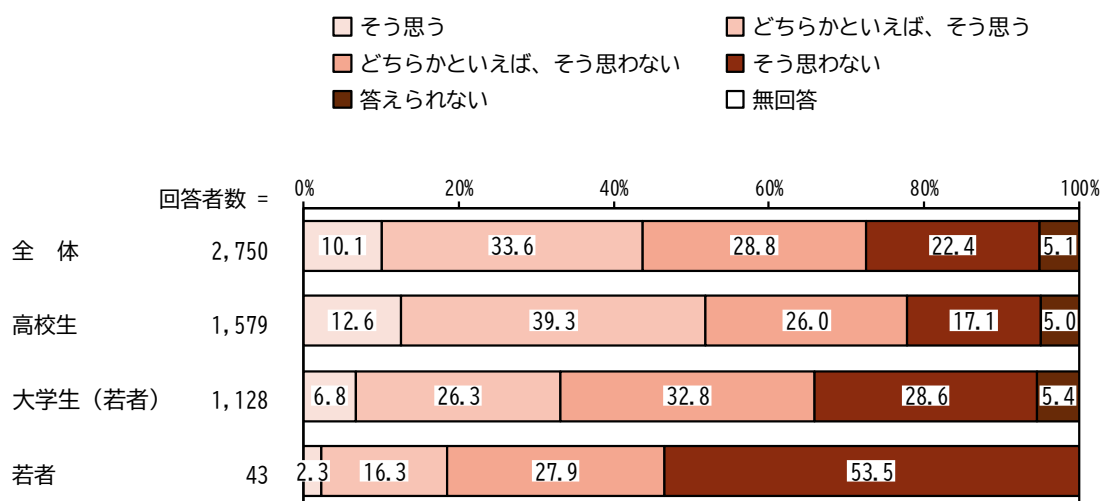
⑩ こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか（単数回答）

対象者別にみると、若者で「そう思わない」の割合が高くなっています。



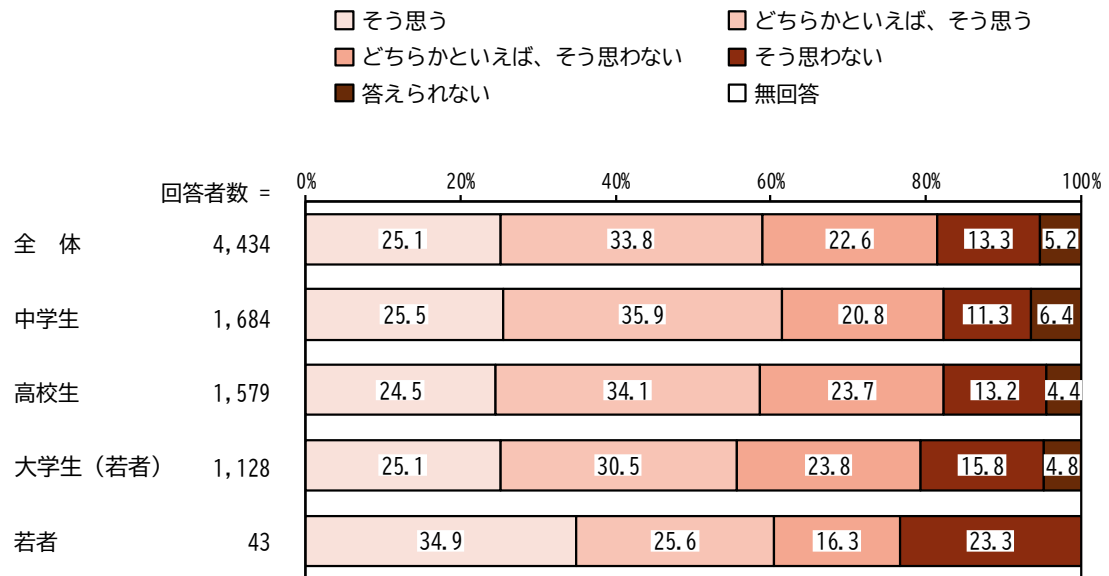
⑪ 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか（単数回答）

対象者別にみると、若者で「そう思わない」の割合が高くなっています。



⑫ こどもは権利の主体だと思うか（単数回答）

対象者別にみると、若者で「そう思わない」の割合が高くなっています。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

坂戸市では、「第7次坂戸市総合計画」の目指すべき将来像を、「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」と定め、親や祖父母、また、地域全体でこどもを育て、みんなが家族のように思い合う笑顔のあふれる明るいまちづくりを進めています。この将来像の実現に向け、まちづくりの基本方向の1つである「安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち」では、「結婚・出産・子育ての支援」「子どもの学びと成長の支援」「青少年の健全な育成」「生涯にわたり活躍できる場の充実」の4つの施策を掲げ、こどもたちが健やかに成長し、すべての人がいつまでも活躍できるまちづくりに取り組んでいるところです。

また一方で、国では、こども基本法に基づく「こども大綱」において、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、誰一人取り残さず社会全体で健やかな成長を支援する「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

本計画では、「第7次坂戸市総合計画」の目指す将来像の実現に向けて、「坂戸市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」や「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」の基本理念などを引き継ぐとともに、「こども大綱」を勘案して、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こどもが中心となって活躍できるまちを目指すため、基本理念を次のとおり定めます。

【 基 本 理 念 】

こどもの笑顔が輝くまち さかど

2 計画の視点

(1) こども・若者の最善の利益を実現する視点

こども・若者が心身の発達過程において、個人としての尊厳と権利が保障され、意見表明・参画と、自己選択・自己決定・自己実現の主体として成長できるよう後押しします。また、ジェンダーや思想、経済状況などによる差別や権利侵害を受けることなく、安心して生活し、将来を切り拓く力が持てるよう、支援します。

(2) 子育て家庭を多面的に支援する視点

各種保育サービスや子育て支援サービス、母子保健サービスの提供、子育てに関する相談や情報提供の機会等の充実を図ることで、身近な場所で安心してこどもを育てることができるよう環境を整えます。また、子育て家庭が経済的な不安や孤立感を抱くことなく、健康で自己肯定感とゆとりをもって、子育てに向き合えるよう支援を進めます。

(3) 地域全体でこどもの健やかな成長や子育て家庭を応援する視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てに関する助言や支援を得ることが難しい環境になりつつある中、本市の将来を担うこどもたちの健やかな成長を応援するため、家庭、学校、保育所、児童福祉施設、企業、地域などのあらゆる関係機関が連携し、こどもや子育て家庭を応援する体制の構築を進めます。

3 基本目標と施策の方向

基本目標1 こども・若者が将来に希望が持てる環境を整えます

全てのこども・若者が健やかに成長できるよう、こどもの権利を尊重するとともに、社会に対し、意見表明や参画できるよう環境と整え、安心して未来を切り拓く力が持てるよう、支援します。

・施策の方向（１） こども・若者が意見を表明する機会の提供

全てのこども・若者に対して、市政に関することのほか、その他全般について広く意見を聴く機会を設けるとともに、意見を表明することができる機会の提供に努めます。

・施策の方向（２） 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

家庭・学校・地域及および関係機関が連携して、成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身につけられるよう支援を進めます。

また、こども・若者が多世代との交流、社会参加等を通じて、人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心や健やかな体を育むことができるよう支援します。

・施策の方向（３） 不安や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

社会生活に馴染めないなどの生きづらさや、学校生活・将来の生活に不安を抱えているこども・若者に対し、生きづらさや不安の解消、安定した家庭環境の構築につながる取組を関係機関と連携して進めることで、将来に希望が持てる環境づくりに努めます。

・施策の方向（４） 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援を進めることで、配慮を必要とするこども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取り組みができる環境づくりに努めます。

基本目標1の指標

指標	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
国や自治体の政策について自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合	33.5%	45%
自分の将来に明るい希望を持っているこども・若者の割合	76.1%	80%
困ったときに助けてくれる人がいると思うこども・若者の割合	88.6%	95%
障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う保護者の割合	28.5%	40%

基本目標2 子育て・子育てを支援します

子育て家庭に寄り添った切れ目ないサービスや、保健・医療体制の確保・充実を図るとともに、地域におけるこどもの居場所や安全・安心な生活環境を整えることで、子育て・子育てを支援します。

・施策の方向（１） 子育て家庭に寄り添ったサービスの充実

こどもの年齢や特性に応じて適切な教育・保育サービスや子育て家庭に寄り添ったサービスが受けられるよう支援します。

・施策の方向（２） 子育て親子の交流の場づくり

子育て親子が交流できる場づくりを行うことで、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めます。

・施策の方向（３） 保健・医療体制の確保・充実

こどもの健やかな成長を応援するため、各種健康診査や医療体制の充実等を図るとともに、適切な育児情報の提供や健康相談を実施することで育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を図りながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう支援を進めます。

・施策の方向（４） こどもの居場所づくり

安心してこどもが過ごすことができる場として、放課後児童クラブの充実を進めるとともに、児童厚生施設、教育・保育施設を活用したこどもの居場所づくりを進めます。

また、地域で自主的にこどもの居場所づくりを進めている団体に対する支援を進めます。

・施策の方向（５） 安全・安心な生活環境の整備

こども・若者が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、自分たちの安全は自分たちで守る地域力を高める活動を進めます。

また、地域、行政、警察、消防、教育・保育等の関係機関が連携して、防犯・防災・交通安全教育を推進します。

基本目標2の指標

指標	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
こどもや子育てに悩みがない保護者の割合	26.7%	40%
普段自分で健康だと思っている保護者の割合	90.5%	95%
居場所があると思うこども・若者の割合	85.2%	90%
社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思うこども・若者の割合	65.6%	70%

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

保護者が安心して子育てができるよう、子育て家庭に対する相談支援、情報提供、給付サービスの充実を図るとともに、家庭や地域におけるこども支援や教育力の強化を図ります。

・施策の方向（１） 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭等が安心して生活が送れるよう、生活を下支えする経済的支援として、児童手当やこども医療費の支給等の給付事業の推進を図ります。

・施策の方向（２） 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てが両立できるようワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発に努めるとともに、女性の就労や男女共同参画の推進により、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

・施策の方向（３） 地域におけるこども支援の強化

地域の協力を得ながら、子育て家庭のニーズに応じた様々なこども・子育て支援を実施します。

・施策の方向（４） 子育て関連情報の提供

子育てに関する悩みの解消や子育ての楽しさを感じてもらえるよう、様々な機会や手段を活用し、個々のニーズに応じた情報が入手できるよう、子育て関連情報の提供に努めます。

基本目標3の指標

指標	現状値(参考値) (令和6年)	目標値 (令和11年)
経済的理由により、中退や進学断念の可能性が低いと思う保護者の割合	45.2%	55%
結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う保護者の割合	36.3%	50%
社会において、共働き・共育で（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されていると思う保護者の割合	46.0%	55%
妊娠・出産について満足している保護者の割合	74.5%	80%

4 体系図

〔 基本理念 〕

こどもの笑顔が輝くまち
さかど

〔 基本目標 〕

1 こども・若者が将来に希望が持てる環境を整えます

〔 施策の方向 〕

(1) こども・若者が意見を表明する機会の提供

(2) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

(3) 不安や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

(4) 配慮が必要なこども・若者への支援

2 子育て・子育てを支援します

(1) 子育て家庭に寄り添ったサービスの充実

(2) 子育て親子の交流の場づくり

(3) 保健・医療体制の確保・充実

(4) こどもの居場所づくり

(5) 安全・安心な生活環境の整備

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 子育て家庭への経済的支援の充実

(2) 仕事と子育ての両立の支援

(3) 地域におけるこども支援の強化

(4) 子育て関連情報の提供

第4章

施策の展開

基本目標1 こども・若者が将来に希望が持てる環境を整えます

(1) こども・若者が意見を表明する機会の提供

全てのこども・若者に対して、市政に関するもののほか、その他全般について広く意見を聴く機会を設けるとともに、意見を表明することができる機会の提供に努めます。

取組名	取組内容	所管課
こども・若者の意識調査	小学校4年生から39歳以下の若者を対象とした「こども・若者アンケート調査」を定期的実施します。	こども支援課
計画等の策定に際して、こども・若者の参画の促進	総合計画等の計画策定等に際し、こども・若者の意見を聞く機会を設けるなど、参加を促進します。	政策企画課 各課
学生と連携した事業の実施	大学連携協定等に基づき、学生の意見や考えを取り入れた事業の実施を進めます。	政策企画課 各課
市長への提言	こども・若者を含めた全世代の市民を対象に、市政に関する提言を受け付けます。	広報広聴課
少年の主張大会の開催	青少年健全育成の推進を図ることを目的に、少年が、家庭・学校・地域の一員として、日常生活を通じて日ごろ考えていることを広く市民に訴えることにより、大人たちの少年に対する理解の促進を図ります。	社会教育課

(2) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

家庭・学校・地域および関係機関が連携して、成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付けられるよう支援を進めます。

また、こども・若者が多世代との交流、社会参加等を通じて、人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心や健やかな体を育むことができるよう支援します。

取組名	取組内容	所管課
児童センターにおける体験事業	高校生や大学生、地域の人材等と連携し、趣味や遊びを通じた多世代交流を図ることで、知識の習得や体験を通じて、こどもの多様な価値観を育成します。	こども支援課 (児童センター)
ひとり親家庭等学習支援事業	学力向上とこどもの居場所づくりを目的に、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯等のこどもを対象に学習支援教室を実施します。	こども支援課 福祉総務課
すくすく保育推進事業	子育て家庭を対象に保育所給食の試食会を開催し、児童及びその保護者の食事への関心度を高めます。	保育課
食習慣の基礎づくり	安全で栄養のバランスの取れた献立内容を研究し、保育園給食で提供するなど、こどもの食習慣の基礎作りを進めます。	保育課
プレコンセプションケア（包括的性教育）啓発活動の実施	若者が将来の妊娠・出産などのライフプランを考えながら、自らの生活や健康に向き合っていくプレコンセプションケアの啓発活動やがん教育を含めた出前講座等を実施します。	市民健康センター
学校給食の充実	安全で栄養バランスの取れた献立内容について研究し、小・中学校給食の一層の充実を図ります。	教育総務課
学力向上推進事業	各種学力調査、公的テストを実施することで、児童生徒の学力の実態を把握し、授業改善を図ります。また、児童生徒が自身の学力を確認し、学力向上につなげます。	学校教育課 (教育センター)
体力向上推進事業	小・中学校において、水泳指導を民間施設に委託するなど、専門的な指導を受けられる環境を整備することにより、児童生徒の体力向上を図ります。	学校教育課
食育推進事業	女子栄養大学と連携した食育プログラムに基づき、食への興味関心を深め、こどもの心と体を育む体験型食育授業を開催します。	学校教育課 (教育センター)
地域人材を活用した学習支援事業	児童の基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的に、小学4、5年生を対象に元教員や教師を目指す学生等の地域人材が学習支援員となる「学力のびのび塾」を開催します。	社会教育課
子ども文化・スポーツ団体健全育成補助事業	小学生が所属する文化団体・スポーツ団体が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、児童の心身の健全な育成を支援します。	市民生活課 スポーツ推進課

子どもの読書活動の推進	乳幼児に対するブックスタートや、未就学児向けのおはなし会、学校と連携した読書教室など読み聞かせの実体験を通し、本へ親しむきっかけをすることにより、子どもの読書活動を推進します。	図書館
--------------------	---	------------

(3) 不安や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

社会生活に馴染めないなどの生きづらさや、学校生活や将来の生活に不安を抱えているこども・若者に対し、生きづらさや不安の解消、安定した家庭環境の構築につながる取組を関係機関と連携して進めることで、将来に希望が持てる環境づくりに努めます。

取組名	取組内容	所管課
婚活支援事業	「恋たま坂戸サポートセンター」を運営し、マッチングシステムを活用した婚活支援を展開するとともに、セミナーや出会いの場である婚活イベントを開催します。	こども支援課
結婚新生活支援事業	結婚を機に本市に居住する年齢・収入等の要件を満たす新婚世帯に対し、住居取得費や引越に係る費用を補助します。	こども支援課
自殺対策推進事業	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに、相談窓口の啓発を行います。また、教育委員会と連携し、夏休み前の時期にかけて、SNS を活用した心の悩みの相談窓口等が掲載されたリーフレットを配布します。	市民健康センター
奨学金返還支援事業	若者の市への定住促進、経済的支援、教育の機会均等の確保及び地域産業の活性化を図ることを目的に、前年度に返還した奨学金返還額の最大1/2の金額を補助します。	政策企画課
日本語教室の開催	外国人住民の日本語習得等を支援するため、日本語教室を開催し、日本語や日本の文化、風習等を学ぶ機会を提供します。	市民生活課
福祉総合相談の実施	相談員が福祉に関する困りごとなど、様々な相談に応じ、適切な制度やサービスにつなぎます。	福祉総務課各課
不登校解消事業	教育支援センターの運営とさわやか相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・活用により、児童生徒の社会的自立を目指し、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行います。また、弁護士による法律相談等を実施し、いじめや不登校につながる事故等の未然防止や問題解決を図ります。	学校教育課 (教育センター)
学校支援員配置事業	学校支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒の学校生活や授業等の支援や補助を行うことにより、学校生活の充実を図ります。	学校教育課
学校教育情報化推進事業	ICT の活用方法を検討し、いじめやヤングケアラーなどの早期発見や支援につなげます。	学校教育課
インターナショナルアシスト事業	外国籍児童生徒等の生活適応を促進するとともに日本語指導を行い、日本語活用能力の向上を図ります。	学校教育課

(4) 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援を進めることで、配慮を必要とするこども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取り組みができる環境づくりに努めます。

取組名	取組内容	所管課
児童相談事業	児童の養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童相談室において相談事業を実施します。	こども支援課
児童虐待の防止	児童虐待等のリスクが高い家庭やヤングケアラーに該当する児童のいる家庭に対し、坂戸市要保護児童対策地域協議会に属する関係機関等が連携を図り、適切な支援を進めます。	こども支援課
言語発達遅滞児支援事業	言葉の遅れがみられる幼児を対象に、遊びを中心とした親子のふれあい教室を開催し、幼児の発達支援を行うとともに、保護者に対する指導助言を行います。	こども支援課 (こども家庭センター)
障害児保育の実施	障害等のあるこどもを受入れられるよう、保育所等にその支援に必要な保育士、幼稚園教諭等の配置に努めます。	保育課
病児保育事業	児童が病気又は病気の回復期の家庭への仕事と子育ての両立支援を図るため、病院、保育所等に付設された保育スペースにおいて、病児保育を無償により実施します。	保育課
ダウン症児等の健康相談	ダウン症児等をもつ親の会を支援し、親同士の交流を図るとともに、発育・発達についての指導や助言を行います。	市民健康センター
すくすく発達相談、にこにこ親子相談の実施	乳幼児健診等で把握した発育・発達面の経過観察が必要なこどもの保護者に対し、専門スタッフが相談・指導を行います。	市民健康センター
発達支援巡回事業	発達障害の知識を有する専門員が保育所・幼稚園・子育て支援センターを巡回し、発達障害が疑われるこどもの対応について助言や支援を行います。	保育課 障害者福祉課 こども支援課
児童福祉法による障害児通所支援サービス等	児童発達支援、放課後等デイサービス等において、障害児の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	障害者福祉課
障害者総合支援法による障害福祉サービス等	保護者等が障害児の介護ができないときなどに、見守りや移動の支援を行う日中一時支援や移動支援等、必要な各種サービスを提供します。	障害者福祉課
障害者等相談支援事業	坂戸市障害者等相談支援センターにおいて、障害のある方やその家族からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスなどの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	障害者福祉課

取組名	取組内容	所管課
サポート手帳の配布	発達障害のある方に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有し、一貫して使用できる手帳を配布します。	障害者福祉課
インクルーシブ教育の推進	障害等の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った合理的配慮を受けながら、地域の学校や学級で学ぶことができるよう支援に努めます。	学校教育課 (教育センター)
通級指導教室の設置	小学校の通常学級に在籍し、言葉やきこえに不安を抱える児童や発達や情緒に課題のある児童生徒に対して、状況に応じた必要な指導・援助を行います。	学校教育課 (教育センター)
医療的ケア児への支援	たんの吸引・経管栄養等、医療を要する状態にある「医療的ケア児」が、日常生活を営むことができるよう支援に努めます。	保育課 市民健康センター 障害者福祉課 学校教育課 (教育センター)

基本目標２ 子育て・子育てを支援します

(１) 子育て家庭に寄り添ったサービスの充実

こどもの年齢や特性に応じて適切な教育・保育サービスや子育て家庭に寄り添ったサービスが受けられるよう支援します。

取組名	取組内容	所管課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等への短期入所等、適切な支援を進めます。	こども支援課
利用者支援事業	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。	こども支援課 (こども家庭センター)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の保護者が病気等で日常生活を送ることが困難な場合に、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣して、家事等の日常生活の支援を実施します。	こども支援課
市民バス特別乗車証の発行	妊婦・未就学児の保護者を対象に、市民バスを無料で乗車できる特別乗車証を発行します。	こども支援課 市民健康センター 交通対策課
保育所の運営、充実	障害児保育や保育時間の延長など、多様化するニーズに対応した保育の充実を進めます。	保育課
民間保育所の運営支援	民間保育所に対し、運営費の補助等を行うことで運営支援を進めます。	保育課
保育所の改善・充実	経年に伴う施設の維持修繕を計画的に実施します。また、老朽化が進んでいる施設の改善に努めるとともに、園庭や外壁の改修、駐車場整備、LED 化、屋上防水工事、空調やトイレ、防犯・防災対策の整備等を実施し、機能強化を図ります。	保育課
休日保育事業	就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、日曜・祝日の一時預かり保育を実施します。	保育課
幼稚園預かり保育補助事業	私立幼稚園等に在園している児童の保護者に対して、預かり保育にかかる経費の一部を補助します。	保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	こどもの良質な成育環境を整備するとともに、孤立感や不安感を抱える保護者を支援すること等を目的に、就労要件を問わずに、時間単位で柔軟に利用できる事業を実施します。	保育課

取組名	取組内容	所管課
幼児期の学校教育・保育の提供	こどもの年齢、教育・保育の希望、保護者の就労状況や保育の必要量に応じて認定し、幼児期の学校教育・保育の提供を行います。	保育課
マタニティタクシー利用券の発行	妊産婦が安全に外出できるよう、タクシー利用料金の一部補助を行います。	市民健康センター
誕生祝いメモリアル事業	出生届の提出の際に、こどもが誕生した子育て家庭に対し、誕生祝い品を贈呈します。	市民課
子育て世帯を支援するリユース事業	家庭で不要となったベビーカーやチャイルドシート等の子ども用品を引き取り、必要としている子育て家庭へ無料で引渡しをします。	西清掃センター

(2) 子育て親子の交流の場づくり

子育て親子が交流できる場づくりを行うことで、楽しみながら子育てできる環境づくりを進めます。

取組名	取組内容	所管課
つどいの広場の開設	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことで、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。	こども支援課
えだまめキッズの実施	多胎児を持つ保護者同士が安心して交流を図り、情報交換をできる場を提供することで、育児の知恵を習得することを支援します。	こども支援課
乳幼児親子教室の実施	0歳～2歳未満までの親子を対象に、こどもを囲んで遊んだり話したりする場を提供します。	こども支援課 (児童センター)
ふれあい保育の実施	未就園のこどもとその保護者を対象に、地域の保育所において、同年齢のこども達と一緒に過ごしたり、保育士と触れあったりすることで、子育てのヒントを見つけてもらうための場を提供します。	保育課（保育園）
あそぼう会の実施	地域の1歳から就学前までのこどもとその保護者を対象に、家庭では経験できない遊びを通して、保護者同士の出会いの場を提供します。	保育課（子育て支援センター）

(3) 保健・医療体制の確保・充実

こどもの健やかな成長を応援するため、各種健康診査や医療体制の充実等を図るとともに、適切な育児情報の提供や健康相談を実施することで育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を図りながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう支援を進めます。

取組名	取組内容	所管課
乳児用体重計の貸出	満1歳になるまでのこどもを養育している保護者に対し、こどもの発育状況を確認できる乳児用体重計を無料で貸出します。	こども支援課
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦等の状況把握、支援プランの作成及び必要なサービスの情報提供を行うとともに、関係機関との支援ネットワークを構築することで、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない伴走型の相談支援を行います。	市民健康センター こども支援課 (こども家庭センター)
パパママ講座の実施	これからパパやママになる方が、赤ちゃんを迎える準備ができるよう、講座を実施します。	市民健康センター
母子健康手帳の交付	妊娠届出と同時に、出産・育児に対するアンケートの実施や相談・支援を行うとともに、母子健康手帳の交付を行います。	市民健康センター こども支援課 (こども家庭センター)
妊産婦健康診査等の実施	妊娠中と産後の母子の健康管理のため、医療機関等で受ける健診費用等の一部を助成します。	市民健康センター
離乳食講習会の実施	発育や発達に応じて、スムーズに幼児食に移行できるよう、離乳食講習会を実施します。	市民健康センター
乳幼児健康診査の実施	こどもが心身ともに健やかに育つよう、成長の節目に健診を実施するとともに、子育てに対する不安や悩み等の相談に応じます。	市民健康センター
予防接種事業の推進	健康を脅かす感染症の蔓延を予防するため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。	市民健康センター
さかろん予防接種ナビの提供	保護者がスマートフォンなどで、予防接種のスケジュール管理ができるよう、情報ネットワークサービスを提供します。	市民健康センター
すこやか親子見守り訪問の実施	母子保健推進員が、地域の身近な相談役として、妊娠中・産後及び乳幼児健診の未受診者を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談支援を進めます。	市民健康センター
乳幼児健康相談の実施	就学前までのこどもの身体測定や、育児不安などの悩みについて相談支援を行います。	市民健康センター
保育園児の歯科指導の実施	園児に歯や口の役目や大切さ等を教え、虫歯の予防に関心を持たせ、口の中をきれいにする習慣化を図ります。	市民健康センター

取組名	取組内容	所管課
育児や健康に関する教育啓発事業の推進	妊婦の禁煙や禁酒、乳幼児突然死症候群（SIDS）や乳幼児の事故防止についてパンフレット等を用いて啓発を図ります。	市民健康センター
小児救急医療体制の確保	坂戸鶴ヶ島医師会が開設する休日急患診療所に対し、運営費の補助を行うことで、受け入れ体制の確保を図ります。また、第二次救急医療体制として、坂戸・飯能地区の指定病院において、休日・夜間の入院治療等が必要な救急患者の受け入れができるよう体制の確保を図ります。	市民健康センター
産後ケア事業	産後1年未満の母子を対象に、助産師のいる医療機関や助産院で宿泊、日帰り及び訪問による産後ケアサービスを提供します。	市民健康センター
産前産後サポート事業	主に1歳未満のこどもを持つ親子を対象とした、相談や講習会等を実施します。	市民健康センター
子宮頸がん検診の実施	若年者の子宮頸がん検診を通じて、疾病の早期発見及び早期治療につなげ、健康の保持増進を図ります。	市民健康センター
がん健（検）診等の実施	子育て世代を含めた幅広い年代を対象に各種健（検）診を実施し、周知、啓発を図ることで、疾病の早期発見及び早期治療につなげていきます。	市民健康センター
産前産後間もない母親及びひとり親世帯への家事支援	産前産後間もない母親やひとり親世帯の家事負担を軽減するために有償ボランティアを派遣する「さかどふれあいサービス」を実施します。	社会福祉協議会

(4) こどもの居場所づくり

安心してこどもが過ごすことできる場として、放課後児童クラブの充実を進めるとともに、児童厚生施設、教育・保育施設を活用したこどもの居場所づくりを進めます。

また、地域で自主的にこどもの居場所づくりを進めている団体に対する支援を進めます。

取組名	取組内容	所管課
児童センターの改善・充実	こども達に健全な遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにすることを目的に、こども向けの各種事業を実施するとともに、多様なこどもの居場所となるよう、機能の充実を図ります。また、老朽化が進んでいる施設の計画的な改善に努めるとともに、屋上防水を含む外壁等の改修、空調やトイレ、照明のLED化、給排水等の設備改修を実施し、機能強化を図ります。	こども支援課 (児童センター)
こどもの居場所づくりを進める団体への支援	こども食堂やフードパントリーなど、子育て家庭への支援やこどもの居場所づくりを進める運営団体等に対し、支援を行います。	こども支援課 (こども家庭センター)
放課後児童健全育成事業の充実	施設の維持管理や増築等を計画的に実施するとともに、管理・運営を指定管理者に委託するなど、放課後児童クラブ(学童保育所)の充実を進めます。	保育課
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進	同一の小学校内等で共働き家庭等の児童を含めたすべての就学児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう一体型について調査研究し、実施に向けて計画的な整備を推進します。	保育課 社会教育課
青少年地域ふれあい事業	放課後の小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後こどもげんき教室として、小学生の放課後の居場所や工作、昔遊び、ボール遊び、宿題などの活動の場を提供します。	社会教育課
地域交流センター事業	遊びや学び、様々な体験活動ができる講座を開催し、地域づくりを行う場となることを目的に、地域と共に全体でこどもを見守り、こども達にとって安心できる「居心地のよい居場所」づくりに取り組みます。	各地域交流センター
こども食堂支援事業	こども食堂や地域食堂を実施している団体に向けて、活動の促進を図るためにお米を配布します。	社会福祉協議会

(5) 安全・安心な生活環境の整備

こども・若者が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、自分たちの安全は自分たちで守る地域力を高める活動を進めます。

また、地域、行政、警察、消防、教育・保育等の関係機関が連携して、防犯・防災・交通安全教育を推進します。

取組名	取組内容	所管課
防災教育の徹底	児童センター、保育所、認定こども園等において、安全計画に基づき、定期的に避難訓練及び消火訓練を行います。	こども支援課 (児童センター) 保育課
防災訓練の実施	防災訓練などを通じて防災意識の高揚を図ります。	防災安全課
交通指導員による立 哨指導等の安全教育	児童が安全に登校できるように、市内の危険な交差点において、交通指導員による立哨指導を行い、登校を通じて交通ルールを守ることの大切さを指導します。	交通対策課
新入園児、新入学児 童・生徒の交通安全 教育	交通安全母の会役員が、入園・入学説明会等における保護者への交通安全対策の説明及び児童・生徒への啓発を行い、家庭における交通安全教育を実施します。	交通対策課
交通安全教育の実施	歩行中や自転車乗車中の交通事故防止のために、学級活動等において、児童生徒に交通安全教育を実施します。	学校教育課
学校施設整備事業	施設・設備の老朽化に対し、維持管理上、必要な改修、修繕及び更新を行い、安全安心な学校生活環境の確保を図ります。	教育総務課
児童生徒安全対策事業	こどもたちの命を自転車事故から守るために、全ての小中学生に自転車乗車用ヘルメットを貸与します。	学校教育課
防災・防犯教育の実施	実際に地震や火災などの災害や不審者の侵入などが発生した際に、安全に対応・避難することができるよう、小中学校において定期的に避難訓練等を実施します。	学校教育課

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭等が安心した生活が送れるよう、生活を下支えする経済的支援として、児童手当やこども医療費の支給等の給付事業の推進を図ります。

取組名	取組内容	所管課
児童手当支給事業	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校生年代までの児童を養育している保護者を対象に、児童の年齢等に応じて手当を支給します。	こども支援課
こども医療費支給事業	高校生年代までのこどもの保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。	こども支援課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないこどもを育てている保護者や、こどもを育てている父又は母に一定の障害がある保護者等に対し、手当を支給します。	こども支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等における高校生年代までの児童（一定の障害がある場合には20歳の誕生月まで）及びその保護者の保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。	こども支援課
児童扶養手当受給者等支援事業	市内に居住する児童扶養手当受給世帯及び就学援助世帯に対し、支援品としてお米を支給します。	こども支援課
模擬試験受験料補助金の支給	ひとり親家庭や生活困窮家庭を対象に実施しているひとり親家庭等学習支援事業に参加している中学3年生に対し、模擬試験の受験料を補助します。	こども支援課
母子家庭等自立支援事業	ひとり親家庭の父母の就職の促進や雇用の安定を図るため、教育訓練講座を受講した際や資格取得のために養成機関へ修業した際に、給付金を支給します。	こども支援課
保育料の減免	保育所、認定こども園等に通う児童の保護者に対し、所得に応じて保育料を決定し、世帯のこどもの数に応じて減免措置を実施します。	保育課
妊婦のための支援給付事業	妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に応じ必要な支援につなぐ、妊婦等包括相談支援事業と一体的な経済的支援として、妊婦のための支援給付を行います。	市民健康センター
未熟児養育医療給付事業	入院医療を必要とする未熟児の保護者に対し、その養育に必要な医療費を給付します。	市民健康センター
不妊治療等助成金支給事業	夫婦の望むタイミングで妊娠、出産につながるよう、不妊治療に係る助成金を支給します。	市民健康センター

取組名	取組内容	所管課
出産育児一時金の支給	坂戸市国民健康保険に加入している方が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	健康保険課
生活保護等事業	最低限度の生活を保障するとともに、自立のための支援を行います。また、児童生徒がいる世帯については、義務教育等に必要な扶助を行います。	福祉総務課
被保護者就労支援事業	被保護者（生活保護受給者）に対し、就労支援員による就労相談等を行い、自立を支援します。	福祉総務課
自立相談支援事業	生活困窮者に対し、専門の相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定し、自立に向けた必要な支援を行います。	福祉総務課
住居確保給付金の支給	離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、家賃を一時的に支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。	福祉総務課
在宅重度心身障害者手当支給事業	在宅で重度の心身障害のある方に対し、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、手当を支給します。	障害者福祉課
障害児福祉手当支給事業	在宅で重度の障害により常時介護を必要とする方に対し、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、手当を支給します。	障害者福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある方に対し、医療費の一部負担金分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に助成します。	障害者福祉課
自立支援医療費（育成医療）	現在ある障害が将来的に残存すると認められる児童について、治療により症状が軽くなる等、効果が認められる場合に治療費の一部を負担します。	障害者福祉課
障害児介護用自動車燃料購入費の補助	障害児を介護する方が運転する自家用自動車の、自動車燃料費購入費の一部を助成します。	障害者福祉課
住宅対策事業	親世代と子世代が同居するために、住宅の改修や建替えをした場合に、費用の一部を補助します。また、親世代と市内で近居するために、子世代が住宅を取得した場合に、住宅取得費用の一部を補助します。	住宅政策課
入学準備金貸付事業	高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で、資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付を行います。	教育総務課
学校給食費補助事業	保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の健やかな成長を支えるため、小・中学校の給食費等を全額補助により無償化します。	教育総務課
小・中学校就学援助事業	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品等に対する援助を行います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、世帯の所得状況に応じ、特別支援教育就学奨励費として、学用品や校外活動等に対する援助を行います。	教育総務課 学校教育課

(2) 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てが両立できるようワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発に努めるとともに、女性の就労や男女共同参画の推進により、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

取組名	取組内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発に取り組めます。	人権推進課
女性の就労支援の充実	女性を対象とした就労情報の提供や就労支援講座を行います。	人権推進課
障害者等就労支援事業	坂戸市障害者就労支援センターにおいて、障害のある保護者に対し、求職の相談や職場定着の支援などを行います。	障害者福祉課
雇用相談等事業	川越公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、坂戸市ふるさとハローワークを設置し、求職の相談対応や就職活動を支援するための講習会等を実施します。また、内職相談室を設置し、相談員による内職に関する求人・求職の相談業務を実施します。	商工労政課

(3) 地域におけるこども支援の強化

地域の協力を得ながら、子育て家庭のニーズに応じた様々なこども・子育て支援を実施します。

取組名	取組内容	所管課
児童福祉関係機関との連携強化	児童問題に関する理解を深めるとともに健全な子育て社会を実現するため、主任児童委員、民生・児童委員、保育所・幼稚園・学校職員ほか坂戸市要保護児童対策地域協議会構成機関等を対象に研修会を実施します。	こども支援課
こどもの貧困対策推進事業	こどもの貧困等の課題に対応するため、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、相談や助言を行い、適切な支援へとつなげます。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行うため支援を行います。	こども支援課
子育てサークルへの支援	情報や技術の提供等、子育てサークルへの育成・支援を行います。	保育園（子育て支援センター）
提案型協働事業	市との協働によりこどもの居場所等を含めた地域課題の解決を図る事業を行う市民活動団体に対して補助金を交付します。	市民生活課
学校運営協議会の設置	学校運営協議会を設置し、地域住民等の学校への参画、支援及び協力を促進し、児童生徒の健全育成に取り組みます。	学校教育課
地域人材と連携した教育活動の推進	ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民を学校応援団として組織し、こどもたちの見守り活動等を行うとともに、協定を締結している大学から学生の派遣を受け、児童生徒に対する指導補助等の支援活動を行います。	学校教育課
社会体験チャレンジの推進	地域の企業等と連携し、職場体験を通して、生徒たちの豊かな成長を支えます。	学校教育課

(4) 子育て関連情報の提供

子育てに関する悩みの解消や子育ての楽しさを感じてもらえるよう、様々な機会や手段を活用し、個々のニーズに応じた情報が入手できるよう、子育て関連情報の提供に努めます。

取組名	取組内容	所管課
子育てガイドブック作成事業	子育て支援に関する制度や施策、育児のヒント等を網羅したガイドブックを作成し、出生届出時において配布するなど、子育て支援を推進します。	こども支援課
巡回型相談の実施	子育て支援利用支援員が地域子育て拠点である児童センターやつどいの広場を巡回し、子育ての相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。	こども支援課 (こども家庭センター)
子育て支援情報の充実	SNS等を活用し、タイムリーな子育て支援事業の紹介や情報の提供を行います。	こども支援課 (児童センター)
親の学習講座の実施	各学校における家庭教育学級開催の支援として、埼玉県家庭教育アドバイザーと連携し、保護者を対象に、楽しく学べる参加型学習として、親の学習講座を実施します。	社会教育課

第5章

量の見込みと提供体制の確保について

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務づけられています。

利用者の視点に立ち、本市の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等を計画に位置付けることとします。

2 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳教育標準時間認定）

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定を受けられるが、幼稚園の利用を希望する方も含まれます。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		897	804	766	715	695	681
②確保 方策	総数	1,567	1,395	1,395	1,067	1,067	1,067
	認定こども園	460	300	300	507	507	507
	幼稚園	1,107	1,095	1,095	560	560	560
過不足②－①		670	591	629	352	372	386
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳保育認定）

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定を受けられるが、幼稚園の利用を希望する方は含まれません。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人)

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	875	910	922	947	927	913
②確保方策 (保育所、認定こども園)	1,089	1,056	1,056	1,185	1,185	1,185
過不足②－①	214	146	134	238	258	272
状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足

(3) 保育所・地域型保育事業・認定こども園 (3号認定、0～2歳保育認定)

0～2歳で保育の必要性がある認定区分で、0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

①0歳児

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		281	165	157	150	142	134
②確保 方策	総数	208	135	135	135	135	135
	保育所	104	83	83	83	83	83
	認定こども園	24	3	3	3	3	3
	小規模保育	80	49	49	49	49	49
過不足②－①		▲73	▲30	▲22	▲15	▲7	1
状況		不足	不足	不足	不足	不足	充足

②1～2歳児

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		587	572	558	572	561	553
②確保 方策	総数	525	499	499	554	554	554
	保育所	339	346	346	346	346	346
	認定こども園	43	36	36	91	91	91
	小規模保育	143	117	117	117	117	117
過不足②－①		▲62	▲73	▲59	▲18	▲7	1
状況		不足	不足	不足	不足	不足	充足

令和7年3月現在、市内の施設は、公立保育園4園、私立保育園10園、認定こども園3園、小規模保育施設12施設となっています。

確保方策は各施設の定員数の合計値となります。令和7年度～10年度における、確保方策は不足していますが、私立幼稚園の認定こども園化に伴い、受入枠の拡大を図るとともに、定員数を超えて柔軟に受入枠を調整する保育の弾力化を実施することにより、保育体制の確保を進めます。

【確保方策の内容】

<令和9年度>

○ 私立幼稚園の認定こども園化に伴い、2歳児及び3～5歳児受入枠増加を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関のサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：カ所)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (窓口設置数)		2	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
量の見込み (窓口設置数)		6	6	6	6	7	7
確保方策	地域子育て 相談機関	6	6	6	6	7	7

平成27年度から子育て支援課で利用者支援事業（基本型）、平成29年度から市民健康センターで利用者支援事業（母子保健型）を開始し、子育て支援事業や母子保健サービスの利用に係る情報の提供、相談・助言を実施しました。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって、こども家庭センターを新たに開設したため、利用者支援事業（母子保健型）から利用者支援事業（こども家庭センター型）へ移行し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化を図っています。

【基本型】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添って相談支援を実施するもの。

【こども家庭センター型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から切れ目なく相談支援を行うとともに、子育て支援利用支援員が児童センターやつどいの広場を巡回し、身近な場所において相談支援を実施するもの。

【地域子育て相談機関】

すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる場所として、地域子育て支援拠点を地域子育て相談機関に指定します。地域子育て相談機関では、子育て支援利用支援員が巡回することで、適切な相談・助言を実施し、必要に応じこども家庭センターと連携を行います。

（２）延長保育事業

保育認定を受けた児童について、認定こども園、保育所等において保育標準時間以上の時間の保育を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人/年)

	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（需要量）	1,530	1,384	1,336	1,293	1,264	1,242
②確保方策	1,821	1,690	1,690	1,874	1,874	1,874
過不足②－①	291	306	354	581	610	632

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人/年)

		令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み (需要量)	総数	928	1,038	1,049	1,029	1,002	972
	低学年	675	703	685	670	642	621
	高学年	253	335	364	359	360	351
②確保 方策	定員	946	966	996	1,026	1,026	1,026
	施設数	14	14	14	14	14	14
過不足②－①		18	▲72	▲53	▲3	24	54
状況		充足	不足	不足	不足	充足	充足

現在、本市では放課後児童クラブ（学童保育所）を14か所設置しています。児童数の増加が見込まれる地区については、クラブ増設や、余裕教室の利活用を通じて、計画期間中の充足を目指します。

（６）子育て短期支援事業

（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

（単位：人日/年）

		令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（需要量）		0	8	8	8	8	8
②確保 方策	ショートス テイ・トワ イライトス テイ	8	8	8	8	8	8
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
過不足②－①		8	0	0	0	0	0
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

本市では近隣市に設置されている児童養護施設で満２歳～１８歳未満の児童を対象に短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【市民健康センター】

（単位：人/年）

	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（需要量）	438	450	440	434	426	419
確保方策	実施機関：市民健康センター					

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を母子保健推進員（保健師・看護師等）が訪問し、母子の健康管理や子育て支援に関する情報提供を行っています。

また、母子の健康状態及び養育環境の把握を行い、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

・養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

・要保護児童対策地域協議会その他要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力等の機能強化を図る取組を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人/年)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (需要量)	育児支援家庭訪問	16	-	-	-	-	-
	要保護児童対策地域協議会ケース数	107	100	100	100	100	100
確保方策		実施機関：こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会構成機関					

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって、養育支援訪問事業は、令和7年度から子育て世帯訪問支援事業へ移行し、さらなる支援体制の強化を図ります。

坂戸市要保護児童対策地域協議会では、年度当初に代表者会議、年4回の実務者会議、随時開催する個別ケース会議をとおして、虐待の未然防止、早期発見、早期支援のため、綿密な情報共有、連携を図っています。また、今後も引き続き、支援が必要と認められる児童・保護者に対して、指導・助言を行うとともに関係機関との連携強化を図り、児童虐待対策の推進を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人回/月)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（需要量）		3,500	3,090	2,982	2,888	2,822	2,772
②確保 方策	児童センター	4,290	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		4	4	4	4	4	4
	つどいの広場	1,282	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800
		2	2	2	2	3	3
過不足②－①		2,072	2,110	2,218	2,312	2,978	3,028
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

児童センター4施設、つどいの広場3施設(令和10年度より北坂戸地区多世代交流拠点内にて1か所整備予定)、子育て支援センター(坂戸保育園内)1施設を地域子育て支援拠点に位置付けています。児童センター、つどいの広場では乳幼児親子が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供を実施しています。子育て支援センターでは、地域の子育て家庭に対する相談・助言を行うとともに、情報の提供、遊びを通して親子の交流、子育てについての相談を行う「あそぼう会」などを実施しています。

今後も周知の徹底を図り、利用しやすい施設運営に努めるとともに、各拠点において受けた相談を、こども家庭センター、家庭児童相談室などにつなげるなど、子育て家庭の不安の解消を図ります。

(10) 一時預かり事業

①幼稚園における一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人日/年)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（需要量）		2,885	5,824	5,549	5,177	5,036	4,937
②確保 方策	認定こども 園・幼稚園	38,399	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	実施箇所数	9	8	8	8	8	8
過不足②－①		35,514	30,176	30,451	30,823	30,964	31,063
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

②幼稚園在園児以外の一時的預かり

○ 一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で、一時的に預かる事業です。

○ ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課・保育課】

(単位：人日/年)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（需要量）		9,840	9,417	9,088	8,802	8,600	8,448
②確保 方策	保育園等	37,885	45,550	45,550	45,550	45,550	45,550
	実施箇所数	11	10	10	10	10	10
	ファミリー サポートセ ンター	130	300	300	300	300	300
	実施箇所数	103	100	100	100	100	100
過不足②－①		28,175	36,433	36,762	37,048	37,250	37,402
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

(11) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人日/年)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（需要量）		508	647	624	604	590	580
②確保 方策	病児施設	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
過不足②－①		992	853	876	896	910	920
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人日/年)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (需要量)	低学年 (1～3年)	611	540	501	490	462	440
	高学年 (4～6年)	407	383	376	352	332	308
②確保方策		1,018	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過不足②－①		0	77	123	158	206	252
状況		充足	充足	充足	充足	充足	充足

さかどファミリー・サポート・センターでは主に、保育施設等（保育所・幼稚園・放課後児童クラブなど）への送迎、保育施設等の閉所後の預かり、習い事への送迎といった、短期的、補助的な相互援助活動を担っています。令和4年度から経済的に困窮しているひとり親家庭等に対して、市が利用料金の一部を負担し、誰もが利用しやすい環境を整えています。

また、事業の周知を継続して行い、講習会や交流会の開催等、会員数の拡大及び確保に努めます。

(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠中に必要な医学的検査を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

【市民健康センター】

(単位：人/年)

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要量)	442	450	440	434	426	419
確保方策	実施場所：委託医療機関他 実施機関：市民健康センター					

妊娠届出をした妊婦に、坂戸市の委託医療機関で受ける妊婦健康診査費用の一部を14回まで助成しています。また、里帰り出産などの理由で、本市の委託医療機関以外で受診した場合にも、健診費用の一部を助成しています。今後も、妊婦健康診査の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人日/年)

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要量)	-	10	10	10	10	10
確保方策	-	10	10	10	10	10

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関につなぐなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人/年)

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（需要量）	－	－	－	5	5	5
確保方策	－	－	－	5	5	5

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し合える情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■ 量の見込みと確保方策

【こども支援課】

(単位：人/年)

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（需要量）	－	5	5	10	10	10
確保方策	－	5	5	10	10	10

(17) 産後ケア事業

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後１年未満の母子を対象とし、育児不安の軽減及び心身の回復を目的に助産師等の専門職のケアを受けられる事業です。

経済的負担の軽減と委託医療機関等の拡大を図り、利用しやすい環境を整えることにより、健やかな育児ができるよう支援していきます。

■ 量の見込みと確保方策

【市民健康センター】

(単位：人日/年)

	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（需要量）	88	420	630	770	910	1,050
確保方策	実施場所：委託医療機関他 実施機関：市民健康センター					

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じる事業です。様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。

■ 量の見込みと確保方策

【市民健康センター】

(単位：回/年)

		令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（需要量）		1,326	1,350	1,320	1,302	1,278	1,257
確保方策	こども家庭 センター	-	225	220	217	213	210
	上記以外	-	1,125	1,100	1,085	1,065	1,047

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所等に預けられるようにする新たな通園給付制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、受入体制の整備に努めていきます。

■ 量の見込みと確保方策

【保育課】

(単位：人日)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要定員数)	0歳児	-	-	10	10	10	10
	1歳児	-	-	15	14	14	13
	2歳児	-	-	15	14	14	13
確保方策	0歳児	-	-	10	10	10	10
	1歳児	-	-	15	14	14	13
	2歳児	-	-	15	14	14	13

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

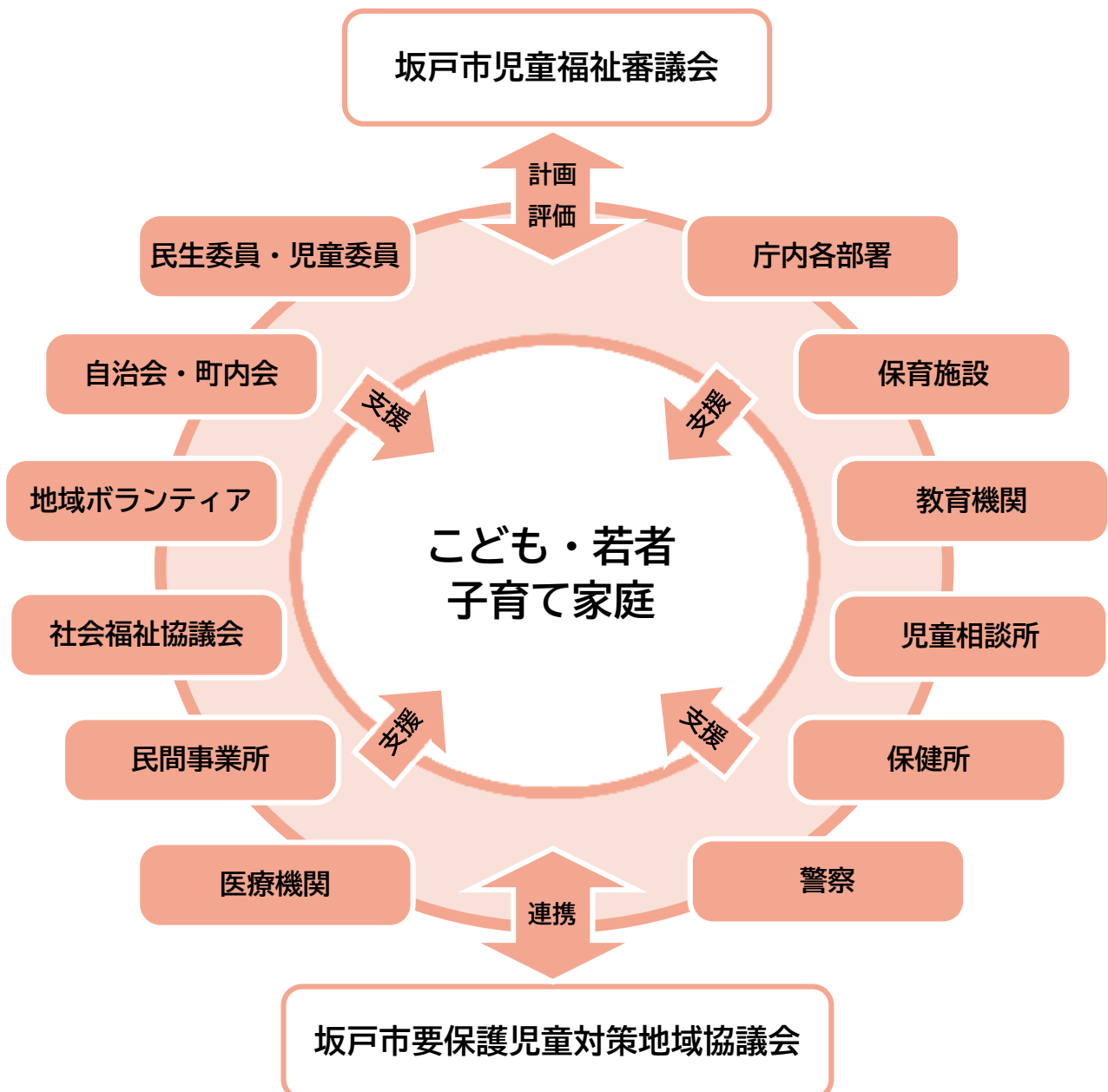
第6章

計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあっては、行政だけでなく、様々な関係団体と連携・協働して取組を進めていく必要があります。

そのため、庁内各部署、関係する行政機関、学校、教育・保育施設、民生委員・児童委員、警察、医療機関、民間事業所、自治会、地域ボランティア等と連携協力体制を構築し、こども・若者や子育て家庭を支援していく取組を推進していきます。

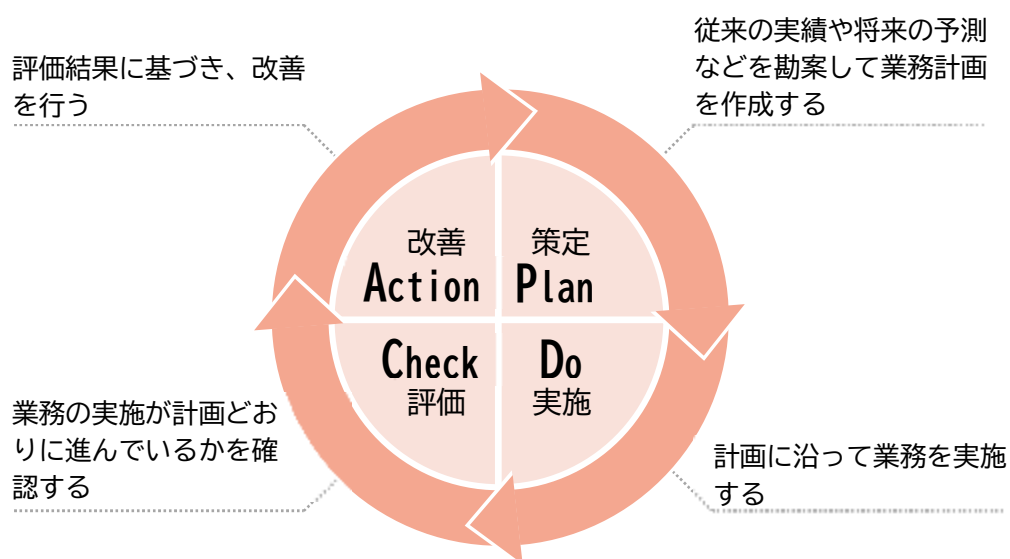


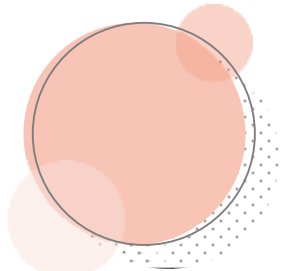
2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、実施状況の点検・評価を行うとともに、「量の見込み」や「確保方策」についても、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる効率的な進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 坂戸市児童福祉審議会条例

平成14年3月27日
条例第6号

改正

平成17年3月23日条例第3号

平成20年12月24日条例第31号

平成26年12月19日条例第37号

令和4年3月18日条例第3号

令和5年6月26日条例第13号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、坂戸市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 児童福祉法第8条第2項に規定する児童の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務
- (4) 坂戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年坂戸市条例第25号）第3条第1項に規定する事項を調査審議すること。
- (5) 坂戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年坂戸市条例第26号）第3条第1項に規定する事項を調査審議すること。
- (6) その他児童の福祉に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉事業関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども健康部こども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第31号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 坂戸市こども計画等庁内策定・推進会議設置要領

(令和5年8月25日 市長決裁)

(令和6年3月12日 一部改正)

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年6月22日第77号）第10条第2項及び同条第5項に規定する市町村こども計画（以下「計画」という。）等の策定及び推進を図るため、坂戸市こども計画等庁内策定・推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) こども健康部長

(2) 市職員のうちから別表に掲げる課の課長職等にある者

2 会議に会長を置く。

3 会長は、こども健康部長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 庁内会議に、第2条の所掌事務の細目について調査及び研究を行うワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。

2 チームは、こども支援課長及び別表に掲げる課の課長補佐又は、係長の職等にある者で、当該所属長が推薦する者をもって組織する。

3 ワーキングチームリーダー（以下、「リーダー」という。）は、チームの事務を総理し、チームを代表する。

4 リーダーは、こども支援課長をもって充てる。

5 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指名するメンバーが、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども健康部こども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第3条及び第6条関係）

市長部局	政策企画課、情報政策課、人権推進課、市民生活課、市民課、こども支援課、保育課、市民健康センター、福祉総務課、障害者福祉課、商工労政課、都市計画課、住宅政策課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課（教育センター含む）、社会教育課

3 坂戸市児童福祉審議会委員名簿

番号	役職	選出区分	所属等	氏名
1		児童福祉事業関係者	川越児童相談所所長	山田 紀子 (～R6.3.31)
				有光 博 (R6.4.1～)
2		児童福祉事業関係者	坂戸市私立幼稚園協会会長	土田 典子
3		児童福祉事業関係者	あさば保育園園長	大塚 早苗
4		児童福祉事業関係者	坂戸さくら保育園園長	清水 憲一 (～R6.3.31)
			坂戸さくら保育園副園長	田島 美代子 (R6.4.1～)
5		児童福祉事業関係者	坂戸市民生委員・児童委員 協議会連合会副会長	島田 隆
6		学識経験者	山村学園短期大学 子ども学科 准教授	酒井 誠
7	会長	学識経験者	明海大学 保健医療学部 教授 歯学部口腔衛生学分野 教授	竹下 玲
8	副会長	学識経験者	女子栄養大学 実践食事管理学 准教授	西村 早苗
9		学識経験者	さかど家庭教育 アドバイザーの会代表	本間 絹江
10		子ども・子育て支援法 第6条第1項に規定す る子どもの保護者	坂戸市保育をよくする会	安川 光
11		子ども・子育て支援法 第6条第1項に規定す る子どもの保護者	坂戸市P T A連合会	白田 涼一 (～R6.5.18)
				高橋 智子 (R6.5.19～)
12		公募に応じた市民	公募	吉川 和美
13		公募に応じた市民	公募	小川 君子
14		公募に応じた市民	公募	吉田 由加理

4 策定経過

日 程	内 容
第1回 児童福祉審議会 令和5年 8月1日（火）	(1) 会長及び副会長の選任について (2) 諮問書の手交
第2回 児童福祉審議会 令和6年 2月2日（金）	子育て支援に関するアンケート調査及び坂戸市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査について
保護者アンケート調査実施	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施 実施期間 令和6年2月21日～令和6年3月6日 「坂戸市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査」の実施 実施期間 令和6年2月21日～令和6年3月6日
第3回 児童福祉審議会 5月16日（木）	(1) 子育て支援に関するアンケート調査及び坂戸市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査の調査結果について (2) こども・若者に対するアンケート（案）について (3) 「坂戸市こどもまんなか計画」（仮称）の骨子（案）について
こども・若者アンケート調査実施	実施期間 令和6年5月27日～令和6年7月5日
第4回 児童福祉審議会 8月9日（金）	(1) こども・若者に対するアンケート調査の調査結果について (2) 「坂戸市こどもまんなか計画」（仮称）の素案について

日 程	内 容
第5回 児童福祉審議会 11月15日（金）	坂戸市こどもまんなか計画（仮称）（素案）について
市民コメント	実施期間 令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）
第6回 児童福祉審議会 令和7年 2月13日（木）	（1）坂戸市こどもまんなか計画（素案）に係る市民コメントの結果について （2）坂戸市こどもまんなか計画（案）について （3）計画策定に係る答申（案）について （4）答申書の手交式について
答申 2月21日（金）	答申書の手交

5 諮問

坂こ発第619号
令和5年8月1日

坂戸市児童福祉審議会
会長 竹下 玲 様

坂戸市長 石 川 清

第3期坂戸市子ども・子育て支援事業計画等の策定について（諮問）

第3期坂戸市子ども・子育て支援事業計画等の策定について、坂戸市児童福祉審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

6 答申

坂 児 審 発 第 3 号
令和 7 年 2 月 2 1 日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市児童福祉審議会
会 長 竹 下 玲

第3期坂戸市子ども・子育て支援事業計画等の策定について（答申）

令和5年8月1日付け坂こ発第619号により諮問のありました第3期坂戸市子ども・子育て支援事業計画等の策定につきましては、坂戸市こどもまんなか計画（以下、「計画」という。）として、本審議会において慎重に審議し、その結果、次のとおり答申します。

答 申

この度まとめられた、計画につきましては、本市の次代を担うこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう取組を進めることで、持続可能な都市として発展するための計画として、適正なものであると認められます。

なお、本審議会における別紙の審議会意見について配慮され、基本理念に掲げた「こどもの笑顔が輝くまち さかど」の実現に向けて、庁内各部署、関係する行政機関、学校、教育・保育施設、民生委員・児童委員、警察、医療機関、民間事業所、自治会、地域ボランティア等との連携により、こどもたちが健やかに成長し、すべてのこどもが中心となって活躍できるまちづくりの推進が図られますことを要望するものであります。

【別紙】

審議会意見

- 1 本計画の推進にあたっては、市や様々な関係団体が連携協力体制を構築し、目標達成に向けて各種取組の推進を図るとともに、適宜、本計画の進行管理、評価を行い公表し、必要に応じて改善すること。
 - 2 子育て家庭の孤立など、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠時より各種相談・支援を行うとともに、幼児期における教育・保育を充実させ、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行っていくこと。
 - 3 すべてのこども・若者が将来に希望を持って健やかに成長していけるよう、こども・若者が意見表明や参画できる環境を整備するとともに、不安や生きづらさを解消する各種取組を行っていくこと。
 - 4 こどもたちの生命や安全に重大な影響を及ぼす児童虐待のほか、いじめやひきこもりといった学校や家庭生活に関わる問題が増加する中で、悩みを抱えるこどもたちやその保護者が安心して子育て・子育てできる環境を整備するとともに、各種取組を行っていくこと。
 - 5 制度に変化が生じた場合は、計画の期間中であっても迅速に計画の見直しを図ること。
-

7 市民コメント

(1) 意見応募期間

令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）

(2) 応募資格

市内に在住、在勤、在学している方

(3) 応募方法

応募箱に投かん、郵便、ファックス、Eメールで送付または電子申請

(4) 市民への周知

広報さかと令和6年12月号及び市ホームページに掲載、応募箱設置

(5) 素案、応募用紙及び応募箱設置場所

市役所1階の市政情報コーナー及びこども支援課窓口、並びに各地域交流センター、各出張所、中央図書館、各児童センター、各つどいの広場、市民健康センター、こども家庭センター

(6) 応募結果

提出方法の内訳		年代別打内訳		性別内訳	
応募箱	0件	50代	1人	男性	2人
郵便	0件	60代	1人	女性	1人
ファックス	0件	80代	1人		
Eメール	3件				
電子申請	0件				

8 用語解説

用 語	解 説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、こどもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事情がある場合は最長2年間。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、こどもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の事業のこと。 ①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業、⑭子育て世帯訪問支援事業、⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業、⑰産後ケア事業、⑱妊婦等包括相談支援事業、⑲乳児等通園支援事業
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
病児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

※「子供」の表記：本計画中、「子供」の表記については、法令に根拠がある場合、固有名詞に用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記している。

坂戸市
こどもまんなか計画
令和7年3月

発行：坂戸市

編集：坂戸市役所 こども健康部 こども支援課

〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331（代表）

